

令和5年第1回定例会

# 長柄町議会会議録

令和5年 3月1日 開会

令和5年 3月16日 閉会

長柄町議会

## 令和5年長柄町議会第1回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月1日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○施政方針	6
○一般質問	17
三 枝 新 一 君	17
1. ふるさと納税について	
2. 空き家バンクについて	
3. キッズルームについて	
本 吉 敏 子 君	35
1. 結婚生活支援事業について	
2. 広報ながらについて	
3. 不在になった土地の相続について	
4. 高齢者福祉について	
柴 田 孝 君	54
1. 将来の町づくりについて	
2. 「株式会社ミケン」における旧水上小学校跡地の建設計画について	
鶴 岡 喜 豊 君	65

1. ながランホールの床のひび割れについて	
2. 町の自然環境・町の生態について	
3. 町の課題について	
神崎清美君	84
1. 2000年（平成12年）生まれの若者の成人式について	
○散会の宣告	87
第 2 号 （3月2日）	
○議事日程	89
○出席議員	90
○欠席議員	90
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	90
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	91
○開議の宣告	92
○諸般の報告	92
○一般質問	92
佐久間 繁 英 君	93
1. 町内における就労の提供と安定した税収の確保について	
2. 耕作放棄地、遊休地の活用について	
池 沢 俊 雄 君	100
1. 令和5年度予算の主要施策等について	
○議案第1号～議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
○議案第4号、議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○議案第6号、議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
○議案第12号、議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
○議案第14号～議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	136

○議案第20号～議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託……………	152
○休会の件……………	174
○散会の宣告……………	175

第 3 号 (3月16日)

○議事日程……………	177
○出席議員……………	177
○欠席議員……………	177
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名……………	177
○本会議に職務のため出席した者の職氏名……………	178
○開議の宣告……………	179
○諸般の報告……………	179
○議案第20号～議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決……………	179
○議案第26号、議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	187
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	189
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	193
○閉議及び閉会の宣告……………	194
○署名議員……………	197

長柄町告示第1号

令和5年長柄町議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和5年1月27日

長柄町長 月 岡 清 孝

1 期 日 令和5年3月1日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1 番	佐久間 繁 英 君	2 番	神 崎 清 美 君
3 番	高 橋 智 恵 子 君	4 番	岡 部 弘 安 君
5 番	鶴 岡 喜 豊 君	6 番	池 沢 俊 雄 君
7 番	三 枝 新 一 君	8 番	本 吉 敏 子 君
9 番	星 野 一 成 君	10 番	柴 田 孝 君
11 番	古 坂 勇 人 君		

不応招議員（なし）

## 令和5年長柄町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和5年3月1日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告(議長の報告)  
日程第 4 施政方針  
日程第 5 一般質問

---

### 出席議員(11名)

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 佐久間 繁 英 君 | 2番  | 神 崎 清 美 君 |
| 3番  | 高 橋 智恵子 君 | 4番  | 岡 部 弘 安 君 |
| 5番  | 鶴 岡 喜 豊 君 | 6番  | 池 沢 俊 雄 君 |
| 7番  | 三 枝 新 一 君 | 8番  | 本 吉 敏 子 君 |
| 9番  | 星 野 一 成 君 | 10番 | 柴 田 孝 君   |
| 11番 | 古 坂 勇 人 君 |     |           |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |  |           |                 |           |
|--|-----------|-----------------|-----------|
| 町 長  | 月 岡 清 孝 君 | 総務課長            | 内 藤 文 雄 君 |
| 企画財政課長                                     | 白 井 浩 君   | 税務住民課長          | 山 越 康 弘 君 |
| 健康福祉課長<br>兼地域包括支<br>援センター長<br>兼福祉セ<br>ンター長 | 森 田 孝 一 君 | 建設環境課長          | 若 菜 聖 史 君 |
| 産業振興課長                                     | 小 泉 義 彦 君 | 会計管理者           | 石 井 和 子 君 |
| こども園長                                      | 川 嶋 静 雄 君 | 教 育 長           | 石 川 和 之 君 |
| 学校教育課長<br>兼給食セ<br>ンター所長                    | 川 田 亨 君   | 生涯学習課長<br>兼公民館長 | 松 本 昌 久 君 |

選挙管理  
委員会書記長

内藤文雄君

農業委員会  
事務局局長

小泉義彦君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐藤幹宏

議会書記

貝塚

匡

議会書記

那須悠太

---



開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（古坂勇人君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、11名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和5年長柄町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（古坂勇人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

1番 佐久間 繁 英 議員

2番 神 崎 清 美 議員

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（古坂勇人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日から16日までの16日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日1日から16日までの16日間に決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（古坂勇人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

また、監査委員から例月出納検査結果報告書及び定期監査報告書が提出されましたので、印刷してお配りしてあります。

---

### ◎施政方針

○議長（古坂勇人君） 日程第4、町長の施政方針を行います。

月岡町長より、本定例会に当たり、施政方針を述べたい旨の申出がありましたので、これを許します。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） おはようございます。令和5年第1回長柄町議会定例会の開会に当たり、令和5年度予算案をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たりまして、私の町政運営に関する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、先月6日、トルコ南部を震源とするマグニチュード7.8の大地震が発生し、トルコ・シリアにおいて5万人を超える死者が発生しているとのことであり、この報道に触れ、自然災害の脅威を改めて強く感じたところであります。お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、行方不明者の早期の捜索、そして復旧・復興が、日本をはじめ世界各国の支援を得て進みますようお願い申し上げます。

また、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻から、2月末で1年が経過いたしました。戦争と戦争犯罪により多くの貴い人命が奪われ、そして、今なお続いているという恐ろしい現実に関心と心が痛むと同時に強い憤りを感じます。一日も早い終戦と平和がウクライナに訪れるこ

とを願ってやみません。

身近な災害、そして闘いという意味では、新型コロナウイルス感染症も同質と言えます。

そして今、発生から3年が経過いたしました。

長柄町新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催回数は75回に及んでいます。対策本部会議では、感染拡大防止や生活支援、経済支援などの視点から様々な議論を行った上で、具体的な対策を決定してまいりました。この間の町民の皆様のご理解とご協力に心から感謝を申し上げますとともに、今もなお、新型コロナウイルスに感染し療養中の方々にお見舞い申し上げます。また、日々感染リスクと向き合いながら、懸命に現場でご尽力されている医療関係者の皆様や、私たちの生活を支えるため、サービスの提供に従事されている事業者、各種団体の皆様に感謝申し上げます。

国の方針見直しにより、新型コロナウイルス感染症の全数把握が行われない現在では、正確な感染者数は明らかになりません。しかし、いまだ続くコロナ禍において、感染拡大防止対策と生活・経済対策の両面から取り組み、さらにはエネルギー・食品価格等の物価高騰という難局を、町民の皆様とともに力を合わせて乗り越えてまいりたいと思います。

国は、この5月8日に、現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることを決定しました。局面は明らかにウイズコロナ、アフターコロナへと移行します。町といたしましては、今後も国のワクチン接種の方針や新型コロナウイルス感染症の取扱いの変更など、状況を把握しつつ臨機応変に対応してまいります。本年も、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、去年は、年明け早々から、そのコロナの第6波が、そして収まりを実感する間もなく第7波が猛威を振るい、ほぼそのピークに町長選挙を迎えました。町民の皆様からの負託を受け、新たに町政を担わせていただくことになりましたが、振り返れば、1年間で6波、7波、8波と3度にわたる感染拡大への対応や国際情勢の不安定化に端を発した物価高騰や円安など、激動の一年でした。

こうした状況に対し、医療機関、介護施設等への感染拡大のリスク低減のための緊急支援のほか、オミクロン株対応ワクチンや小児・乳幼児へのワクチン接種、物価高騰対策臨時給付金や農業者経営継続支援金の支給、全町民を対象とした長柄町地域応援券の発行、そして給食費の無償化等、生活・家計支援など、数字の補正予算を編成し、町民生活の安全・安心の取組をスピード感を持って進めてまいりました。

また、行動制限の緩和に伴い、長柄町農林商工まつりが4年ぶりに開催されるなど、社会

経済活動や地域活動の回復などの明るい兆しが見えた年でもありました。

一方で、人口減少問題はいよいよ厳しさを増しています。令和4年の国内の出生数は80万人を割り込んで、過去最少となる見通しであり、想定を上回るペースで少子化が進んでいます。先般も、岸田総理大臣が従来とは次元の異なる少子化対策に挑戦することを表明されるなど、国を挙げての少子化対策にいよいよかじが切られたと理解するところです。

このような困難な時代の中で、地方の活力を維持、発展させていくにはどうしたらよいでしょうか。恐らく多くの自治体が同じ悩みを抱えていると思います。私は、こうした厳しい状況にあることを単に負の局面と捉えず、変革のチャンスであると考えます。

期せずして、圏央道の未供用区間である横芝大栄間は、令和6年度末に完成予定と発表がありました。神奈川県内の一部で、いまだ未供用の区間があるものの、これにより圏央道のほぼ全線が開通することになり、千葉県、房総半島、また長柄町にとって、かつて経験のない好機と捉えています。何といても、長柄町の玄関口であるS I Cが常磐・東北・関越・中央・東名などの9本の放射高速道路と直結すること、加えて羽田と成田の2つの国際空港のほぼ中間地に位置すること、これから物流も観光も大きく変化するものと期待します。

そして、いみじくもその年の春、我が長柄町は町制施行70周年という節目の年を迎えます。これまでの多くの先達の町づくりが結実するよう、町民、議会、そして行政が来るべき夢のそのときに向けて、一丸となって準備をしようではありませんか。私もその先頭に立ち、未来に希望が持てる町づくりにつなげてまいります。

町長となって初めて迎える新年度は、長柄町は変わってきたと町民が実感できる町づくりを着実に進めます。

まず、町づくりにおける基本的な認識について申し上げます。

令和2年度第5次総合計画を策定し、町の将来像「水と緑と笑顔が輝くヒューマンリゾートながら」を掲げ、子供からお年寄りまで生涯活躍のできるまち、生涯を健康で活動的に暮らせるまちという、本町発展のエンジンとなる目指すべき方向性をお示しさせていただいております。

さらに、人口減少の抑制と町の活性化に向けた具体的な取組の計画「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示される戦略的事業を着実に実行することにより、持続可能な町づくりを進めてまいります。

さて、昨年、私は就任に当たっての所信方針において、人口減少がこの町の最大の課題であると申し上げました。さきに述べましたとおり、国内における人口減少は予想を上回るべ

ースで進んでおり、今まさに国を挙げての少子化対策、子育て支援が始まろうとしています。長柄町の新年度事業も、それに先んじて子供、子育て、若者世代のこの町の未来の担い手応援に力点を置きました。

これらのことを踏まえ、昨年末に3か年実施計画を策定し、このたび令和5年度の予算を編成いたしました。

予算の詳細につきましては、予算審議の際、詳細にご説明させていただきますが、予算規模といたしましては、公民館建設事業の減などの関係から、全体として微減となっております。

一般会計40億1,700万円、特別会計19億9,000万円、合計で60億700万円、前年度と比較しますと、一般会計では1.4%の減、特別会計では1.2%の減、全体では1.4%の減となります。

ここで、第5次総合計画の施策体系に沿って、重点的取組事項を説明いたします。

初めに、「ひとが自然と共生する快適なまちづくり」基盤の整備では、まず道路事業におきまして、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、橋梁長寿命化修繕事業や町道3033号線の道路改良事業等を継続して進めてまいります。

本町の動脈とも言える県道関係では、圏央道との様々な相乗効果などはもちろんのこと、近年増加している大型車の円滑な運行や歩行者の安全確保など、地域の皆様の安全・安心が図れるものであり、再優先の位置づけで要望してまいります。

本年は、特に主要地方道市原茂原線針ヶ谷地先局部改良事業など、継続中事業の早期完成に向けて関係機関との調整に尽力してまいります。

公共交通の確保では、今年度も路線バスの利用促進と路線の維持に努めてまいります。高等教育における保護者の負担軽減や、高齢者の積極的な社会参加、外出支援、路線バス利用者支援として、学生及び65歳以上の方を対象とした定期、または回数券の半額助成を新年度も継続してまいります。

交通利便性の問題につきましては、町の最重要課題と捉えており、現在、バス回数券とタクシー券の助成事業を併せて実施しています。将来的な財政負担等も勘案しながら、本町の地勢、特性に見合った、より効果的な公共交通の在り方について、引き続き検討してまいります。

一宮川流域治水では、河道改修や調整池等の河川整備を加速化させるとともに、水害に強い町づくりのために、特定都市河川浸水被害対策法を活用することが一宮川流域治水協議会において合意され、令和5年1月に指定公示、本年10月1日に指定される見込みとなりました。

た。町といたしましても、今後加速する浸水対策重点地域緊急事業に対し、しっかりと千葉県と協働の体制を取ってまいります。

刑部バイパスに近接して流れる普通河川刑部川の整備は、令和4年度から3か年の計画で実施しており、令和5年度も継続してまいります。

地籍調査事業については、事業開始から12年目を迎え、現地の境界立会い業務は、今年度で町内全域を終了いたします。立会い成果の確認や法務局への申請など、最終的な登記完了まではまだ数年を要します。早期の完全完了に向けて一層推進してまいります。

次に、「ひとが健康で支えあう安心なまちづくり」保健・福祉の充実では、まず、新たに子育て支援金事業を開始します。

この事業は子育て支援事業であり、子育て中の若者の経済的負担を軽減することを目的とするもので、これまでの子育てスタート支援金事業を進化させ、出生時5万円、こども園入園時、小中学校入学時、中学校卒業時に各2万円を支給することといたしました。年明けから、東京都をはじめとして子育て支援施策が次々と報じられ始め、ややもすると自治体間の支援策競争に発展してしまうのではないかと危惧はあるものの、本町としては、その前にまず今できることとして、負担軽減と応援、そして、この町の子供たちの健やかな成長を願い、また祝う気持ちを込めて支援事業を始めます。

次に、同じく新規事業の介護職員初任者研修事業です。

介護職員初任者研修とは、旧ヘルパー2級のことで、介護の基礎的な知識やスキルを身につけることができる資格で、食事介護や入浴介助、排せつ介助など生活のサポート全般について研修を行うものとなっております。研修を修了するには130時間の研修を受講し、修了試験に合格する必要があります。この研修にかかる費用は、通常7万円から8万円程度は必要とされておりますが、本事業では、町の方を対象に無料で受講できるようにするものです。これにより、町民の介護職分野への参入のきっかけをつくるとともに、家族介護への不安を払拭することができ、さらに、地域における介護事業への就業と介護力不足を補うことが見込まれるものです。

健康ポイント事業に関しましては、年々参加者が増加しており、今後も一層広く町民に浸透し、健康づくりへと連動するよう、周知、啓発に取り組んでまいります。また、たまったポイントにより、町内の商店でご利用いただける制度としていることから、引き続き、健康づくりと商業等活性化の施策の連動に取り組んでまいります。

その他、女性の健康サポート事業、特定健診、特定保健指導、短期人間ドック助成事業等

につきましても、医療機関と連携を図りながら、乳幼児から妊婦、高齢者まで、町民の健康増進に引き続き努めてまいります。

介護保険事業では、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように、介護予防出張教室をはじめとする各種サロン活動などの取組について、社会福祉協議会との協働体制の下、今後も積極的に推進してまいります。

公共交通の確保に関連しますが、平成29年度秋から開始した高齢者等外出支援利用タクシー助成事業は、今年で7年目を迎えますが、利用者は年々増加してきており、ニーズや実態把握などにより、対象者の条件緩和や助成額の上乗せなどを図ったことが結果に結びついており、なお一層、事業の浸透、拡大に努めてまいります。

次に、「ひとが生き生きと躍動する多彩なまちづくり」教育・文化の充実では、まず町内の小中学校の児童・生徒一人一人に配備したタブレット端末を併せ、各教室に設置した大型電子黒板の活用が進んでいます。今後も、未来を見据えたICT教育の推進を図ってまいります。

進行する少子化や人口減少に伴う今後の町内小学校2校の見通しについて、長柄町小学校あり方検討委員会において現在協議をしておりますが、このたび、こども園、小学校の保護者、小学校五、六年生、中学校一、二年生、こども園、小中学校の職員、民生委員、青少年相談員、自治会長及び事務連絡班長などの皆様にアンケートをお願いし、ただいま集計をしております。新年度において、結果の分析等、検討委員会の中で、議論、検討を進めてまいります。

コロナ禍で、国際交流派遣事業が3年続けて中止となりましたが、昨年度から実施している国際交流語学研修事業を本年度も開催いたしました。千葉大学と連携し、海外からの留学生7名、中国、インドネシア、メキシコ、ベトナム、アメリカ、ドイツ、フィンランドと、イギリスに留学経験のある大学生1名及び教員3名による授業が行われました。それぞれの国の語学や文化等を分かりやすく伝えていただき、実施後の生徒から勉強になった、楽しかったとの意見が多く得られました。2年間の実績と評価から、長柄町独自の授業の一つとなった本事業は、新年度においても包括連携協定を締結している千葉大との連携により、一層の充実が図られることを期待します。また、学力向上策の一環として、英語検定、数学検定、漢字検定の受験料の補助を継続して行い、多くの児童・生徒がチャレンジし、合格しております。

各小中学校では、定期的な教育相談や悩み相談箱の設置によるいじめの早期発見・早期対

応を行うとともに、豊かな心の育成を目指し、各種体験学習を重視してまいります。

学校施設の改修事業では、本年度、日吉小学校体育館の天井改修を行います。既存の形態が現在の建築基準に合致しておらず、大地震の際、天井落下の危険性があると診断されたことから改善を図るもので、国の補助金等を活用し実施します。

スポーツ・レクリエーションの推進では、第60回の記念大会となる長柄町一周駅伝大会を実施いたします。3年前の大災害とその後のコロナ禍など、やむなく4年連続で中止となっている節目の記念大会です。開催できるよう期待しております。

また、新公民館の建設事業につきましては、ご承知のとおり、昨年10月にプレオープンし、現在、外構工事等を実施中で、繰越明許事業として、この6月の完成を目指し、推進しております。

次に、給食費の無償化事業です。昨年12月から、交付金事業として今年度4か月分を事業化し、この3学期いっぱいまで実施いたしますが、新年度からは、保護者の経済的負担を軽減することを目的として、新たに、町単独事業の子育て支援策の一つとして実施するものです。内容としては、こども園と小学校、中学校の園児、児童・生徒分の給食費を無償とするものとし、初年度対象者数は合わせて420名を見込むものです。

次に、「ひとが清らかにうるおう美しく安全なまちづくり」生活環境の整備では、まず防災行政無線の操作卓更新事業です。

防災行政無線は、非常緊急事態における通報及び広報活動を円滑にし、行政の向上と住民福祉の増進に資することを目的として設置されています。大規模災害時における住民等への情報伝達手段として、地域防災計画にのっとり、災害通信施設の整備拡充を図ってまいりましたが、現在、防災行政無線操作卓は既に耐用年数を迎え、補修用部品の枯渇などから、今後、機能を維持することが厳しい状況となっているため、来年度において、緊急・防災減災事業債を活用し、機器の更新を行うものです。

また、あわせて千葉県防災行政無線についても15年以上経過しており、障害の発生や老朽化に伴い、設備の維持が困難になっていることから、令和5年度に県内全市町村の整備をするもので、こちらは負担金での事業となります。

町営住宅の維持事業は、これまで、屋根・外壁の塗装事業や浴室のユニットバス化を行ってまいりましたが、これに続き、令和5年度から新たに、日吉団地鶉谷住宅のトイレの洋式化に取りかかります。

これは、申し上げるまでもなく、町営住宅入居者の住みやすさに係る環境整備事業であり、



加えて、昨今のコロナ禍から、感染リスクや衛生面など日常生活の見直しが求められている中、トイレの洋式化は、優先順位を上げて対応するべきものとしたしました。新年度は設計業務を行い、令和6年度からの工事を予定しています。今後も、町営住宅の居住環境の充実に努めてまいります。

次に、移住定住事業ですが、まず定住施策として、新年度から新たに奨学金返還支援事業を開始します。この事業は、長柄町に住む若者の支援であり、若年時の経済的負担を軽減することを目的とするもので、内容としては、奨学金の貸与を受け、大学等を卒業後に長柄町に在住する方に限り、奨学金返還金額の一部を補助するもので、来年度以降に奨学金の返還を始める方を対象とします。補助額は、奨学金返還額の3分の2以内、年度内上限額12万円、期間は15年間で限度とし、新年度は10名分を見込むものです。

既存の移住定住推進事業は、これまでと変わらず、空き家・空き地バンクの運営やSNS、ホームページ等を活用した情報発信、移住者及び移駐希望者の相談、都市部でのプロモーション活動等、移住定住に資するコーディネートを継続して行ってまいります。

次に、「ひとがにぎわいを創る活発なまちづくり」産業の振興では、まず新規事業として森林整備事業を開始します。

事業内容といたしましては、事業主体が森林組合となり、国庫補助金を活用し町内の森林を整備するものです。令和元年の房総台風により長期の停電が発生しましたが、この長期化の原因の一つが倒木による電線の切断でした。このような被害を未然に防止する事業として、千葉県では、令和2年度から災害に強い森づくり事業補助金を実施しており、この補助事業の市町村道等周辺森林整備として電線周辺の杉を伐採し、楓などの低木を植栽していく事業です。荒廃した森林を整備することとともに、災害に強い町づくりを目指すもので、森林環境譲与税を活用し実施してまいります。

農業全般では、まず稲作が中心である本町においては、需要に応じた主食用米の生産を主軸としながらも、水田を活用した戦略作物等への作付転換、畑地化による高収益作物等の取組、スマート農業の推進など、所得向上に向けた施策の展開が必要と認識しております。このうち、畑地化による高収益作物等の取組について、集団的な取組を前提として、安定生産に向けた排水改良や水田エリアとのゾーニングなどの基盤整備の必要性について、まずは農業者の理解を広く浸透させることを第一とし、その周知に努めてまいります。

地域農業を牽引する認定農業者等の中心経営体への支援といたしましては、新年度も農林業等振興事業補助金を継続し、経営基盤の強化を支援してまいります。

なお、本町の農業の喫緊の課題である経営規模拡大、低コスト化については、国や県の事業を積極的に活用し推進してまいります。

昨年5月の農業経営基盤強化促進法の改正により、5年後、10年後の農地の担い手や、農地利用の姿を明確化する「人・農地プランの地域計画」の策定が義務づけられたことから、新年度より、地域での話し合いに基づく地域計画の策定を開始します。

また、鳥獣被害防止対策の強化に努め、あわせて多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払交付金事業についても、導入地区の拡大、推進に引き続き努めてまいります。

また、新たな取組として、都市農村交流センターの町営プールについて、来年度から町内の小学生以下の料金を無料とします。本町の観光資源の中心である長柄ダムのほとりに位置し、スポーツ・レクリエーション機能を備えた都市農村交流センターは、町民や都市住民の憩いの場として好評を得ています。中でも、流れるプールは、夏場の象徴的な施設であり、祭りなどの大きなイベントの少ない本町では、にぎわいと活気のある数少ない場所の一つと言えます。

第5次総合計画の子供たちへのアンケートで、2番目に多かった意見が「遊び場をつくる」であったことから、その思いにまずは一つでも応えたく、既存施設を最大限活用することと、使いやすい制度とすることなどを思案し、まずは試行的に実施いたします。

なお、都市農村交流センター及び周辺施設の再生と在り方につきましては、新年度において、ランドデザインの構築など新たに有識者による検討会を設置し、進めてまいります。

販売2年目の町の特産品飲料「ながらとガラナ いろはにほへと」は、おかげさまでご好評をいただき、館山道市原サービスエリアをはじめとした100店舗のほか、JR駅構内自動販売機などで販売いただいております。「千葉の真ん中 長柄町」を多くの人に知っていただくきっかけ、知名度向上の取組を継続し、多くの方に話題にさせていただく中で、交流・関係人口の増加、ひいては移住定住につながることを期待し、新年度も推進してまいります。

次に、「ひとが主役となって輝く明朗なまちづくり」地域・行財政の充実では、まず本町の地方創生総合施策と位置づけられた「長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想」の実現に向け、一つ一つ着実に取り組むことが重要と考えます。このためにも、千葉大学との包括的連携の体制を今後も維持し、新たな施策の創設や地域課題の解決など、千葉大学の持つ知的資源や人的資源、また、それら知的・人的交流を本町に最大限生かし、まちの活性化を図り、魅力を開花させてまいります。

次に、行財政運営について申し上げます。

まず、行政組織の見直しですが、令和3年度にコロナの対応として、健康福祉課内にコロナ対策室を設置したところですが、この5月に5類に移行することなどから、新年度は同室を廃止いたします。今後も必要に応じて適宜、組織機構の見直しを実施し、行政ニーズの多様化などに対応してまいります。

また、質の高い町民サービスを提供し続けるためには、施策を実行する町役場職員一人一人の力が不可欠であります。様々な業務において町民の声に耳を傾け、常に町民の目線で思考し、職員一人一人が自ら考え、学び、行動し、困難な課題に取り組むことができる、そのような人材の育成に努めてまいります。

最後に、財政の健全化と財政基盤の確立について申し上げます。

本町では、これまでめり張りのある財政運営に努めるとともに、将来負担に配慮した持続可能な財政運営の確立を目指して取り組んできた結果、財政の健全性を示す指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率は、全て適正な水準を維持しています。

2019年の台風・大雨災害に伴い、財政調整基金及び公共施設整備等基金を約5億円取り崩し復旧に当たったところですが、まずは元の次元に戻すべく、この3年間取り組んできたところで、ようやく今年度をもって基金残高が多少上振れするなど、被災直後懸念された状況は一旦回避できたものと考えております。

一方で、急激な人口減少問題への対応や公共施設やインフラの老朽化対策、DXをはじめとした行政のデジタル化、クラウド化、標準化など推進に伴う投資及び経常費は激増など、山積する行政課題を鑑みれば、財政健全化に向けた取組は、いまだ道半ばと言わざるを得ません。

また、コロナ禍の長期化や原油価格や物価の高騰が続く中で、町税については、コロナ禍前の状況に戻りつつあるものの不確実性が高く、今後の推移に注視していく必要があります。

ふるさと応援寄附金については、新たなポータルサイトの増設や体験型返礼品の開発など返礼品の充実に取り組むとともに、本町を観光などで訪れた方が店舗等で寄附できる店舗型のふるさと納税の導入に向けた研究を進め、さらに本町の魅力を感じながら、その場で返礼品が受け取れる新しい仕組みを検討するなど、多くの皆様に本町を応援したいと思っただけのよう、企業版ふるさと納税も含め取り組んでまいります。

今後とも、財政の健全性に配慮しつつ、事務事業の見直しにより経常的経費の増加を最小限に抑え、限られた財源を効率的かつ効果的に活用していくとともに、中長期的な視野に立

った財政運営を行ってまいります。

以上、新年度における重点的取組事項を述べさせていただきました。これら全てはSDGs 17の目標と169の「やるべきことリスト」から構成される誰一人取り残さない、持続可能な社会づくりの世界目標につながっていることを職員一人一人が強く意識し、さらに取組を進めてまいりますことを申し添えさせていただきます。

結びに、東日本大震災の発生から、間もなく12年を迎えようとしております。震災で犠牲となられた方々に改めまして哀悼の誠をささげるとともに、いまだ行方が分からず、探し続けておられるご家族のご心中をお察し申し上げる次第であります。

今年は、あれから干支がちょうど一回りのう年となります。う年は、ウサギのように穏やかで温和、跳ね上がることから飛躍するという意味があり、何かをスタートするには縁起のよい年になると言われています。また、今年の「癸卯」は、これまでの努力が実を結び、新しい時代に切り替わるときを意味するものとされており、とても希望に満ちた明るい年となるというイメージでいっぱいです。

令和5年度は、私にとっても実質的なスタートの年でもあります。私の町政運営の理念は、「明るく元気なまち”ながら”」の創生であります。昨年秋、規模を縮小してではありましたが、4年ぶりに農林商工まつりを開催することができました。出店の皆様がいろいろと工夫をされており、手作り感にあふれた催しとなりました。久しぶりに役場前の広場ににぎわいが生まれ、町民の皆様の笑顔に触れることができ、改めて、私が大切に思っている長柄町の1こまだと感じました。

新年度におきましても、子供からお年寄りまで生涯健康で活動的に暮らせるまちとなるように、引き続き町民の皆様の幸せを願い、全力で町政運営に取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様には、より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、私の施政方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（古坂勇人君） 以上で、町長の施政方針を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時56分

○議長（古坂勇人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎一般質問

○議長（古坂勇人君） 日程第5、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含め60分以内で終わるようにお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

---

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） おはようございます。7番、三枝新一でございます。傍聴の皆様、お忙しい中、第1回定例会においでいただきありがとうございます。

3月に入り、梅の花の開花も進み、春が近づいてきていることを感じる日々でございます。コロナ禍も4年目を迎え、感染者数は減少の傾向に推移し、3月13日にはマスク着用が緩和され、コロナ前の生活状況に戻りつつあります。しかしながら、感染者数がなくなったわけではなく、今日の新聞では、本県では487名との感染の記事が載っておりました。感染者が減少傾向に転じていることに気を緩めることなく、基本的なコロナ予防をすべきだと思います。

また、ロシアのウクライナ侵攻も終結の糸口が見えないまま2年目に突入し、世界経済に多大な影響が出ています。日本経済も、エネルギー価格、物価等の高騰に影響が出ております。このようなときこそ多くの人々が節制し、難局を乗り越えることが必要かと思うのは私だけでございましょうか。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、これより一問一答で質問に入ります。

1 項目め、ふるさと納税について。

本制度は、2008年にスタートし15年を経過しており、全国都道府県市町村が利用し、自治体の貴重な財源になっております。

そこで、本町も利用しているふるさと納税について伺います。

1 点目、2022年以前5年間の寄附金の推移を伺う。

2 点目、返礼品の総数を伺う。

3 点目、返礼品の人気上位5点を伺う。

4 点目、寄附金の活用項目の順位を伺う。この順位は8項目あると思いますので、よろしくをお願いします。

5 点目、今後この制度をどのように活用していくのか伺います。

以上、1項目についての質問を終わります。答弁よろしくをお願いします。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 三枝議員のふるさと納税の質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、ふるさと納税は、人口減少等の理由により税収の減収に悩む自治体への格差是正を目的として、平成20年度に創設された制度です。本町におきましても、貴重な財源確保のため、これまでも返礼品の充実やポータルサイトの設置等に取り組んでまいりました。

ご質問の過去5年間の寄附金の推移ですが、平成29年度は5,833万円、30年度は1,673万8,000円、令和元年度は1,462万6,000円、令和2年度は3,827万2,000円、3年度は8,051万9,000円となっております。本町の返礼品のメインであります町内4か所のゴルフ場で利用できるゴルフ場利用券の中断や再開の影響により増減が生じておりますが、令和2年10月の再開後は順調な伸びを見せております。

返礼品につきましては、お米や農産物が21種類、みそや飲料水等の加工品が44種類、ゴルフ場やリソルの森の利用券等の体験型が41種類、その他2種類を合わせ108のメニューをご用意しております。人気の返礼品としましては、ゴルフ場利用券が全体の8割を占め、次にリソルの森利用券、道の駅ながらの野菜詰め合わせ、ジャパンフーズで製造する飲料水、イチジクの順となっております。

頂いた寄附金の活用方法につきましては、町長にお任せが74%、教育・文化の充実が6%、

保健・福祉の充実と国際交流事業が各5%、基盤の整備と産業の振興が各4%、生活環境の整備と地域・行財政の充実が各1%となっており、これを受けまして、本年度は路線バス利用者支援事業に220万円、タクシー利用助成事業に280万円、中止となりましたが、国際交流事業に200万円、計700万円を充当する予定でありました。

これらの事業に加え、新年度は定住促進を目的とした奨学金返還支援事業に120万円、子育て支援策として、こども園と小中学校の給食費無償化に1,400万円、計2,200万円を充当する予定となっております。

今後も自治体間における返礼品競争の激化は続くものと予想され、町といたしましても、農作物の収穫体験をはじめとした新たな返礼品や、より多くの方の目に触れるようなポータルサイトの追加を念頭に置き、尽力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

まず、1点目、2点目、3点目、続けて質問したいと思えますけれども、ちょっとリンクしているところもありますので、その辺ご勘弁ください。よろしくお願いいたします。

先ほど、返礼品等いろいろありまして、寄附金の推移を伺っておったわけなんですけれども、ここ何年か、数年前から徐々に寄附金の金額が上がってきていると。その内容は、ゴルフ場の利用券だというお話なんですけど、私もふるさと納税について、3年か4年ぐらい前だと思ったんですけれども、そのときに質問した記憶があるんですけど、そのときには、現在8,000万円近くの寄附金の金額になっておるんですけれども、たしか1,000万円とか2,000万円とかという数字の記憶しかございません。

それで、当然、今お話がありましたように、ゴルフ場の利用券が増えたということなんですけど、その割合から見ていきますと、8,000万円の寄附のうちの中の7割近くをゴルフ場が占めているということなんですけれども、仮に、これいつときあったと思うんですけれども、1回総務省のほうで寄附の品物の見直しをした時期がありますよね。そのときに、多分白井課長のほうから回答をいただいたと思うんですけれども、ゴルフ場がいろんな問題でちょっとないから寄附金が減っちゃったよというお話を私は覚えてございます。

それで、今の町長の回答の中にもゴルフ場のウエートが大きいということなんですけど、いつまでもウエートをゴルフ場に頼っているのは、とてもじゃないですけど、今後どうなるか分かりません。そういうことに関しまして、今後、ゴルフ場以外の寄附の内容的なものを

具体的に考えておられるのか、その辺をお聞きかせください。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

現在、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、約8割がゴルフ場の利用券という状況でございまして、議員のご質問、ご指摘のとおり、このゴルフ場の利用券がなくなると、また元のように1,000万円台にがくんと落ちてしまうという状況は十分想定できます。というか、それが現実だと捉えております。

近隣の町村とかでも、海の手の方とかですと水産物の加工関係の会社とか、そういうのもある中で、やはりふるさと納税という水産加工品、あとお肉とか、そういうのが人気ということで、全国的にもよくテレビでもやられておりますけれども、私たちもその辺承知しておりますが、残念ながら、そのような町内で生産するような企業さん、仕組みがございませんので、そちらについてはちょっと希望が持てないという状況。

また、主力でありますお米につきましても、ちょっとネガティブなほうの答弁になってしまいうんですけれども、基準面積当たりの収穫量が海の手とは格段に劣るということで、おいしいお米をいっぱい作っているこの地域なんですけれども、やはり量というところでは、厳密にというか、大体ざっくりと1.4倍とか1.5倍ぐらい収量が違うというふうにも伺っております。ご存じのように1万円を寄附した場合にもらえるお米の量が、長柄町と海の手の方とでは随分と差があると。

どうしても現物を見てということじゃなくて、ポータルサイトというインターネットから選んでいく寄附形態がほぼ100%ですので、そういう量の多いところということで人は集まっていく傾向がありまして、お米でも成功している町村は、県内でもご存じだと思いますが近隣にもございます。そのようにしたいわけなんです。総量が決まっておりますことと、今言ったように、おいしいお米は生産できるんですが、量をいっぱい出すという形はできないということから、その辺ができないという状況でございまして、先ほど町長の施政方針の中のほうにも後段のほうでございましたけれども、これからは、うちのほうもそうなんですけれども、体験型のふるさと納税の返礼品が非常に好調、ゴルフもまた体験型の一つかと言えますが、リソルさんですとか、それらが2位ということもありますし、あと農業のほうにつなげていくということが政策としても必要だというふうにと捉えておりますので、農業関係の収穫体験とか、そういうものを返礼品としながらやっていくとか、あとは先ほど施政方針



の中にもございましたが、お店でその場で寄附をして、例えば1万円の寄附をして3,000円分のお買物がその場でできるというようなことも、先進的な事例としてあるというふうに聞いていますので、その辺をもう少し研究を進めていく中で、本町に見合った形で、町内の事業者さんたちのほうにも好循環がもたらされるようにというふうに考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 今、課長の答弁の中にも、結構、生産等の問題についても触れておりますけれども、大変だという形のお話ございました。

今、加工品云々の話が出た中で、執行部のほうに聞きたいんですけども、現在、千葉県でどこの自治体が一番ふるさと納税の金額を獲得しているかご存じですかね。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

令和3年度の寄附額で手元でございますのでは、勝浦市さんが群を抜いて一番となっております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 今おっしゃるとおりです。

それで、勝浦市の寄附の内容等を見ますと、先ほど白井課長がおっしゃったとおり加工品、水産物等、あと肉とか、そういうものが結構あります。それで、近隣でも同じようなもので、非常に高額な納税額をもらっているところが長生村であるんですが、ちなみに長生村の例を取りますと、今から3年前、2020年は10億8,000万円、それから21年につきましては5億2,000万円と出ておるんですね。一応、県内では4位、5位を争っているということなんですよね。

いつとき私、先ほど話しましたけれども、前のときの質問でも、長生村そのとき20何億円だったのかな。特別突出していたんですけども、そういう金額があったときもありました。それで、長生村の場合、いろんな加工品があるんですけども、海産物の加工品とかお米とか、あと長生村で作っているおそば関係とかあるんですけども、その中で私あれって思ったのがあるんですよ。返礼品の中に、これホームページでも出したんですけども、洗剤をつくっているんですね。洗濯用洗剤と書いています。

あれっと思って、何でそういうものが加工品の品目の中に入ってくるのかということも思ったんですけども、ちなみに、別にそういう加工品、食べ物とかにこだわらずに、こういうものも別に、石けんつくるって、私小っちゃい頃そういう学校に行っていましたからあれなんですけれども、そんなに難しくないと思うんですね。ただ、現状は昔の石けんと今の石けんは全然変わってきていますけれども、そういう異色のものを考えているということはありませんかね。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今の洗剤の話は私、長生村は初めて今、ちょっと情報が少なくて申し訳ないんですが、知ったんですが、聞いていて思ったんですけども、本町にも移住されてきた方が洗剤づくりを今一生懸命になって研究して、もう試供品ができたということで、ぜひ付加価値をつけた形で、例えばアトピーとかそういうのにいいとか、そういうものもあるみたいでして、これから売っていきたいというような話の相談も受けておりまして、ぜひふるさと納税の返礼品にもお願いしますとか、そういうことは我々のほうも、営業じゃございませんが、その辺にお願いをしているところで、趣旨といたしましては、今議員がおっしゃったとおり、本当に小さなものでも掘り起こして、ふるさと納税返礼品につなげていくことが、将来にわたって何か本当に大きく変わる種になるのかもしれないと思います。

ただ、生産する側のほうの方からすると、そんなにいっぱい出せないんだよとか、希望に応じられなくなっちゃうからちょっと待ってとか、そういうものもありまして、一足飛びになかなか皆さんのほうにきらきらとお伝えするような内容ができないというようなところもございます。

ということで、今申し上げたように、何か新しいものを見つけていながらという意識は持っておりますので、またその辺情報が、議会のほうでも、先生方のほうでもあるようでしたら続々いただきまして、我々のほうも営業に当たりたいと思っておりますので、一緒になってよろしくお願ひできればと思っております。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ぜひお願ひしたいと思ひます。

それで、先ほど答弁の中に、納税品の数の件が出まして、ゴルフ場から始まって云々ってお話がありました。最後に、以上108点という点数ですよというお話なんですけれども、

この中に何度も長生村の話をして申し訳ないんですけども、長生村とは限りませんけれども、高額な寄附金をもらっているところは結構種類が豊富なんですよね。いろいろ持っているんですよ、中に。

それで、長生村はざっくりまた調べた範疇ですと280種類ぐらいあります。これはホームページに載っていますので見ていただくと分かるんですけども、それに比べまして、長柄町は108つですか。倍半分の数ですので、その辺を考えて今後やっていかれるかどうか、その返礼品の数についてお聞かせください。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

まさに本当にそのとおりでございまして、できる限り、先ほど来申し上げているように、掘り起こして品数を増やしてというところで、企画財政課のほうも我々も頑張っております。

長生村につきましては、先ほど来申し上げているんですが、海産物の加工会社のほうが村内にあるということで、むき身のカキだったり、生ズワイガニだったりカラスミだったりとか、海産物だと一気にどーんと品数が多いとか、そういうような状況もあるようでございまして、ほかの市町村でも、小さなガラス細工を造っている会社とか、そういうところの製品を商品の一つ一つを返礼品としてできるとか、そういうものもあるように伺っております。

本町も、どことは言いませんけれども、大きな会社もありますので、そういうようなものも一つずつもう一つブラッシュアップして、上げてきてもらって、つなげていくようにやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ふるさと納税の中身について詳しいことは、私勉強不足で申し訳ないんですけども、ちなみに長柄町にない品物でも長柄町に持ってきて、そこでちょっと手を加える。加工品にするという考え方なんですけれども、そういうふうにしても、それは長柄町のふるさと納税の中に入れることができるんですよ、当然ね。ですから、全て長柄町で生産されているものから持っていくんじゃなくても、よそから供給しながら付加価値をつけて、国民の皆さんに示して納税してもらおうという方法もありますので、それをぜひ考えていただければと思います。

長柄町は海がないから海のは駄目だとか、そういうことはないと思いますので、やる方向で考えられるかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

ふるさと納税の根本的な考え方からして、そういうこともやることはできるかもしれませんが、国の方としても、そういうがっさりを持っていくような形を一生懸命汗かいて考えて寄附を増やすと、そういうのはちょっといかなものかということで、そういう指導もありまして調査も入っております、まさに長柄町の中でできたものについての返礼品ということを大前提として、真面目に取り組んでいるところでございまして、それは極めてグレーな中でこういうこともできるよというものが、法や制度に触れることなくやれるのであれば、積極的にやっていきたいというふうに思っております。

現在、先ほど答弁の中で漏れましたけれども、山之郷のほうで養鶏されている方で、錦爽どりというのを飼育されている方がいて、それを千葉のかっぱう料理屋さんがその鳥を加工してくれて店頭でやってくれていると。ただ、元は長柄町のほうで飼育された鳥だということで、それは今現在も町のふるさと納税返礼品にひとつ上がっております。

そのような形で、町で生まれたもので、何かそうやって加工すること、一手間かけることによって、つなぎ合わせることができればというふうに思いますので、議員のご発言もありましたようなことも参考にさせていただきながら、繰り返しになりますが、積極的にやってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ぜひ、前向きに考えていただいて、品種を増やして納税のほうも増やしてもらいたいと思います。

それで、ちょっと気になったんですけれども、新聞に嫌な記事が載ってまして、あれっと思ったんですけれども、今、課長おっしゃったように、いろんなところからいろんな商品が出ておるんですけれども、ここに書いてあるのは返礼品の経費が結構かさんで、新聞の記事によりますと、全国で136の自治体が超過しているんだと。赤字ですよ、早い話が。そういう自治体も出てきているんだよという記事が載っております。

その中に、当然なぜそういうふうになっているかという内容も書いてございます。一番問題なのは輸送費とか、あとは中間、さとふるとか、今いろいろ名前があるんでしょうけれども、そういうところに払っている手数料等がございまして。長柄町では、現在ふるさと納税に対してどの程度の経費がかかっている、どの程度、町にお金が落ちるのか、その辺を分かったら教えてください。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

ざっくりとした形ですと、半分をふるさと納税の実入り分として毎年予算とかも出させて  
いただいて、この後出ますけれども、なっております。

例えば8,000万円でしたらば4,000万円が手元に残ると。まさに今議員がおっしゃったよう  
に50%以内というルールがありますので、発送から手数料やら委託料やら、そういうもの、  
もちろん物の値段もですね。3,000円のゴルフ場のチケットだったりとか、野菜の詰め合わ  
せだったり、1万円に対して3,000円以内とか、そういうルールがありますので、おおむね  
40%の後半にいつてしまうという状況でございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

40%の後半ということで、結構率的にはいいのかなというふうに私は思うんですけれども、  
ちなみに、本町の税収になると思うんですけれども、100円だと48円、町に落ちるんですけ  
れども、それで本町に納税をした方たちは、納税をされたら住んでいるところから節税にな  
るものをもらえるわけですね。要は、その分引いていいよという計算式があるんでしょ  
うけれども、それで確定申告なりする場合は、それは引かれるということで、自分のところ  
でないところに寄附をもらった方が、その町の税金を優遇されるということになるんですけ  
れども、長柄町で町内の方がふるさと納税等を使いまして、どのくらい町に対して税負担の軽  
減を受けているのか、その辺分かりましたら、お聞きできたらありがたいんですけれども。

○議長（古坂勇人君） 山越税務住民課長。

○税務住民課長（山越康弘君） お答えいたします。

ただいまのご質問でございますが、手元に資料がないため、後ほど回答させていただけれ  
ばと思います。よろしく申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。では後ほど、お知らせしていただければ結  
構です。

というのは、一応町の方、全部が全部どんだんほかの町のほうにふるさと納税をしちゃえ  
ば、税金を納めることが軽減されるわけですから、当然税金が減ってくるということで、大  
変な問題になってくると思うんですけれども、どの程度の金額がそういうふうになっている

か、ちょっと知りたかっただけですので、参考までによろしくをお願いします。

それでは、今、町長の施政方針の話がございました。その中で、町長はいろんなことをされるというふうなことをうたってございました。私個人的な考え方なんですけれども、町長の一つの目玉として無償化制をやりますよということで、いろいろうたってございます。この中にももう始まっていますけれども、給食費の無料化、もうこれは全部やっています。来年度からは一般財源の中から、そのお金は工面しますよというお話だと思います。

ほかにまだ、来年、プールですね。ダムのところのプールを夏使う子供たちも無償化しますよということもうたってございます。それで、もう一つ残っているのが長柄温泉の無償化という話も出ているはずですよ。

その辺をやるためには、結構財源が必要だと思うんですよ。それで私は、ぜひふるさと納税をいっぱい頂いて、それをできるだけ使って、そちらのほうに使うんだと。先ほども予算云々の話が出ていましたけれども、40億円の予算の中から何千万円使うということになりますと、結構ウエートは多分ないと思いますので、その辺は町長自身でどういうお考えを持っておられるのか、お聞かせください。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 三枝議員の質問にお答えします。

私自身も、本当にふるさと納税を増やして、町民のほうに還元できればなというふうに思っております。

私、町長になる前、議員をやっていたとき、市原市に私の先輩になる政治家がおりました。もしこういうふるさと納税、これで集めることが多くできたら、それで町民に少しでもいいから還元していきなさい。私、そういう教えを請うてきました。

私、町長になりまして、今8,000万円になっております。本当に時代の中で、これがまた減るかもしれない。ただ、先ほど三枝議員が言ってくれたとおり、いろんなものをこっちが広げて行って、本当に1億円以上集められるような、そういう目標を立てながら、それで町民の皆様に還元できるようにしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 町長ありがとうございました。

一般財源、申し訳ないですけれども、まだ使う金額は限られているわけですが、そ

の金額をできるだけほかのものに使って、今おっしゃった町長のそういうものについては、ふるさと納税にウエートを置いてやっていくという気持ちで、ぜひやっていただきたいというふうに思いますので、町長これからもよろしく願いいたします。

それで、これもマスコミの報道なんですけれども、すぐお隣のお隣、お隣の隣、山武市というところがあるんですね。山武郡が合併してできた市なんですけれども、ここでは、ここユニークなんですよ、すごく。町職員がPRしているんですよ。それをSNSに流しているんです。そういうこともやって、これは結局、自分たちがそういうものをいただくための一つの手段かもしれませんが、そういうこともやっているところがありますので、白井課長、ぜひ役場の職員を使いながら、そういう考えはあるかどうか、突発な質問で申し訳ないですけれども、お聞かせください。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今の山武市のお話伺って、またこの後調べてみたいと思います。他の市町村のやっていることの状況などを参考としながら、自分事にして少しでもいいものにしたいという気持ちでやってまいりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

それでは、1項目め、ふるさと納税について質問は終わりいたします。

次に、2項目めに入りたいと思います。

2項目めなんです、空き家バンクについて。

今、これも町長の施政方針の中にも出ておりましたが、非常に少子高齢化が進んでおるわけですね。特に超高齢化が進んでいる現在、空き家が問題となっておるんですけれども、これは国のほうとかいろんなほうで問題化されております。

それで、その中でまず1点目に、現在、空き家バンクに登録をされている件数を伺います。

2点目、直近5年間のバンク登録数と契約数を伺います。

3点目、今後増えるであろう空き家に対し、どのような施策を考えているか伺います。

以上3点よろしく願いします。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 空き家バンクの質問にお答えいたします。

空き家バンクにつきましては、町内に増加している空き家を有効的に活用し、定住促進、地域活性化を図るべく、空き家バンク制度を平成25年度に創設し、同時に利用促進のために空き家改修費補助金制度も実施しております。また、平成30年10月からは、移住定住を推進するため、空き家・空き地バンクの運営などをNPO法人ふるさとネッツに業務委託し、推進しております。

新型コロナウイルス感染拡大でリモートワークが広がり、都心に出やすい移住先として本町を検討している方が増えていることなどから、昨年度の移住相談件数が県内で1位になったと新聞報道もされたところであります。しかしながら、空き家の登録物件数は少ないのが現状で、空き家を活用できていないことが課題となっております。

ご質問の1点目の空き家バンクの登録件数ですが、2月10日現在で述べ83件です。契約済みが68件、現在募集を行っているものが4件となっております。

2点目の直近5年間の空き家バンクの登録数と契約数ですが、平成30年17件、契約数が7件、令和元年22件、契約数24件、令和2年13件、契約数11件、令和3年10件、契約数15件、令和4年8件、契約数4件となっております。

3点目の今後増えるであろう空き家に対しどのような施策を考えているのかとのご質問ですが、平成28年度に実施しました空き家実態調査で判明した空き家184件の所有者に対し、活用方法等の意向調査を実施するとともに、空き家バンクへの登録のお願いと本登録促進事業の周知を図りました。加えて、毎年固定資産税の納税通知書に、空き家バンクのチラシを同封し周知を図っております。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、現状といたしましては、当バンクの登録物件数は大変少ない状況となっております。

町といたしましては、東京、神奈川、県北をはじめとする都市部からの移住希望者をターゲットとした移住定住促進事業を引き続き推進し、そのためにもあらゆる機会を捉え、長柄町をPRしてまいります。また、今後は空き家バンクに登録をすると、その物件の所有者にメリットがあるような施策、例えば、バンク登録の動機づけとなる登録報奨金のような新制度を設けるなど、全国的な先進事例などを調査研究しながら、事業の充実に努めてまいります。

いずれにいたしても、1人でも多くの方に多くの物件を案内し、また移住していただくよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。



○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

それでは1点目、空き家バンク登録件数ですよね。私が調べたところと数字は合っているんですけども、あと契約された件数が若干違うところあるんですけども、ごめんなさい。

それでは、今、答弁された数字からやっていきたいと思います。

83件ありまして、68件は契約済みだと。賃貸なのか売りなのかというふうだと思いますけれども、交渉中が今4件あるというお話で72件。83登録して72引くと11件、この11件は今どうなっていますかね。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 申し訳ございません。83件から70、ちょっと70の数字が何の数字が分からないんですけども。

〔「68 足す4ですよ」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） 申し訳ございません。お答えいたします。

これ直近5年でお答えしておりますので、その前の29年、8年、7年、3年分のところの数がその差異となっております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） すみません、ちょっと質問がかみ合わないんですね。

①で、今1点目で聞きたいと思うんですけども、それに対して先ほど町長の答弁は83件ありまして。68件は決まって4件が保留ですと。トータルで72、差が11件、今どうなっていますかという質問なんですけれども。

幽霊じゃないですから、どこかにあるはずなんですけれども、その11件になっている現状をお聞きしたいんですよ。もう一度お願いします。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

私の説明がちょっとあれで申し訳なかったかもしれません。

ここに今お示した、町長が答弁した平成30年以降の直近5年間の空き家バンクの登録数と契約数について先ほど答弁させていただきました。その数字に加えて、空き家バンク事業はその前から始まっておりまして、ここに載ってきていない、答弁していない数字が

ございまして、その分がその差異の分となりますというところでございました。

直近5年間というところでご答弁したので、その辺ちょっと紛らわしかったかもしれません。申し訳ございません。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 分かりました。数字が云々ではございませんので、取りあえず90件ぐらいですか、今までであったんだよということで、うちは少ないかもしれませんが。

それで、あとはもう契約、あるいは契約の中で賃貸、売り物件とかというふうに分散されると思うんですけども、それで、私ホームページを見させていただいたときに、今おっしゃった4件が残って、1件は交渉中というふうに出ておったんですけども。これはおととい見た数字です、ホームページで。

それで、その中で一応契約済みのやつがざーっと今出ておるんですね。連続してばーっと売れちゃったのが何で出ているのかなというふうに不思議に思ったんですけども、その経緯を教えていただけませんか。どうして載せてあるのか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

これは始まってからの分をずっと載せて、続けてあるということで、見づらいかどうかというところについては申し訳ないというか、そういうことになるんですけども、ホームページ上に載せてあるのは、空き家バンク事業が始まってから、これまでのものをずっと蓄積して載せてきているという仕組みでございます。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 分かりました。確かにばーって開いていきますと、ナンバーが振ってあるんですけども、一番新しいのが新しい番号とは限っておりませんので、古いやつでも直近で契約されているというふうになってございますね。そういう考え方かなというふうに思いますけれども。

空き家バンク自体が現状は4件しかないわけですね。なかなか申込みがないんだという話なんですけれども、ちなみに、先ほど調べた中で108件というこの数字は、ごめんなさい、ここに書いてあるんですけども、トータルで108件だったんですかね。私、聞きそびれちゃって申し訳ないですけども、詳細をお聞かせください。町長の答弁にございました。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 今おっしゃられているのは、空き家の実態調査を7年ぐらい前に実施したんですが、そのときの水道の閉栓とか、そういうので全町を回りまして調べたときの結果が、空き家数184件というのが一旦出ております。

この184件は、議員も多分お気持ちの中であるでしょうけれども、今もっともっと進んでいるので、184よりはるかに増えているとは思いますが、この7年前の調査の段階で184という数字でございましたというところがございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 今、課長おっしゃったとおり、今ではその数字じゃなくて、もっともって進んでいる数字がございます。

ちなみに、私も今現在1人で住んでおるんですけども、单身のお宅が空き家になる前のものが結構あると思います。予備軍というんですか、空き家予備軍と。それで、それは置いておきまして、これも話があればなんですけれども、空き家バンクに関連することなんですけれどもね。田舎はさほどそういうことはないかもしれませんが、都会なんかの場合、空き家になったらそのまま放置しちゃうと。倒れそうになったらすぐ言って、所有者に撤去するなり、何かするというような話もニュースではちょこちょこ聞いておるんですけども。

それで、その中で法律がありますよね。それをお聞きしたいんですけども、空家等対策特別措置法と現状あるわけですけども、これは空き家になっちゃった家を所有者が所有権を放棄したり、あるいはそのままにして崩れる寸前になるまでになったら、強制執行で何とか更地にするとかいうふうな措置を取れるという法律だと思うんですけども。

それで、今年の1月だと思ったんですけども、この措置法の中にもっと厳しくしましようということで、管理不全空き家というものが追加されているんですよ、規定されているんですよ。ということは、これは最後の最後まで行く前に、所有土地の建物の周りが雑草になったり、あるいはガラスが割れていたりとか、そういう段階で強制執行とか、そういう厳しいものに持っていかうということだと理解しておるんですけども、そのようなものは長柄町にありますかね。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

その調査をしたことはございませんが、私も町内をくまなくいつも歩いている中では、幾

つか見かける状況だというふうに承知しております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） それでは、廃墟になった持ち主から固定資産等の税金の不払いがあるかどうか、その辺を教えてください。

○議長（古坂勇人君） 山越税務住民課長。

○税務住民課長（山越康弘君） 現在そちらにつきましても、すみません、資料がないので申し上げられません。申し訳ございません。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 突発的な質問で申し訳なかったと思うんですけども、資料を探しましてあったら教えてください。後で結構ですので、よろしくお願いします。

以上で空き家バンクについては終了したいと思いますけれども、これだけは、先ほど課長がおっしゃっていたように、これからは減ることはありません。必ず増えます。ですので、早めのパブロンで、できるだけ手を打っていただきたいというふうに、これを切にお願い申し上げます。よろしくお願いします。

それでは、最後の3項目めに入らせてもらいます。キッズルームについてでございます。

前回、私この12月の定例会で町長にもお聞きしたんですけども、キッズルームをやりますよというお話で、私も喜んだわけですよ。非常にいいことですよというお話を私した覚えがあるんですけども、それを今年から行っていると思うんですね。週に何回かやっていると思います。そういうものを行った今の状況を詳しく知らせてもらえればありがたいですけども、どんな状況になっているのか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） キッズルームについてお答えします。

昨年12月議会での答弁のとおり、キッズルームを1月11日より、新公民館の和室を活用し、週2回火曜日と水曜日の午前中に行っております。現在のところ、2家族のご利用がございました。

まだ開始してから2か月ほどですので、今後も利用状況を確認しながら、広報等で周知して、利用者を増やしたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 始めてまだ時間が経過していないので、数が少ないということはやむを得ないと思います。

私も、月1回個人的に公民館を使わせてもらっています。その中では、入って正面にキッズルームを始めましたよという看板が出てございます。いいことだと思いますね。ですけれども、今、町長がおっしゃった2件云々ということですが、少ないかなというふうに思います。

ぜひ、こういうものを活用する、別にキッズルームという名前だけではなくて、お年寄りの方も集まってもらっていいよというような、そういうことを考えに入れていただいて、広く町民に利用してもらおうというのでもいいのかなというふうに思いますけれども、町長としては、キッズ限定でこれからもいかれるという考えがありますか。

○議長（古坂勇人君） 月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） それでは、町長答弁ということで、私、取りあえずキッズルームというのを公約のほうでうたっておりましたので、こちらのほうをまずやらせていただきました。

この公民館というのは生涯学習の場で、本当に皆さんに使っていただきたいと思いますので、今後、夏になって暑くなったら、お年寄りの方も来て涼みながら、いろんな話しして集まってもらえれば、そういう場にもなってもらえればいいなと思っております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

私の考えとほぼ同じ考えをいただきましたので、ありがとうございます。ぜひ応援したいと思っております。

それで、そのキッズルームについてですけれども、これも新聞の報道ですけれども、お年寄りも含めて、お年寄りの安全対策も兼ねて子供さん、あるいはお年寄りさんを集めてやっている自治体もあります。ですので、そういう自治体もあるということを認識しながら、今後、町民一つに偏らないで、全体を見ながらやっていただきたいということを町長に切にお願いしまして、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（古坂勇人君） 以上で三枝新一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時からといたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（古坂勇人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、先ほどの三枝議員の一般質問の件で、山越税務住民課長より答弁があります。

山越税務住民課長。

○税務住民課長（山越康弘君） 午前中に三枝議員さんからのご質問で回答できなかった件につきまして、2点ほど回答させていただきます。

まず最初に、本町の町民が他自治体に寄附した額でございますけれども、令和4年につきましては総額1,154万3,000円でございます。そのうち町民税の税額控除分は529万2,000円、県民税の税額控除分は352万8,000円でございます。合計882万円でございます。その差額の272万3,000円は何かと申しますと、本来ふるさと納税できる額というのは、ふるさと納税を行う方の所得額によって、納税できる限度額というのが決まっているわけでございますけれども、この限度額というのが税額対象となる金額でございますけれども、税額対象とならないもの以上にふるさと納税を行っている方がいるということです。

ちなみに、令和3年につきましては、寄附額が695万5,000円、町の控除額が328万3,000円、県控除額が218万8,000円、差額が148万4,000円ございました。

続きまして、廃棄となった建物の滞納の件でございますけれども、本町では課税の対象となる建物につきましては、所有者がいれば、その方に税金を賦課してございますけれども、それにつきましては、人が住める状態の建物、そうでない建物、ともに課税しておりまして、人が住んでいても住んでいなくても、ちゃんと税金を納めていただいている方もいれば、そうでない方もいるということでお許しいただければと思います。

○議長（古坂勇人君） 三枝議員、よろしいですか。

7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。どうも。

○議長（古坂勇人君） よろしいですか。

○7番（三枝新一君） はい。

○議長（古坂勇人君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは。8番、本吉敏子でございます。よろしくお願いいたしますします。

また、傍聴人の皆様は、お忙しい中、傍聴にお越しいただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

今日から弥生3月、寒さも少しずつ和らぎ始め、いよいよ春到来を感じさせる時節となりました。ですが、まだ日中と朝晩の寒暖差にご注意をしていただきたいと思います。

また、現在長柄町では、いち早く実施いたしました子供医療費助成について、中学生までは現物支給方式でしたが、高校生は窓口で支払った後、償還払いをする方式となっております。高校生も現物給付方式にしてほしいと一般質問もさせていただきましたが、このたび、うれしいことに高校生も現物支給方式が可能となるよう、県でシステム改修を進めていただき、8月の予定となりましたので、子育て支援の大きな前進だと思っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1項目め、結婚生活支援事業についてお伺いいたします。

本町は、「生涯活躍のまち構想」を掲げ、幅広い新生活の支援をしております。新築住宅の取得者に上限60万円の補助金、住宅リフォーム工事の補助金では上限20万円、空き家バンク登録促進事業補助金では、空き家バンク制度を利用した場合には改修費100万円、家財撤去費20万円、引っ越し代、仲介手数料、登記申請料等に要する経費に対し補助をされております。まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略では、結婚、出産、子育ての希望がかなうまちの基本目標を掲げ、希望を実現できるよう、婚活支援や妊娠、出産、子育て、教育に係る経済的負担の軽減などを強化しますとありますが、町では、少子化対策として、結婚、新生活を経済的に補助する考えはないのかお伺いいたします。

まず、1項目めの質問を終わりにいたします。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 本吉議員の結婚生活支援事業についてのご質問にお答えします。

結婚新生活支援事業については、国の地域少子化対策重点推進交付金にメニューがございます。郡内では、2町村が取組を行っております。聞き取りを行ったところ、要件に該当す

る方、利用の実績ともに少ないとのことでした。

本町では、新たに生活を始める方々に対し、各種施策で対応しておりますので、改めて周知し、ニーズの把握等に努めて対応してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） それでは、再質問をさせていただきます。

空き家バンク制度を利用した所有者、購入者等には、物件を購入、賃借された方には引越し代が補助されると思いますけれども、空き家バンクを利用しない物件を購入して、長柄町に越してこられた場合についての補助はされますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） ご質問にお答えさせていただきます。

現在、町のほうでは、空き家バンクを利用した方というところでの助成のほうがございますが、現在のところ、そういう制度がないというところで、先進事例が多くあるかと思えますので、参考に研究していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ、近隣市町村もそうですけれども、長柄町独自のことを考えていただいて、これから進めていただきたいなというふうに思います。

また、これから夫婦として新生活をスタートする世帯を対象に、結婚新生活の祝い金というものを支援し、また新婚生活を応援する考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） お祝い金ということでございますけれども、来年度から子育て支援金事業がスタートということでございますので、こちらにつきましても、先進事例多々あるかと思えます。それを参考に研究してまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。



○8番（本吉敏子君） 今後、婚活支援の拡充、また定住の推進にも力を入れていかなければ、少子高齢化、また人口減少対策にもつながらないというふうに思いますので、ぜひ前向きに、また、祝い金ということを考えていただければなというふうに思いますが、町長、お考えはどうでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 本吉議員の質問にお答えします。

少子化対策、本当にこれは大変なことになっております。私そこまで考えていませんでしたので、またちょっと研究させてください。

よろしいでしょうか。いい方向にしたいと思っておりますので。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ありがとうございます。

1月に結婚支援事業としてセミナーもさせていただいたときに、町長も参加していただきました。その際に若い青年が、結婚生活をしていく上で、どうしても金銭面ということを考えるということも町長もお話を聞いて伺っていると思えます。なので、できれば長柄町独自の、まずは結婚して子育て支援事業もすごく大事ですし、大切なことなんです、その前にまず結婚できる、結婚をお祝いできるようなことを、ぜひ考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2項目めにいかせていただきます。

広報ながらについてお伺いいたします。

現在、広報ながらでは、いろいろ工夫を凝らして掲載されていると思いますが、最後のほうのページに、町と長生健康福祉センターの各種相談日が掲載されております。例えば、住民さんからの要望がありますが、1点目の1週間ごとに4段に並ぶ1か月のカレンダー型の暮らしのカレンダーを作成し、その中に各種相談日程やごみ収集コース、またこども園、小中学校の行事などを掲載すると見やすいのではないかとということがありました。そういった考えが町としてあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

2点目は、例えば、停電だとか電線切断などの災害時の場合の機関名と緊急連絡先や水道、電話線の切断、火災、救急、事件、事故、道路への倒木や倒竹など、防災情報などのような災害時の緊急連絡先を掲載することを提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 広報ながらの質問にお答えいたします。

現在、広報ながらでは、各種相談日を最終ページへ、子育て支援センターの行事をカレンダー形式で中ページへ掲載しております。ごみの収集のお知らせに関しては、毎年3月に自治会長を通じてポスターを配付させております。また、小中学校の行事については、各学校のホームページに掲載しているという状況でございます。

ご質問は、それらの情報を一括して暮らしのカレンダーに掲載をし、情報を集約することにより、より見やすい、または情報を受け取りやすい紙面とすることをご提案されていると理解しております。ありがとうございます。いいものはどんどん取り入れて、常に改善していくことはとてもいいことであると思います。

他方、多くの情報を一つにするメリットもあれば、反対にごちゃごちゃして見づらいなどというデメリットが生じないとも言えません。この件につきましては、改めて他市町村の広報も参考にしつつ、庁内で組織する広報検討委員会に諮り、総合的に検討してまいりますので、よろしく願います。

次に、災害時の緊急連絡先の広報への掲載ですが、令和2年度に町防災総合マップを作成し、同年12月に町民の皆様へ配付をさせていただいております。この防災総合マップには、ご質問の緊急連絡先を含む防災に関する情報が全て掲載されており、また町のホームページでも見ることができるようにしているところです。

毎月発行の町の広報紙はできるだけシンプルに、分かりやすく、そして何より旬な情報をお届けすることを心がけ、限られた紙面の中で、我が町なりの工夫をして作成しています。様々ご意見を頂戴する中で、議員の質問、ご提案も含めまして、先ほどの答弁と同じく、庁内広報検討委員会の中で検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ありがとうございます。

まず1点目の、1か月のカレンダー型の暮らしのカレンダーの作成ということで提案をさせていただきました。現在、長柄町の広報ながらを見ますと細くて、皆さんお年寄りの方だとかは見えないと、そういうお声が上がっております。広報の検討委員会があるということでお伺いしたんですが、町民からのお声だとかというのは、例えばどんなお声が上がっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

手前どものほうに細かくて見えないというのは、具体的にはまだ私は聞いておりません。ただ、ほかの市町村の広報とか何かを参考にしながら、もう少し見やすい広報紙みたいな、漠然とした、そういうようなご意見というのは私も耳にしたことがございます。

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、まさに本吉議員さんおっしゃったとおり、細かくて見えないんじゃないけませんし、答弁にもありましたけれども、本来はシンプルで分かりやすくて旬な情報、ここを心がけてやっていくのかなというふうに思っております。ということでご答弁させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ、検討していただきたいなと思いますし、皆様も毎回こういう形で出てきているので、諦めてしまっているという部分もあるんじゃないかなと思います。

先ほど、ごみの収集コースのことについてもお話がありました。ポスターを配付しているということで、隣の長南町では配付もしておりますけれども、ごみステーションのところにしっかりとしたものを掲げるというか、そこに誰が来ても分かるような形の、鉄板じゃないんですけども、そこに掲げているということもやっているということも見たことがあるんじゃないかなと思いますけれども、とても親切に町民の皆様が、あれ今日は何だったっけなって、ごみステーションのところに来て分かるような、そういう工夫をされているというのもありますので、できれば本当に町民の皆様にとって分かりやすい、また親切にできるようなことを考えていただきたいなというふうに思いますので、ぜひ、これから検討されるということでもお話がありましたので、よろしくをお願いします。

また、2点目なんですけれども、町のホームページでも、先ほども学校のホームページに全てが、こども園だとか、小中学校の行事などを掲載されているということで、こども園は結構行事だとかいろいろな献立表だとかというのは細かく載っておりますけれども、小中学校に関しましてはホームページを見ても分からないというのが現状でありまして、更新をされていないということが一番いけないことなのか、いけないことって言っちゃいけないですね。できなかったことなのかもしれませんけれども、できれば、その辺も十分検討していただきたいというふうに思います。

2点目の、先ほどの防災総合マップを作成しているということで、その中に全てが書かれているということでありました。町のホームページでも見られるということで、町のホームページではそこにたどり着くまでが大変だというのがありますし、ホームページを見ない方もいらっしゃると思いますので、その辺、睦沢町の広報を見ていただくとすごく分かりやすく勉強になるなというふうに思いますので、参考にしていただきたいというふうに思いますので、ぜひ住民の皆様も関心を持って広報紙を読んでいただき、また見やすい表記を工夫していただくよう要望したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3項目めに移りたいと思います。

不在になった土地等の相続についてお伺いいたします。

先ほども三枝議員が一般質問されておりましたけれども、全国で増え続ける空き家の問題に対処するため、国土交通省の有識者委員会は今後の対策の在り方をまとめ、自治体による空き家の利用促進や管理不全物件に対する税優遇措置の解除などが柱となっております。空き家が適切に管理されず放置されれば、景観上の問題にとどまらず、防災や防犯、衛生などの面で地域環境に悪影響があり、対策を強化することが重要となっております。

そこでお伺いいたします。

土地・家屋相続の義務化について、土地・家屋の相続を放置しておくペナルティーがつくというような法律が変わったと聞いています。全国の放置された空き家、空き地の面積が増えています。地方では、実感として早くに気づいていましたが、やっと法改正に動き出したところでしょうか。この空き家・空き地の相続について、土地・家屋相続の義務化が必要であると思われませんが、どこまで進んでいるのかお伺いいたします。

また、2点目は事務手続の周知、推進についてお伺いいたします。

このことは、まだあまり広く知られていないと思われませんが、相続のタイミングや事務手続など所有者にどのように進めていくことができるのかお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 不在になった土地の相続についてお答えいたします。

1点目の土地・家屋相続の義務化についてですが、これまで任意であった相続登記が法改正に伴い、令和6年4月1日から義務となり、相続権を取得したことを知った日から3年以内に登記申請を行わなければならないこととなります。

所有者不明の物件は、相続未登記の連鎖により、ねずみ算式に拡大することが懸念されます。管理者がいなくなった土地や家屋では、ごみの不法投棄や害獣のすみかとなり、環境衛生の悪化や火災などの危険性が高まることから、法施行前の周知に努めてまいります。

2点目の事務手続の周知、推進についてですが、相続は個人、法人が所有する財産の継承行為で様々なケースが考えられるため、専門的な知識を有する弁護士、税理士などに、また登記に関しては所管する法務局にご相談いただくよう周知に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 相続の登記の義務化は、令和6年4月1日より施行されますが、その前に相続されており、相続登記がされていない土地、また家屋は対象にならないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

山越税務住民課長。

○税務住民課長（山越康弘君） お答えいたします。

法施行前に、既に相続権があるにもかかわらず、相続の登記をされていない方についても、施行後は3年以内に相続を行わなきゃならないということになっております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） また、事務手続の周知、推進についてお伺いしたいと思います。

先ほどの答弁では、相続人代表者の指定届に、また相続登記の義務化のお知らせだとか、相続登記の必要性などを表記した文書というか、周知していくということでありましたけれども、町としては広く周知できる手段としてはどんなものがあるか、お伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 山越税務住民課長。

○税務住民課長（山越康弘君） お答えいたします。

登記を所管する法務局も、この法改正前に、今後、各市町村に法改正の内容の周知を依頼すると伺っております。

本町につきましては、令和5年度の固定資産税の納付書に、空き地と空き家バンクのチラシを同封しておりますけれども、その中に相続についての文言を加えさせていただきまして、納税義務者に対し相続への関心を促しております。また、先日法務局に伺った際に、今回の

法改正に伴いまして、法務局のほうで両面カラー刷りのチラシがございましたので、先日こちらへ持ってまいりまして、総務課の脇にも置いてあります。

同様のチラシを、もし来年度の令和6年度ですか、法が施行されるちょっと前になりますけれども、そのようなチラシが固定資産税の納税義務者分、もし法務局のほうから枚数頂けるようでしたら同封して、その中には今回の法改正の内容ですとか、あと相続、また登記の案内などについても明記されておりますので、同封させていただければと考えています。もし枚数を確保できなかった場合、自治会単位で回覧という形で、納税義務者に周知ができればよいかと考えております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ詳しく、住民に周知をしっかりと図っていただきたいというふうに思います。また、ホームページにも一応載せていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

有識者委員会では、住まいの終活に取り組む必要性にも言及しております。住まいの売却や相続の準備などについてまとめた空き家の終活ノートというのを作成し、ノートを活用した市民対象の出前講座を行っている自治体というものもあります。政府はこうした自治体の工夫をほかの自治体でも共有できるよう努め、空き家対策の強化につなげてもらいたいというふうにありますけれども、本町でも空き家の終活ノートというものを、町独自の対策を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

山越税務住民課長。

○税務住民課長（山越康弘君） お答えいたします。

私も不勉強で申し訳ありません。空き家の終活ノートというもの、先進事例がございましたら、そちらのほうも研究しながら、今後そのようなものがつくれて、空き家の対策になればということを考えておりますので、その辺、対応させていただいたと思います。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ、相続の法律改正によって、放置されたままの土地と空き家が少しでも整理されていくように望みたいと思います。そのために少しでも皆さんが分かりやすく、また登記がしやすいような状況を考えていただきたいというふうに思いますので、よろ

しくお願いいたします。

それでは、最後の項目、4項目めに移りたいと思います。

高齢者福祉についてお伺いいたします。

1点目、現在、自立支援移送事業、通称福祉タクシーの対象者は、介護認定審査会で要介護または要支援の認定を受けた方や、身体障害者手帳をお持ちの方など、医療機関等通院、入退院をする場合に送迎を行っております。移動制約者の現状と福祉有償運送についての現状についてお伺いいたします。

2点目、介護用品給付事業についてお伺いしたいと思います。

3点目、家族介護慰労の状況についてお伺いいたします。

4点目、寝たきり高齢者や独り暮らしの高齢者が使用する寝具は、干すことができない、QOLということで、身体的な苦痛だとかを軽減するために質を上げるために、乾燥消毒車を派遣し、消毒、乾燥する寝具乾燥消毒サービスを提案いたしますが、見解をお伺いしたいと思います。

5点目は、包括的支援事業について。

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんの身近な相談の窓口です。地域で暮らす皆さんが、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護、福祉、健康、医療など、様々な面から総合的な支援をされておりますが、介護予防・総合事業に関すること、相談や困りごとがあれば、何でも地域包括支援センターへ連絡し、大変お世話になっております。そこで、包括的支援事業について、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

次に、6点目、大多喜町で作成しているシニアサポートブックがとても見やすく分かりやすいと感じました。長柄町の高齢者の皆様には、いつまでもはつらつと過ごしていただくためのシニア向けサポートブックの作成を提案いたしますが、見解を伺います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 高齢者福祉についてお答えします。

1点目の移動制約者と福祉有償運送の現状については、福祉有償運送の登録者が20名、月平均10人程度の利用者があり、主に通院による利用者が多いとのことでございます。運転者が少ないことが課題となっております。

2点目の介護用品給付事業については、要介護4、5の方で、紙おむつ等を利用している方に対し介護用品給付券を支給し、月に5,500円分の利用ができる制度です。近隣市町村と

比べ、本町は比較的手厚い制度と認識しておりますので、現行のまま運用してまいりたいと考えております。

3点目の家族介護慰労の状況については、介護サービスを利用せずに、介護を家族に対して支払われるもので、現在、慰労金を支給している実績はございません。

4点目の寝具乾燥消毒サービスについては、近隣では大多喜町が実施しております。寝たきりの高齢者や独り暮らしの高齢者が利用できる制度となっております。状況を確認したところ、ここ数年は利用者がいないとのことでした。この制度につきましては、運用している市町村がほかにもありますので、研究してまいりたいと存じます。

5点目の包括的支援事業については、地域包括支援センターで行っております。専門職員の下、介護サービス等の提供を含めた保健、医療、福祉に関する相談支援等に包括的かつ継続的となるよう対応しております。相談件数等も増加傾向にあります。定員管理等もございますので、限られた人員での対応となっておりますが、課の中で連携を取りながら進めてまいります。

6点目のシニア向けサポートブックの作成については、大多喜町で作成し、活用しているとのことですが、本町においては、昨年A3判の福祉サービスの一覧を各家庭にお配りしたところです。年により内容を変えるなど工夫して対応してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） それでは、1点目の質問をさせていただきたいと思います。

登録者が20名ということで、月10名ぐらいの利用者ということでお話がありました。移動制約者の状況と介護保険の要支援、また要介護認定を受けている方が何人ぐらいいらっしゃるか分かりましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 登録されている方20名の内訳ということでございます。身体障害者の方が3名、精神障害者の方が1名、知的障害者の方が1名、要介護者の方が12名、要支援者の方が1名、その他ということで2名でございますけれども、その他につきましては、高齢者で移動手段のない方で、認定までは受けていないという方でございます。

以上でございます。



○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 現在、先ほど運転者が少ないということで課題だということだったんですが、何人いらっしやって、何人ぐらいの方が実質運転されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 現在登録されている方が8名、うち実働としますと毎月2人から3人の方が動いていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） この使い勝手じゃないんですけれども、時間帯を教えてくださいと思います。あと年会費、また、町内の一乗車的な状況等も教えてくださいと思います。

○議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） まず、ご利用に当たっては、社会福祉協議会のほうに年会費として500円納付されるというのが条件となっております。

あと、今の利用時間としましては9時から4時まで。

すみません、最後もう一つ目が聞き取れなかったんですけれども、どういう内容だったでしょうか。

〔「一乗車当たり、町内一乗車で幾らかとか」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 30分500円で、プラス燃料代が1キロ当たり40円かかるということになっております。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 現在、何台の福祉車両で移送サービスを実施されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） すみません、はっきり把握はしていないんですけれども、2台から3台という中で運用していただいているというふうに理解しております。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 福祉車両なので、ストレッチャーつきだとか、またリフトだとかスロープのついているものだとかということで、じゃ、二、三台あるということで大丈夫なんですか。

あとは、じゃあそのまま続けちゃっていいですか。

○議長（古坂勇人君） はい。

○8番（本吉敏子君） そうしたら、月の利用登録の会員が10人ということで、10人が利用されているということでしたけれども、利用者の実数、また、運転者の実数が分かりますでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） これ年で申し上げますほうがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 直近ですと、令和4年はまだ途中でございますので、令和3年度分ということで申し上げます。

登録者は、20名は令和3年度につきましてはいつておりませんが、利用者数としましては、月大体5名ほどの利用者数、延べ人数で月10名程度。令和3年度は1年間で98名の延べ利用者がおりました。

運転者実数としましては、3から5名ということでございます。延べ人数といたしましては142名の利用がございました。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 要介護認定者と手帳所持者、またその他ということで先ほどの人数だと思うんですけども、その辺もう一度教えてもらっていいですか。

○議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 身体手帳をお持ちの方が3名、精神障害の手帳をお持ちの方が1名、知的障害の手帳をお持ちの方が1名、要介護者と認定されている方が12名、要支援者と登録されている方が1名、その他ということで2名でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 登録会員は20名ということでしたが、登録された会員の方から、病院に朝一で診察券を出しても午後3時半からの診療となってしまう、また、先ほどの利用時間が午前9時から午後4時までにはどうしても戻ってこななければならないということの決まりがありまして、もう少し時間の延長はできないものだろうかとのご相談がありました。もう少し町民の皆様の利用がしやすくするために、時間の延長等にはできないのかお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） そういう声をいただいているかということでの変更ということ、来年度からなんですけれども、9時から5時までとしたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ、よろしくお願いいたします。これ来年度、4月からということでもよろしいですね。

町長の公約にありましたけれども、高齢者、75歳以上のための町内移動無料タクシーの実現について、今の進捗状況について、始められるのはいつ頃から、どのような方法で取り組んでいかれるのか教えていただければと思います。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 答えいたします。

町長のほうから、お年寄りの方たちの町内の無料での送迎ということで、いち早く指示がございまして検討に入るとということで、12月の補正予算のときにも、皆さんのほうにお願いをしたところでもございましたが、福祉有償運送運営協議会を2月に予算を頂きまして開催いたしましたので、その中で検討をしたいということの向きで12月に補正をいただきました。

内容といたしましては、既存の福祉センターでやっている事業を活用して、なるべくお金のかからない形で、また町内の皆さんのご協力をいただきながら、公約といたしますか、目標に掲げたものを何とか具現化できないかという町長の指示がありましたので、まずは今ある施策の中でということで考え始めたところでございます。

その中で、この会議のほうには、国土交通省の専門官、千葉運輸局の専門官が入っておりますので、ぜひ出席をとということでお願いしたんですが、どうしても2月13日、日程が合

わなくて、私も健康福祉課長と一緒に支局のほうに行ってまいりまして、先んじて意見を伺ってまいりました。

そこで聞いた話として、我々のほうとしては、福祉タクシーを使って75歳以上の障害を持っている方とか、介護の認定が幾つ以上の方とか、そういう縛りをなくして、そういう方たちを乗せて移動することはできないかとか、妊産婦に広げることはできないかとか、65歳以上で自動車運転免許証を返上した者とか、そういう人たちにも範囲を広げられないかということについてとか、あと利用目的も町内の公共施設への送迎、今の福祉タクシーは病院とか通院とか、そういうことでしょうけれども、それ以外に公共施設への送迎などについても範囲を広げることはできないかということを知って来たわけですが、それは、福祉タクシー事業の中の法律の範囲を超えているということで、まかりならんという返事が返ってきたというところでした。

それを受けて、2月13日の有償会議のほうに諮りまして、そういうことなので皆さんいかがでしょうかということで、タクシー業界の外房支部の支部長さんですとか、この辺ですと長南タクシーの社長さんですとか、いろいろと出席をいただいて、ほかの地域でもそういうことだから長柄町だけそういう特別なことはできないということで、町長の言っていた既存の制度を使って、町内の高齢者の人たちを町内に無料で送るとというのが一旦振出しに戻るという形になってございます。

いいお答えができなくて恐縮なんですけど、2月13日の会議を経て、現状そういうところまでございまして、また改めてその辺の制度設計などをしていかなきゃいけないということで考えているところまでございまして、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 広報ながらに、互助輸送についての記事が載っていたと思います。

関東運輸局からの情報提供からは、神奈川県共生社会仕組みづくり外出支援モデル事業の活動事例集には5市10地区の取組が掲載されております。運行委託されるケースが多くあって、社会福祉協議会とかNPO法人などの事例もありました。本町でも、社会福祉協議会に委託するという考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

基本的に互助とか無料でということになって、それを自治体以外、地方公共団体が他に、

社会協議会もそうですけれども、委託してはならないということが国土交通省のモデルパンフレットにも書いてありますので、私どものほうではそういう認識でおります。せんだってもしそういう話を聞いてきたところでした。

どこのどことは申しませんが、中には、そういうことも知らずにだと思いますが、やっちゃっている市町村もあるように聞いております。それは非常に問題だということを国交省のほうも言うておりました。

ということで、我々は法令にのっとって、委託できないということですので、やるとしたら町が実施するという可能性はゼロではないということかと思えます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ということは、町が実施するということでしたら、職員を1人つけて、どういう形になるか分かりませんが、やらなければいけないのかなということも考えられるのでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 一応財政のほうの関係も含めまして、私の思いで恐縮なんですけれども、ご答弁させていただきたいんですけれども、何が起きるか分からないこの不測の災害なんかもある中で、町政運営上、何か障害が発生しても事業が切れ目なく続けられる、いわゆる行政の持続性の問題なんだろうけれども、そこをまず考えた上で、何かを選択して何かに集中してということになると思うんです。

こういうことをやると、本当にまだ制度検討中なので、あるとき企画財政課長がああ言っていたということで違う方向に行くかもしれません。ただ、今の私の考えとしては、一時の賛美を受けて、それを無料化にしてということをして、持続性ということでは非常に厳しいのかなというふうに私は思います。

ということで、さきの12月のときにも、池沢議員のご質問だったと思いますけれども、最後の手段としてはということで、この本にも書いてありますが、互助のような形が農村地域の最後の交通手段として浮き上がってきているというような話の答弁をさせていただいた。その上で、広報にも載せさせていただいたという流れでございました。私としては、今そういう考え方でおります。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 国土交通省の共創モデル実証プロジェクトの中に、交通機関網の地域の暮らしと一体として捉え、その維持・活性化を目的として、複数の主体が連携して行う取組を支援し、また実証運行の経費等を補助するという施策があります。例えば、介護事業者や商業施設などと連携して、出歩くことが難しい高齢者の買物支援をするサービスがあります。また、自宅から店舗まで車で送迎する事業を、介護事業者のデイサービスの送迎車が空く時間帯を活用して実施している自治体というのもあります。

交通弱者対策として、どこの市町村でも様々な取組をしている支援を行っておりますけれども、本町でも買物や教育など、地域の暮らしのサービスと交通サービスを掛け合わせた交通不便地域へのサービスを、分野と垣根を越えた協力体制を取り組んでいけたらと考えますが、本町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 答えいたします。

私の今までの答弁の説明が下手くそだったのかもしれませんが、せんだってお会いしたときも同じことをお話ししてしまったかもしれませんが、改めて申し上げますと、長柄町には公共交通機関、今、大変少ないですが、一応ある地域でございます。全くの空白地域というわけではない。不便ではありますが、2本のバス路線が町内を走っておりまして、公共交通のある長柄町ということになっております。

これがないのであれば、いろんな意味で方策が打てるんですけども、なくなればいいという話ではもちろんないんですけども、あるという以上は、まずは自家用有償輸送、お金を払って皆さんに乗車してもらおう。この中に載っていたバスもそうですね。巡回バスもそうですけれども、そういうことになろうかと思えます。

それが成り立たないというふうになった場合には、まず市町村がやる自家用有償輸送サービスができなくなった。そうしたらNPOさんとか何かにご協力いただいて、そういう事業をやる。それが3番目。それで最後が互助になる。今、議員のおっしゃっている部分というのは、有償輸送のどうしても部分になっちゃうと私は理解しているんですけども、有償輸送だということになると、そこは幾ら会議体を開いても、それ以上にはいかないということになろうかというふうに私は理解しておりますが、答弁になっていきますでしょうか、お願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 私が言っているのは、今、介護事業者がデイサービスを、お迎えに行

って帰るまでの間の時間が空いているということで、その時間を使って介護事業者との連携を密にしながら進めているというところもあります。この介護事業者との要綱か何かには、地域の中に協力をしていくようにというような文言があると思うのですが、その辺はどのように理解しているのでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 申し訳ございませんでした。

もしもそういうようなことが、介護事業者さんのほうで、空いている時間を使って町民の皆さんのためにということで申出があった場合には、ありがたくそうなるべく運輸局のほうにも、私はそういう事案を持って相談にも行きますし、多分オーケーになると思います。

ただ、個々じゃなくて事業所さんとして、法人としての意思決定があってくれることが、まず第一ということになろうかと思しますので、もし情報等がございましたら、その辺いただければと思います。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ、よく調べていただいて、連携を密にしながら取り組んでいってもいいのではないかなというふうに思いました。よろしく願いいたします。

次に、2点目の介護用品の給付事業について再質問させていただきます。

先ほど、長柄町に関しましては介護用品に引き替えできる給付金を月5,500円ということで、給付金を発行されているということで、年齢制限は設けていないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） この制度につきましては、40歳以上の介護保険加入者が対象ということになっております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） あと、助成対象用品というのはどんなものがあるか、教えていただきたいと思えます。

○議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 対象商品といたしましては、紙おむつと尿取りパッドが対象となっております。

- 議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。
- 8番（本吉敏子君） 例えば、介護用のビニール手袋、またお尻拭きのウェットタオルだとか紙おむつ処分用のごみ袋などとかは対象にはならないのでしょうか。
- 議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。
- 健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） この制度につきましては、対象となっております。
- 議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。
- 8番（本吉敏子君） 助成対象用品ということで、今、紙おむつ以外に介護用のビニール手袋、またお尻拭きだとか、紙おむつの処分用のごみ袋も対象になりますよというような自治体が多くなってきていると思いますので、その辺も、ぜひ検討して見ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。
- 健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） ほかの市町村の取組を細かく私のほうで把握してございませんので、その辺は研究させていただきたいと思っています。
- 議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。
- 8番（本吉敏子君） ぜひ、前向きに助成対象用品を増やしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。
- 次に、5点目の包括的支援事業についてお伺いしたいと思います。
- 1か月当たりの地域包括支援センターの相談件数が分かりましたら、教えていただきたいと思っています。
- 議長（古坂勇人君） 答弁願います。
- 森田健康福祉課長。
- 健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 資料を持ってきたつもりが、ちょっと今探せないんですけれども、大体月100件程度の相談件数ということで把握しております。
- 議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。
- 8番（本吉敏子君） 月100件弱ということは、近隣市町村と比べて相談件数は多いのか、人口比率から比べると多いのかどうかということは分かりますでしょうか。
- 議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。



○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 介護と申しますか、その辺の協議会を郡内で持っておりまして、手持ち資料としては今回持ってきてはおりませんが、多いほうではないかというふうに考えております。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 現在、2人の職員で相談対応をされていると思います。4月から1人、お産というか、それでまた帰ってくるということでも伺っておりますけれども、現場で困っていることだとか、また住民さんからの相談で、不在を含め足りていない様子なのかなというふうに思うんですが、それは人員の補充だとか、ほかは考えてはいないのでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 先ほど、町長のほうの答弁にもございましたけれども、定員管理というものがあの中で、現在は割り当てられた人数で、課の中で調整を取りながら行っているということでございます。もし包括のほうで不在となった場合でも、その辺、連絡が途絶えることのないような体制に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 地域包括の職員の皆さんは、身寄りがなくて、また経済的理由で成年後見人制度の利用が困難な方、また成年後見制度を利用するまでの間の手続に時間がかかると思います。その中で、対応等は住民からの連絡等で大変な状況だと思いますので、その辺もよく考えていただきながら、適正職員の人数というのは決まっているということですが、地域包括の職員は二、三年で住民との人間関係もできて、これからというときにほかの部署に異動ということがあるといいます。仕事の内容からいっても、できれば相談窓口の対応担当を一定程度、固定させるべきではないかなというふうに思いますが、この見解をお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 包括のほうにつきましては、3人の専門職が配置義務づけという配置になっておりまして、その資格を持っている方というのは、役場の中でも数名しかいないということで、その辺は全く異動しないということは私のほうで今は言えませんが、なるべく長く関わられるような、そういうのを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 職員の皆様が本当に大変な中されているということもよく分かっておりますが、ぜひまた応援をしていきたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

最後に、6点目の大多喜町で作成しているシニアサポートブックなんですけれども、福祉サービスの一覧の中にはない生活サポート、サービス業だとか、例えば移動販売車ピース号など、コープみらいだとか道の駅、お助け隊だとかシルバーなど、また、行政関係が提供する相談窓口も一緒に載せていただくことはできないでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 内容につきましては、今年また作成ということで内容を変更して考えておりますので、その辺はご要望があれば、聞いていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 以上で本吉敏子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時15分といたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○議長（古坂勇人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 柴 田 孝 君

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） 10番、柴田孝でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。傍聴者の皆様には大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

さて、コロナ感染症も昨年度末から第8波となりましたが、現在の状況は少し減少傾向にあるかと思います。政府においては、感染対策されるマスク着用も、個人判断でとのことで緩和されると言われています。しかしながら、安心せずに自己管理、自己防衛といったことを意識していかなければならないかと思います。

そして、町においては、少子高齢化に伴い人口減少をたどっている状況であり、地域産業を担う主役は70代以上の高齢者であります。現状として、今年の正月行事である御奉射がありました。参加者も年々減少傾向にあり、高齢化により不参加者や自治会を退会したいとの声もあります。このような中、地域の生活環境は、遊休地や耕作放棄地、空き家の増加、今後5年、10年先どうなるか、そして人口増加は見込めない状況ではないでしょうか。

一方では、地球温暖化による自然災害への脅威が増す中、自然豊かなまちとして魅力ある自然の姿がどうなるかと不安になります。今後、町の資源と魅力を再発見しながら再生を目指し、ふるさと長柄町を持続可能な町にするには、移住者との交流や若者たちが戻ってふるさとに住みたいという気持ちになれるような、将来的な町づくりを推進していくことが求められています。

そこで、先進地事例などを参考にするなど、地域産業の在り方や若い世代の意見を求め、具現化する検証、検討、研究、そして工夫と企業を呼び込む環境の制度化を行うとともに、企業の誘致や参入できる状況に向けて、総合的な施策実現を創出することが重要と考えます。

このような観点から何点か質問させていただきます。

1 項目め、将来の町づくりについてであります。

1 点目に、冒頭でも触れましたが、正月に刑部地区の御奉射がありました。高齢化により参加者が減少し、60歳、70歳代がほとんどであり、高齢化の進みが想定以上と感じ、人口減少は深刻な問題で、5年、10年後の地域を考えた場合どうなるのかと不安に思いました。

そして、町内では交通のアクセスや買物などの不便さ、収入、いわゆる生活力を得るために若い世代は都市部へ流出しています。その要因の一つとして、日本社会はこの30年前後、煩わしさからの解放を求めて都市に移動し、親戚、大家族、近所付き合いから距離を置き、個人化してきたのではと感じています。

自治会によっても違いがあると思いますが、地域においては後継者も少なく、世代交代も見られない状況でもあり、また移住者においては、昔ながらのしきたり、自治会費負担や子育て負担等の課題も多くあるのではないのでしょうか。同時に、移住者は地域コミュニティーへの面倒さ、密な暮らし、深い人間関係などから、地域との交流や話す機会もなく、お互い

に距離を置いて孤立した状態にあるのではないかと思います。

このような中、第5次総合計画の第2期人口ビジョンの将来人口の展望では、パターン2を踏まえ、パターン3の町独自推計を目指すとのことですが、移住定住の取組と併せて町外への流出減少に取り組むとあります。令和2年度から令和7年までには移住者数100人増を推計し、令和22年の総人口を5,300人としています。地方においてはなかなか難しい課題と捉えております。

あえてお伺いしますが、現状の取組でいいのか、また地域と移住者の相互の施策実現に向けて、今後どのように取り組んでいくお考えなのかお伺いします。

2点目に、田舎暮らしを求める移住者対策であります。空き家バンクの相談窓口における、相談内容や課題にどのようなものがあるのでしょうか。先ほども触れました田舎の文化、しきたりのようなものもあり、行政側も大きな課題として捉えていると思いますが、地域と移住者の相互間には交流がなく、地域行事への参加等に課題も多くあるのが現状ではないかと思えます。

しかしながら、災害時等には、日常からの交流によって互いに支え合うなど地域意識の向上を図り、住んでよかったと感じてもらえるよう、地域と行政が一緒になってフォローすることが大切ではないかと考えます。

その観点から、移住者とどのような情報共有を図っているのか。また、移住者同士のコミュニティづくりなど着地後の行政のフォローはどのようにされているのか、お伺いします。

3点目ですが、茂原長柄インターチェンジを起点とする活性化対策についてであります。

令和2年2月に開通した茂原長柄スマートインターチェンジであります。県内の圏央道建設として残す区間、大栄から松尾横芝間も2年で開通予定と聞いています。そこで、茂原長柄スマートインターチェンジは、成田空港、そして都心等を結び、町はほぼ中間に位置する重要な交通接点であります。このインターチェンジは町の玄関口の要衝として、開通により、企業誘致等の新規雇用や地元農産物等の物流など、新たなビジネスチャンスが創出されるものと期待されます。

そして、前にも質問した中で、農地法の規制が強く開発が難しい状況のため、県知事との意見交換などの機会を捉え、企業誘致、立地に向けての千葉県との風通しのいい連携の体制ができるとの答弁があったと記憶しております。そこで、規制緩和に向けて、情報収集やトップセールスによる企業誘致を進めるに当たり、農業経営戦略と特産品の加工化、商業の推進など、有効的な土地利用と町の活性化につなげることもその一つと考えます。

令和3年に、茂原長柄スマートインターチェンジ整備効果検証業務が行われたと思いますが、その結果はどのように出たのか。また、地域的な影響はどうか。併せて、今後隣接する茂原市との連携など、どのような構想で取り組まれるのかお伺いします。

以上で1回目の質問とします。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 柴田議員の将来の町づくりについての質問にお答えします。

1点目の、人口減少と流出抑制に関する施策について、ご承知のとおり、本町の人口減少は歯止めのかからない状況が続いており、最大の問題と認識をしております。この状況は決して昨今始まったことでなく、本町においては平成9年以降、現在に至るまで25年間、ちょうど四半世紀にわたり減少し続けていることを大変重く受け止めています。

町としては、これまでも各種子育て支援施策や移住定住施策など、人口増加につながる施策を行ってまいりました。昨年12月からは、こども園と小中学校の給食費の無償化を実施し、子育て支援をさらに拡充するなど、さらなる環境整備に取り組んでおりますが、人口減少の流れを変えるには至っていないのが現状です。

そのような中、令和3年3月に長柄町第5次総合計画と、合わせて人口減少の抑制に主眼を置いた長柄町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。取組はどの質問ですが、町といたしましては、まさにこの理念、目標及び80の戦略的事業を一つ一つ着実に実行し、積み上げた施策との連携を図っていくことが、今、最も重要であると考えております。中でも、当該戦略の理念である生涯を健康かつ活動的に暮らせる町づくりを目指し、都市住民等の移住定住の促進と、町民の快適な生活環境を提供できるように取り組んでまいります。

2点目の、地域コミュニティづくりと移住者移住後の行政のフォローについてですが、移住される方は、必ず転入手続のために役場に来庁されます。その際、対応する戸籍係が、移住後の長柄町での生活に困らないよう、ごみの出し方カレンダーや町の広報、防災ハザードマップや検診一覧等をお渡しするなど、ご案内しております。そのほか上水道の開栓、下水処理に関すること、ごみ集積所等について建設環境課で、子供・子育てに関することは健康福祉課等々、移住者が町での生活をスタートさせるに当たり、不安、不便を感じないように、役場全体でフォローをできる体制を取っています。

また、町が委託している移住定住コーディネーターも対応に当たっています。特に、空き

家バンクを利用して町内に転入された方は、移住相談の時点からコーディネーターと関わりを持つため、移住後も相談しやすい環境となっており、実際にコーディネーターが運営するSNSにも相談等のメールが届いており、その対応もしています。コロナ禍で対面での相談に抵抗のある方や町の情報を仕入れたい方、来庁するにも時間の都合がつかない方にとっては、町の情報を入手する有意義なツールとなっているものと理解しています。

地域コミュニティーとの課題については、本町のような地方部と言われる、いわゆる田舎において、コミュニティーはまさに協働社会であり、互いにとってよい結果を生んでいく大きな土台のような部分だと思います。一方で、人それぞれ今に至るまでの環境の違いがあることを迎える側も認め、徐々に住み続ける中で地域を理解し、なじんでいくといったことを受け入れる、寛容さというようなものも大切だと私は思います。

難しいケースもあるかと思いますが、今後も引き続き、移住窓口の企画財政課をはじめとして、役場を挙げて移住者の支援に取り組んでいくとともに、移住定住コーディネーターには、移住者間のハブ的役割を補っていただくことを期待しております。

次に、3点目の茂原長柄スマートインターチェンジの整備効果等についてお答えいたします。

まず、少し振り返りますが、本スマートインターチェンジ、この基本計画にうたわれていた期待される整備効果として、当時4点が挙げられていました。

まず1点目として、地域産業の活性化と雇用の創出です。議員のご質問の肝の部分かと思いますが、本S I Cという新たな玄関口ができることで、より効率的な物流活動や生産拠点等の立地条件が向上し、雇用の創出が図られ、そして地域経済が活性化するといった好循環が期待される。

2点目としまして、観光振興による地域活性化、本町内のゴルフ場や長柄ダム周辺、またリソルの森などといった観光スポットへのアクセス性が向上することにより、観光客の増加、交流人口の増加が期待できる。

3点目といたしまして、迅速な救急・救命活動の支援で、本S I Cができたことにより、当医療圏の救命救急センターである東千葉メディカルセンターへの所要時間が短縮し、救急輸送者の生存率の向上が期待される。

最後に、4点目として、災害に強い地域づくりへの支援で、本S I Cの整備により圏央道と国道128号線などとのアクセス箇所が増え、長柄町内にある避難施設とのアクセスが向上し、緊急物資の輸送や人命救助等の迅速化に寄与するようになっておりました。

1点目、2点目は町の活性化、3点目、4点目は安心・安全の位置づけであり、本S I Cはまさに町づくりの根幹であり、不足していた部分をがらりと変えると言っても過言でないと私自身も理解し、期待をするところでございます。

そこで、議員ご質問の整備効果検証業務の結果と、どのような構想を持って取り組むのかとご質問ですが、まず令和3年度に実施いたしました茂原長柄S I Cの整備効果検証では、全車種の日平均交通量で、開設当初に比べ約18%増加しているとのことであります。また、茂原市及び長柄町の工業集積地から木更津ジャンクションまでの所要時間は短縮され、効率的な物流活動に寄与するとともに、周辺の観光施設へのアクセス性が向上しています。

次に、取組と構想ですが、一昨年に策定いたしました長柄町第5次総合計画基本構想の土地利用構想の中では、経済の動向、企業進出や既存企業の動向を的確に把握しながら、工業に適した用地の確保を検討し、優良企業の誘致や既存企業の事業拡大の支援に努めますとしております。また、企業へのアプローチですが、本町には既にまとまった町有地や立地候補地があるわけではなく、またコロナ禍ということもあり、この半年間、町から特定の企業への積極的な誘致活動は行っておらず、企業またはデベロッパーから相談等を受ける状態となっております。

いずれにいたしましても、企業誘致に関しましては、町の重要施策として位置づけておりますので、さきの4点をしっかり踏まえた上で、引き続き千葉県企業立地課と情報を共有しながら、優良企業の誘致に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） ありがとうございます。

人口減少については、地方どこでも同じような問題を抱えているわけですがけれども、今年、特に正月行事で、先ほど言いましたけれども御奉射なんですけれども、やっぱり家からひきこもりみたいな形、高齢化で出てこれないという方が結構いたんですね。女性は3分の1ぐらいでしたか、うちのほうの自治会としては。

そういう中で、やっぱり新住民というか、新しく来た移住者の方は1回町会に入ったんですけれども、自治会に入ったんですけれども、いろんな負担がやっぱり重なったり、そういう中で子育て、生まれたばかりの子がいて、いろいろ事情はあるかと思っておりますけれども、やっぱり自治会をやめさせてくださいと、そういうようなケースもありました。

こういう質問という形で、どれだけ町が中に入れるかということは難しいことだと思うん

ですけれども、この辺は環境づくりというか、移住者の交流の仕方、または交流の場を増やすということで、少しずつ歩み寄っていかなくちゃいけないのかなというふうに考えています。移住者として、いろんな畑作業だとか農作業だとか、果樹だとかいろいろあるかと思うんですけれども、そういうような実体験だとか魅力など、実例を活用させたセミナーの開催だとかいうのも一つかなというふうに思います。どうしても価値観の相違や地域住民との居場所づくりというところに、大きな課題を抱えているので、情報の共有化が重要じゃないかなというふうに思っています。

そういうことで、難しいながら、行政側としてもなるべく相談窓口を広げていただく、こういうことも大事かと思えます。先ほど町長の施政方針の中でもありましたけれども、新たな町づくりとして、より多くの町民の皆様に関わってもらい、行政との対話や行政からの情報発信など、いろいろと取り組みますよという話なんですけれども、そういうことで今後、身近にもう少し耳を傾けていただければ、また情報発信していただければと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

それで、2点目のほうなんですけれども、同じ内容なんですけれども、再質問という形でお聞きしたいと思いますけれども、先ほども言いましたけれども、地域の問題としてではなく、行政が地域にどこまで入れるか本当に難しい問題だと思っています。移住定住コーディネーターのみならず、町づくりとしては、移住者に新たに参画してもらい、世代交代していく中で、行政の役割として、今後、取り組んでいく必要があるかなというふうに思えます。

移住者との地域づくりは大きな課題でありますけれども、将来の町づくりには、地元の若い世代や移住者に町を今後担っていただくことになるわけなんですけれども、そこで、相談窓口での移住者の状況の把握といいますか、移住者が本町に求める移住条件などを把握していたら、お伺ひしたいと思えます。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

ここ数年、移住者が地方に求めているものがだんだん変わってきているというのは、本当に実感としてございまして。コロナ禍以前の今から四、五年前ぐらいは、改修がもう済んでいて、すぐにでも入れるような物件を求めてきている方もいらっしやって、また売手側というか貸手側のほうも、今の現状ではなくて、少しお金をかけてということが必須というか、求められているニーズだったというふうに捉えておりますけれども、最近では、世の中DIYとか、そういう志向が流行っているようで、テレビ等でもやっておりますけれども、週末



に長柄町のほうに通いながら、自分で物件を少し直して、改修して住むから、できるだけ安く買ったり借りたりしたいんだと。こんなふうだけど大丈夫なんだろうというふうに心配してしまうような建物こそ、いいですよと、そういうような傾向があるかのように、私はコーディネーターなどからも聞いております。

あと、最近のキャンプだとか、いろいろテレビでもそれこそやっておりますけれども、アウトドアブームの関係もありまして、以前は、裏に山がついているんだという売れ残ってしまった物件が多数ございました。山は要らないと。これが今は山が少し欲しいという傾向が逆にあるようでして、そういう物件を探しているようなことも多くなってきているというふうにも聞いております。

あと農地の関係ですけれども、これまで農業を営んでいる方しか取得できなかった農地付きの空き家につきましては、今年度から新規に就農する方も購入ができるようになったので、実際に農地付きの物件を購入された方が、来年度から新規就農を予定しているというような話も産業振興課のほうからも聞いております。

また最後に、都市部と比較して、これは前からの話ですけれども、広い土地が比較的安価で購入できるということで、周囲に民家が比較的少なく、生活音だとか、そういうことが気にならない、お子さんと愛犬と一緒に伸び伸びと生活ができるというようなことから、長柄町を望んでいるんだというようなことで、相変わらず自然環境等とのバランスのよさみたいなところについては、ニーズとしてあるというふうに、これも移住定住コーディネーターのほうから聞いております。

ということで、議員ご質問のように、ここ四、五年ぐらいでニーズというのは随分と変わってきているというようなことが実感でございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） ありがとうございます。

以前と比べてニーズといいますか、そういう考え方というか、非常に移り変わってきているんだなと思います。確かに山があったり、管理が大変だとかいうところもあったり、いろんな考え方の人が、またそれを掃除したり、きれいにするのがいいんだという、そういう方も多分いるかと思います。そういうことで、所有者のほうも、いろんな条件の下で出していて、それをうまくマッチングさせていくというのは、非常に大きな課題じゃないかなというふうに私も捉えているんですけれども、コミュニティーとすれば地域づくりというか、ちょ

っと面白い話があって、福井県池田町の区長会で、移住者の人たちに池田暮らしの七か条とかいうのがあるんだそうです。これはニュースでやっていたんですけども、私も見てみたんですけども、細かいところはお話ししませんけれども、そういうのもあって、ちょっと波紋を呼んだというふうなことでした。入ってきた人たちが、この七か条に対して不評というか、そういうところはあるんまり感じていないんだというコメントもありましたけれどね。

いじわるして、この七か条をつくっているわけじゃないので、地域に溶け込んで一緒に生活してほしいんだよと、そういうところの七か条といったところでございます。こんなところもあるということなので、それこそ地域は小さな協働社会であり、支え合い、多くの習慣を理解して、時としては自然は脅威となることを意識するんですよ。その中で支え合っていきましょう、譲り合って助け合っていきましょうと、そういうようなこと、大まかなんですけども。

そういうことで、地域づくりというのは人との関わり方だと思うので、非常に難しくて地域でつくるのは当たり前なんですけれども、やっぱり地域に住んでいる方々もいろんな個性のある人たちもいることですし、地域になるべく寄り添って話を聞いてあげる。そして、できるところは参加していただくといったところをお願いして、自然体で寄り添ってあげるというところだと思います。

その辺で、行政側もそういうところを含めた中で発信、道路愛護だとかいい機会だと思うので、その辺の参加とかを促していただければいいかなというふうに思います。そういうことですので、あまりどうのこうのという地域をつくる仕組みづくりが必要な部分も大きいわけなんですけれども、行政もお力添えをお願いしたいということでございます。

2項目めに移ります。

旧水上小学校の跡地なんですけれども、株式会社ミケンの誘致における建設の計画についてであります。本件は、先日の実施計画の議会説明会において経過説明がありました。再度質問をさせていただきます。

平成31年3月15日付で売買契約を契約し、2年ごとに建設延期を受け、協議していると聞いております。（株）ミケンとの協議経過や現状と課題について、町はどのように受け止めているのか。そして、今後の建設計画スケジュールはどのようになっているのか、併せて、町は企業誘致する意義においても、早期の建設を求め譲渡目的とした効果を達成すべきと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 株式会社ミケンの工場建設計画についてお答えいたします。

株式会社ミケンについては、平成31年3月15日付で、建物解体撤去条件付町有財産売買契約を締結いたしました。当初の事業計画では、令和元年12月末までに調査設計を終了し、令和2年1月から工事着工予定でしたが、これまで2度、いずれも2年間の工場建設計画の延期の申出がありました。

1回目は令和2年8月で、延期の理由は、愛知県田原市にある工場の設備の一部改良が必要になったこと、建築資材の急激な高騰と高止まりが続いていたこと、新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言が出るなど市場の先行きが不透明であったこと。2回目は令和4年8月で、延期の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格高騰が続き、プラスチックの成形で使用する原料ポリエチレンが歴史的な高値となり、利益が大幅に減少し、前年比75%まで低下したことによるものと報告を受けております。

また、今後のスケジュールといたしましては、今年の9月から調査設計に入り、令和6年6月から建設工事に着工し、令和7年8月に竣工予定と伺っております。

長引く原油や原材料価格の高騰等、特に中小企業の経営状況の悪化の懸念が取り沙汰されている中、とりわけ製造業においては固定費の上昇に伴う業績悪化の影響が大きいことは、報道などから承知するところです。そのような中で、工場建設の計画が予定どおりに進まないという、本件の延期申出につきましては致し方ないことと、一定の理解をしております。

なお、株式会社ミケンからの聞き取りとして、現在、複数の大手メーカーから新たに幾つかの製造依頼を受けており、既存のミケン長柄のラインでは足りていないという状況は一層増していると伺っており、そのような前向きな情報に今後への期待が膨らみます。

町といたしましては、企業の判断を見守りつつ、できる限りの早期建設を求めていると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） ありがとうございます。

延期延期ということで、コロナ禍で状況は確かに、その後の物価高騰ということで、なかなか会社自体も大変だということは分かっております。ある程度コロナも収束しつつ、そして物価高騰というのはまだ収まっていないわけですがけれども、今、答弁あった中で、複数の大手メーカーからの製造依頼を受けているということでもあります。この前の説明の中では、

長南に倉庫を所有しているという話も聞いております。そういう中で、近隣の町というか、旧水上小跡地の近隣でそういう倉庫を探しているのであれば、候補地として声をかけたりとか、企業がそれやるべきだということか、長柄町でこんなところにこういうふうな用地がこのくらいありますよとか、そういうことがあってもいいのかなというふうに思いますけれども、その辺、もしあればお願いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ご答弁申し上げます。

ミケンの社長のほうからは、できれば居抜き倉庫を探したいということで、長柄町から出たくない、できれば長柄町の中に一層の再立地をしたいということで、あそこの倉庫はとか、そういうようなことも含めてご相談いただいたということで、基本は、今もう既に倉庫としての形態があるもの、投資を少しでも下げたいということだと思っておりますけれども、そういうご相談はいただいております。

議員のおっしゃるとおり、できれば工場と一体となった近接地にということも、全くゼロではないと思いますので、その辺の切り口も、改めて我々もご意見を参考にしながら、企業のほうと向き合ってまいりたいというふうに思っております。いい物件がございましたら、また私たちのほうにいただければというふうに思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） ありがとうございます。

用地の確保というか、コストを下げるために既存の倉庫という、なかなか難しいとは思っておりますけれども、いずれにしても、なるべく早く建設を完了して、雇用だとか、税込だとかにつながってくるわけですので、コロナやなんかの状況は状況としても、これからまた早期にお願いしていってもらいたいというふうに思います。

そういう企業が入ってきて、大きなもの、目立つようなものになってくると、やっぱり町のイメージアップにもつながると思うんですね。先ほど来、空き家だとか、景観によくないものばかりではなくて、こういうものが出てくればイメージアップにつながるんじゃないかなと思います。

いずれにしても、行政として基幹産業の継続、担い手不足の解消、地域を守る若い世代の定着と移住者対策など現状の課題を捉えているとは思っておりますけれども、町民の現状の意思や望むものは何か、町民は何を望んでいるのか。もうちょっと声を身近に聞いていただいて、

実現、具現化していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと  
思います。

それから、最後になりますけれども、そういうことで地方の取組事例なども、ほかの活性化  
に向けたいい事例がいっぱいあると思うんですよ。そういうものを含めて、町としてどの  
ようなものに取り組んでいけるのか、取り込めるのか、目指していけるのか。そういうもの  
を町民のイノベーションを上げられるような、町がイニシアチブを発揮して、好循環へと工  
夫と研究を重ねて、町の将来、愛着のあるふるさと長柄町をぜひとも目指していただい  
ければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（古坂勇人君） 以上で柴田孝議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時10分といたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分

○議長（古坂勇人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 鶴岡喜豊君

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 5番、鶴岡喜豊です。

傍聴人の皆様には、行政を考え、議会の傍聴に足を運んでいただき、ありがとうございます。  
す。

今年の冬は10年に一度の寒波到来だと言われ、厳しいものでしたが、令和5年第1回定例  
議会を迎え、少し暖かさを感じる春が来たと思います。

私は、議会議員として2期目の最初の令和元年9月第3回定例議会で、こども園、小中学  
校の給食費無償化について一般質問しましたが、清田前町長に現段階では考えていませんと

はっきり断られました。私は当時より、給食費無償化は子育て支援によい政策だと考えていましたが、今まで実現しませんでした。

しかし、月岡町長の就任により、早速、12月より給食費の無償化が実現したことは喜ぶとともに、月岡町長に感謝いたします。

今回の一般質問は、町民の声、町の自然環境、町の生態などについて、何点か質問させていただきますが、執行部でできることは、給食費の無償化のように3年半もかけず、自民党のコピーではありませんが、決断、実行していただきたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

1の①、最初に、ながランホールの床のひび割れについて伺います。

私は、一級建築士の資格があるわけでもなく、建築物については素人です。しかし、町民の建設したばかりなのに、ながランホールの床のひび割れがひどいという声を耳にし、確認に行きましたが、町民の言うとおりに、建てたばかりなのに、ひどいひび割れでした。入り口など、すぐ目に入り、学童クラブの教室の前の廊下、入り口から右に曲がった廊下、図書室の中までひび割れが確認できました。

このような状態では、フローリングの下もひび割れがあるのではないかと疑ってしまいます。そして、私は長南町に新庁舎が完成したので、ひび割れについて確認に行きました。仕上げの工法が違うかもしれないが、新庁舎にひび割れはないと言われました。現場を確認して、素人なりにひび割れの原因を考えましたが、執行部は、ひび割れの原因をどのように考えているのか、伺います。

1の②、次に、町民も建てたばかりで、広い床のひび割れだと言っているながランホールの床のひび割れを、このまま放置しておくのか、解決策を考えているのか伺います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 鶴岡議員のながランホールの床の状態についてのご質問にお答えします。

新公民館の玄関ホール及び入り口に近い廊下部分において、ヘアークラックが発生していることを確認しております。これはコンクリートの打設後、数か月がたった時期から発生し始め、現在の状態となっているものと承知しています。

まず、原因についてのご質問ですが、コンクリートはセメントと水が触れることにより、化学反応を起こすもので、その化学反応で熱が生じることにより、ひび割れ（ヘアークラック

ク)が発生します。これは、コンクリートの性質であり、特性といえます。そのため、本件の場合、コンクリートのひび割れ抑制としてワイヤーメッシュを敷き詰めるなど、弱みをカバーする方策を講じているものです。

なお、当該床部は、構造スラブの上に意匠上のコンクリートを施工しており、本件はその意匠表面部におけるひび割れであり、構造的には問題ないことを確認しております。

次に、解決策はとのご質問ですが、コンクリートのひび割れが落ち着くのは、打設後1年から2年と一般的に言われています。今後も、範囲や亀裂幅など経過を観察しながら、適切に対応してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 町長からの答弁で、水、セメント比、コンクリートの特性等で仕方がないという話も少し出ましたけれども、私のほうで質問したいことを質問させてもらいたいと思います。

まず、原因についてなんですけれども、まず、ながランホール、私、床の確認に行ったとき、図面も見せてもらったんですけれども、そのとき、基礎くいがこんなに多く入っているのかと驚きました。基礎くいが支持層まで達していれば、躯体が沈んでひび割れはできないんじゃないかと考えていました。また、床部の横筋と縦筋、あと生コン等の強度などが設計どおりの構造であれば、これも違うと思います。

そこで、材料検査、中間検査、誰がどのように行ったのか、また検査結果はどうだったのか伺います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 検査の担当のほうをしております関係上、私のほうから一旦お答えさせていただきます。

工事期間中の検査につきましては、もちろん役場の職員も建設環境課のほうで所掌しましたが、それと公民館の職員とで確認をしております。もちろん専門家ではございませんので、今回、設計監理業務ということで管理業務を委託しておりますので、一級建築士である技術者を要した榎本所長が現場のほうを担当してくれまして、そちらのほうも現地のほうに入っております。

それから、確認申請の関係がございますので、建築の確認検査機関であります日本E R I、公的機関ですが、そちらのほうでは設計時、中間完了、折々の機会を捉えて検査に来ていた

だいておりました、そちらのほうでも検査のほうを受けております。そういうような形で二重、三重で工程の途中でも確認をしているというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

〔「検査結果は」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） 検査結果は、特に問題ないということで、良好だということです。

〔「企画課では」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） 私の検査ですか。企画は大丈夫です。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 今、検査の状況なり、検査の結果等をお聞きしましたけれども、材料検査、中間検査の結果が的確ならば、ひび割れの原因は業者の生コンの打設、養生及び仕上げの技術ではないかと考えますけれども、執行部はいかがでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

生コンクリートにつきましては、一般的にですけれども、そのときの温度ですとか風とか様々、周辺の条件によって、同じ生コンクリートを持ってきて同じ量を打設しても、発生する状況が変わるというふうに言われているというふうに向っております。

今回、あそこの部分につきましては、これが今、現在の幅がヘアークラックというふうに町長の答弁でもございましたが、クラックスケールというのがございまして、客観的にクラックがひび割れでないのかどうかということを確認した上で、今、ご答弁させていただいていますが、ヘアークラックであるということであった場合、今の答弁にもありましたけれども、床板のスラブと言われている構造体の部分の床板厚は180センチで鉄筋を入れて、その下に打ってある。その上に今、ヘアークラックが入っている部分というのは、意匠用というふうに答弁で言っていましたが、いわゆる化粧のようなものです。意匠用の化粧コンクリートのようなものを7センチ打ってあるということでございます。

この意匠用のコンクリートの部分の表面にヘアークラックが入っているという状況でございまして、これは決して見た目上、美観上いいんだよ、大丈夫だよということを、私、そんなことを大きな声で言うつもりはございません。残念な結果だと私も思います。

ですが、今のところ、一般的にコンクリートは1年から2年、ヘアークラックが落ち着く



までの期間があるというふうに言われておりますので、今、答弁にもございましたように、経過の観察をきちんとした上で、しかるべき対応を最終的にするというような、今、途中の段階だということで、我々も考えているというところでございます。ご理解いただければと存じます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） どうしても、上の意匠用のコンクリートですか。その分とかコンクリートの特性とか、そういうところに言葉が行きがちなんですけれども、そのコンクリートの特性、例えばコンクリートの初期の収縮によるひび割れ、乾燥収縮によるひび割れなど、業者による生コンクリートの養生管理、私はその瑕疵ではないかと考えておりますけれども、執行部はいかがでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 化粧コンクリートの扱いについて、瑕疵とかというところでは私はないと思っております。ただ、養生の段階で10も20もできませんが、様々な選択肢があった中で、ほかの選択肢があったんじゃないのかみたいなことが、私、現場全てを見ておりませんが、あったかないかといえば、そうではないのかもしれない。

ただ、それがいわゆる契約上の瑕疵とか瑕疵担保とか、そういうところになるかどうかということであれば、日本E R I とかの検査も含めまして、特に指摘のないところでございまして、管理事務所のほうとしても、これについては経過観察をすべきものということで、瑕疵という扱いでの話ではないというところで確認を取っておりますので、この議会のほうでもそのように答弁させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 素人なりに、いろいろとクラックのいった、ひび割れのいった原因等を聞いてまいり、質問してまいりましたけれども、瑕疵ではないという答弁もありましたけれども、学童の前の廊下など業者が手直しをしたような跡がありますけれども、これは業者がひび割れをつくった瑕疵を認めて、前もって自分で手直しというか、少し直したとか、そういうことじゃないんでしょうか。

その辺、執行部はどのように考えていますか。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 全て該当しているかどうか分かりませんが、私が検査とかなんかで見たとときに、そのことを聞いた話としては、できることだったら、側壁とかと同じように、足で踏む場所なので本来はやらないらしいんですけども、補修をしてみたらどういう形になるかというのを自主的にやってくれたと。やったけれども、結局、あまりいい形にならなかったのので、当然コンクリートを打設して、私が立ち会ったのはまだ1か月半ぐらいでしたので、まだまだ動く状況だと思います。

私が行ったときには、まだ直しはしていませんでした。プレオープンるとき以降だと思いますけれども、その辺があったというふうに聞いておりますので、それで10月ですので、打設後、二月半から三月ぐらいだと思います。というところで、今言ったヘアークラックのようなものを修繕する形を一旦、努力をしてくれたんだというふうに理解しております。でも、全てやらないで途中で終わったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 私の先走りですぐ勝手に業者の瑕疵と決めつけているように聞こえるかもしれませんが、白井課長の答弁で少しは納得するような気がしますけれども、例えば、ながランホールで、じゃ、一、二年、今の状態でひび割れがすごいとか、そういうことが私は耳に入っていますけれども、町長の耳には入らないのか、町長はながランホールのひび割れが気にならないのか、またこのままでよいと考えているのか、町長自体はどう考えていますか。

○議長（古坂勇人君） 月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 鶴岡議員の質問にお答えします。

私も当初入ったときには気にはなりました。ヘアークラック。ただ、私も昔、土木をやっていた人間なので、これぐらいはしょうがないのかなというふうに思っております。

それで、町民の方からヘアークラックのことは私のほうには来ておりません。

今後、先ほどの私の答弁のほうにありましたが、もし、亀裂幅など観察して何かありましたら、適応に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 次にまいりたいと思いますけれども、ひび割れの解決策について、町長のほうから今後の経過観察という話も出ておりましたけれども、長い年月の間には、ひび

割れに水分、水が差して鉄筋がさびて膨張し、コンクリートの強度を失い、躯体に悪い影響を与えるなど、ひび割れによいことはありません。鉄筋からの生コンのかぶりは7センチと聞きましたけれども、モルタル仕上げなのでしょう。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

コンクリートでございます。モルタルではなくて、コンクリートです。

〔「骨材も入っているの」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） 骨材も入っております。

〔「小さいの」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） 通常のコンクリートですので、25ミリかもしれませんが、そこはごめんなさい、分かりませんが、骨材も入っております。

ただ、化粧仕上げなので、多少違う仕上げ材というものが含まれているというふうに現場のほうから聞いております。コンクリートとしては、モルタルではなくてコンクリートです。以上です。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） モルタル仕上げじゃないということで、7センチの生コンということなんですけれども、今の状態を水が差さないように目隠しのシールを張るとか、コンクリート7センチ分打ち直すとか、極端ですけれども、そういうことは考えていないのでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 現在のところは、もちろん考えておりません。

ただ、議員がおっしゃったように、ヘアークラックがいつしかクラックになって、ひび割れになって深さを伴ってきますと、その下のメッシュだとか支える鉄筋だとか、そういうものに影響してきますので、そうすると水を含んで爆裂を起こして仕事を増やすと。要するに、躯体に影響が出てきちゃうということも考えられるかもしれません。

ただ、今回の場合には、くどくどあれですけれども意匠コンクリートで床板のほうで一旦、縁が切れていますので、その上の部分の7センチについてというのは、躯体への影響というのはその部分ではないというふうに私は理解しております。

ただ、繰り返しになりますが、ひび割れが深さを伴って発生した場合には、速やかにやらないといけないというふうに思いますし、あと、1年から2年というふうに申し上げましたが、この1年から2年の間に、榎本の管理事務所のほうも定期的な検査、確認に現場に入っ

てくれることになっております。1年検査、2年検査ということで、今のヘアークラックの部分も当然ですが、様々な目線で見させていただいて、これは、そろそろもう修繕に入らなきゃいけない時期ですよということの判断があった場合には、適宜、時期を逸せず実施しなきゃいけないなということも、頭の中に入れておかなきゃいけないというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 最後に、ながランホールの問題について、今回の質問で、ひび割れのはっきりした原因等は、コンクリートの特性とかいろいろあって、はっきり分かりませんでしたけれども、普通の家、もし私が家を建てて、基礎にあんなクラック、ひび割れがあったら、やり直しさせますよね。

ながランホールだから、公共の施設だから、みんなじーっと黙っちゃって云々かもしれませんが、あと専門機関にひび割れの調査、依頼等、1年間ずっと自分たちで経過観察するだけじゃなくて、専門機関にひび割れを見てもらうとか、上の7センチだけじゃなくて、下にもっていないか、そういう検査をするとか、そういう考えはないでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

専門機関を入れるという考え方は、今のところ持ち合わせておりませんでした。

あと、一般的な家庭でのコンクリートと比較してというお話がございましたけれども、例えば犬走りだとか、そういうところにつきましては、お客様のほうに引き渡す際、もう一度、最終的に表面に化粧用のものを塗って引き渡す、もしくは壁面の打ちっ放しのところについても、そういうことを施すのが一般的だということで、公民館につきましても、そういう作業はしてくれているようです。

じゃ、何であの部分がああなっているのかということだと思んですけども、あそこについては、当然、打ちっ放しということが今回のデザインというか、意匠の中の一つになっておりまして、今もそうですけれども、雨の日でも水を引っ張ったまま靴で上がる場所だということもありまして、化粧のようなことは施しておりません。施していないのは入り口のあその部分だけだと私は認識しています。

ということで、あそこについては、オープン後も様々台車だとか、上の照明関係の取付けだとか、いろんな脚が立ったりとかということもあって、まだまだ生半可な状況のときから、

過大な荷重がかかる場所だということもあるので、そういう施しをしたとしても、また割れてしまったりとか、そういうことにもなるということで、打ちっ放しという構造上の意匠の関係をご理解いただきまして、何か特殊にあの部分業者さんのほうの瑕疵がひどかったんだとか、そういうことではなくて、一般的に倉庫とかを営まれているところの下なんかを見れば、あのようになっているところも多いといいますか、ほとんど全てと言っていいかもしれませんが、なっているかというふうに思います。犬走りとか、そういうところとは、またちょっと違うと、足を踏み込むところではないので、違うというところだけご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 専門的な機関も入れて調査しないとか云々ということですので、町長のほうから、一、二年経過観察するという言葉がありましたので、私が1か月頃前に町民から聞いて見に行ったときと、つい最近、土曜日かな。1か月ぐらいたってから、孫を塾に連れて行って見たんですけれども、そのときの幅が随分、自分がそういう目で見ちゃっているせいかもしれませんけれども、幅が広がったような感じがしましたので、町長も言っているように一、二年、月に1回なり、ノギスでもいいです。幅をきちっと同じ場所で測って記録をつけるとか、そういうことをきちっとやって、経過観察のほう、よろしくお願ひしたいと思ひまして、ながランホールについての質問は以上にします。

次に、町の自然環境、町の生態からナラ枯れについて伺います。

ナラ枯れは、前から町民に言われていた問題で、今の山林の状態は、広葉樹の葉が落ちていて分かりませんが、新緑のシーズンを迎えると、ナラ、シイ、カシなどのブナ科の枯れている樹木が目につくと思います。これがナラ枯れで、原因は通称カシナガという昆虫が樹木内に潜入して、樹幹内部でナラ菌を培養、繁殖することで、水の吸い上げを阻止することにより、樹木を枯死させます。

執行部は、最近、県内で問題になっているナラ枯れについて対策を考えているのか伺います。

2の②、次に、害獣のイノシシとキョンについて伺います。

執行部も害獣のイノシシとキョンは知っていると思いますが、町内の害獣被害について、令和2年、3年、4年度の3年間のイノシシの捕獲数は何頭か。また、令和2年、3年、4年の3年間のイノシシの生息頭数の推移及び農作物への被害はどのくらいか、執行部が把握

しているのであれば伺います。把握していれば、頭数、被害金額を伺います。

また、最近、新たにキョンによる農作物の被害を耳にします。キョンはイノシシほど大食ではないようですが、鳴き声が夜にうるさくて眠れないなど聞きますが、町でも増えているキョンの駆除の対策を執行部は考えているのか伺います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 町の自然環境、町の生態についてお答えします。

1点目の山林のナラ枯れについてですが、ナラ枯れにつきましては、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によって、ナラ類やシイ、カシ類などのブナ科の樹木が枯れる伝染病であり、千葉県では平成29年度に初めて、南房総地域の森林においてナラ菌に感染した樹木が通水障害を起こし、急激に枯れるナラ枯れの発生が確認されております。

千葉県では、令和元年9月に、千葉県ナラ枯れ被害対策協議会を設置し、ナラ枯れ被害の状況や防除方法などの取組について、関係機関と情報共有を図っているところであります。

本町における被害状況ですが、令和2年に長柄地区において確認され、現在までに日吉地区においても確認されており、県への報告を行っております。

本町も県被害対策協議会の構成団体として参加しており、対策協議会と情報共有を図りつつ、被害拡大を防止するための有効的な対策を研究してまいりたいと存じますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、2点目のイノシシの害獣被害及びキョンの駆除についてお答えします。

まず、イノシシ及びキョンの捕獲頭数についてですが、令和2年度にイノシシが703頭、キョンが1頭、令和3年度はイノシシが423頭、キョンが1頭、令和4年度につきましては、本年1月末現在、イノシシが591頭、キョンが3頭の捕獲実績となっております。

次に、農作物の被害額につきましては、令和2年度から毎年200万円の農作物の被害の報告を受けております。イノシシなどの有害鳥獣による農作物への被害対策は、国や県の支援により相応の効果を上げているものの、依然として農家の皆様から被害報告などのご意見をいただいている現状であります。

水稻をはじめ、農作物や林産物まで及ぶ被害は、本町の農業経営を脅かすとともに、生産意欲の減退、耕作放棄地の拡大と悪循環を招く要因となっております。

また、近年では、農作物被害のほかに、住民の方から、道路のり面の掘り起こしや住宅付近での目撃の声も寄せられています。引き続き町といたしましては、農地への電気柵などの

防護柵設置事業と狩猟免許従事者及び町猟友会のご協力の下、イノシシなどの個体捕獲活動を併せて実施し、有害鳥獣対策を講じてまいりたいと存じます。

ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） ナラ枯れの影響は景観を損ねたり、枯れた樹木が台風などのときに倒れる危険性もあり、場所によっては、樹木と一緒に崖崩れが家屋に被害を与える可能性があります。令和元年の台風19号のように、電線を切り、停電を起こすことも考えられます。

ナラ枯れは、今、県内各地で被害が広がり、対策として樹木の伐採が進められており、国では、今、樹木の伐採を行っている自治体に50%の補助金、さらに県が25%の補助金を交付すると聞いていますが、執行部は、樹木の被害を防ぐために伐採等の考えがないか伺います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

ナラ枯れにつきましては、議員おっしゃるとおり、感染してから2年から3年で倒木が始まるということをおっしゃっております。

人里離れているところでは問題ないと思っておりますけれども、道路脇などの人的被害が及ぶところにつきましては、状況を見て対応するということをお考えしております。

ただ、民有林等のものもありますので、所有者の方に処理していただくのが一番ですが、高齢等もあって、なかなかできないというものであれば、こちらのほうは、いろいろ県とも相談して、方策のほうを見ていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 補助金は出ているんですか。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えします。

現在のところ、補助金制度というのは県の森林関係の補助金というものがございまして、ちょっと使いづらいということで、民有林に関してはご自分で処理していただくというのが県の方針でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） どうもありがとうございました。

続きまして、キョンなんですけれども、今、イノシシ1万円でしたっけ。捕まえると、報償費が出るかと思うんですけれども、キョンもイノシシのように、小さいから5,000円とか、3,000円とか、そういう報奨金を交付する考えがあるか伺います。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

イノシシのほうは成獣が8,000円になっております。また、国と合わせて1万6,000円というふうになっております。幼獣に関しては、3,000円という形になっております。

お尋ねのキョンに関しましては6,000円、報償としてお支払いをしているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） どうもありがとうございました。

続きまして3番目、町の課題について伺いたいと思います。

私、長生郡市広域市町村圏組合の議員もしておりまして、長生郡市広域市町村圏組合の課題でもありますごみの減量化、資源化について伺いたいと思います。

ごみの減量化に対しましては、町は第4次総合計画において、3R運動を推進し、抑制、再利用、再使用を計上し、令和2年度で第4次総合計画は終了しましたが、第4次総合計画に基づき、それぞれの実施、実現した年次の事業及び事業内容、事業費の実績を伺います。

3の②、次に、月岡町長の下で初めて令和5年度の新年度予算を編成しましたが、月岡町長の公約により、明るい町づくりを目指し、町の活性化を考えていると思いますが、そのためどのような政策を考え、予算を計上したか伺います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 町の課題についてお答えいたします。

1点目のごみの減量化、資源化の町の取組についてお答えします。

現在、町では、予算を伴うもので、可燃ごみの減量化対策として生ごみ処理容器（コンポスト）の設置補助を1世帯2基までの費用助成に本年度は予算額3万円で、実績は7基でございました。

次に、農業集落排水の汚泥を廃棄物の再利用するため、処理汚泥の肥料化に本年度は予算額70万円で、脱水、乾燥、調製し、肥料として400袋程度を町内で循環利用することで、廃



棄物の再利用を図りました。

次に、農業用廃プラスチックを回収し、再資源化に取り組み、本年度は予算額8万円で、塩化ビニールフィルム150キロ、ポリオレフィン系フィルム430キロ、育苗箱945キログラムを処理しました。

その他、予算を要しないものでは、小型家電に含まれる有価物の再利用やインクカートリッジを再利用するための回収ボックスを設置しています。

また、廃乾電池の再資源化を図るため、従来は年3回を収集日としておりましたが、昨年11月から、役場建設環境課と公民館の窓口に回収ボックスを設置し、開庁日であれば、いつでも回収できるようにいたしました。

引き続き、ホームページや広報等による啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、ごみの減量化、資源化に努めてまいりたいと存じます。

次に、2点目の明るく元気な町に活性化するための施策と予算についてお答えいたします。

今年度から継続して行う事業も一部ございますが、主に新年度から新たに始める事業につきまして述べさせていただきます。

まず、企画財政課ですが、奨学金返還支援事業です。

この事業は、長柄町に住む若者の支援であり、若年時の経済的負担を軽減することを目的とするものです。内容としては、奨学金の貸与を受け、大学等を卒業後に長柄町在住する方に限り、奨学金返還金額の一部を補助するものです。補助額は、奨学金返還額の3分の2以内、年度内上限額12万円、期間は15年間を限度とし、新年度は10件分の120万円を計上しております。

次に、健康福祉課の子育て支援金事業です。

この事業は、子育て支援事業であり、子育て中の若者の経済的負担を軽減することを目的とするものです。現行の子育てスタート支援金事業は、出生児、1歳到達時にそれぞれ1人当たり5万円、計10万円を支給しておりますが、新年度からは、出生時5万円、こども園等入園時、小学校入学時、中学校入学時、そして中学校卒業時に各2万円、計13万円を支給することに改め、事業費で340万円を計上しています。

次に、介護職員初任者研修事業です。

介護職員初任者研修とは、旧ヘルパー2級のことで、介護の基礎的な知識やスキルを身につけることができる資格で、食事介護や入浴介助、排せつ時の介助など、生活のサポート全般について研修を行うものとなっております。

研修を修了するには、130時間の研修を受講し、修了試験に合格する必要があります。この研修にかかる費用は、通常7万円から8万円程度が必要とされておりますが、本事業では、町民の方を対象に無料で受講できるようにするものです。これにより、町民の介護職分野への参入のきっかけをつくとともに、家族介護への不安を払拭することができ、さらに地域における介護事業への就業と介護力不足を補うことが見込まれるものです。事業費として162万円を計上しております。

次に、産業振興課の森林整備事業です。

事業内容といたしましては、事業主体が森林組合となり国庫補助金を活用し、町内の森林を整備するものです。令和元年の房総台風による長期の停電が発生しましたが、この長期化の原因の一つが倒木による電線の切断でした。このような被害を未然に防止する事業として、千葉県では、令和2年度から災害に強い森づくり事業補助金を実施しており、この補助事業の市町村道等周辺森林整備として、電線周辺の杉を伐採し、楓などの低木を植栽していく事業です。荒廃した森林を整備するとともに、災害に強い町づくりを目指すもので、森林組合への補助金として300万円を計上しております。なお、財源は、森林環境譲与税を活用するものです。

次に、都市農村交流センター町営プールの町内の小学生以下の無料化です。

本町の観光資源の中心である長柄ダムのほとりに位置し、スポーツ・レクリエーションの機能を備えた都市農村交流センターは、町民や都市住民の憩いの場として好評を得ています。中でも、流れるプールは夏場の象徴的な施設であり、祭りなどの大きなイベントの少ない本町で、にぎわいと活気のある数少ない場所の一つと言えます。

第5次総合計画の子供たちへのアンケートで、2番目に多かった意見が遊び場をつくるであったことから、その思いに、まずは一つでも応えたく、既存施設を最大限活用することや、使いやすい制度とすることなど思案し、まずは試行的に実施することといたしました。これにかかる費用として110万円を計上しております。

次に、建設環境課ですが、町営住宅のトイレ洋式化事業です。

これは、申し上げるまでもなく、町営住宅入居者の住みやすさに係る環境整備事業です。加えて、昨今のコロナ禍から、感染リスクや衛生面など日常生活の見直しが求められる中、身近なトイレの洋式化は優先順位を上げて対応すべきものと考えました。今回、鵜谷住宅のトイレ改修の設計事業費として200万円を計上しております。

最後に、給食費の無償化についてです。

子育て支援策の一つとして、保護者の経済的負担を軽減することを目的とするものです。内容としては、こども園及び小中学校の給食費を無償とするもので、その内訳といたしましては、こども園が125人分で800万円、小中学校が295人分で1,600万円、合計で2,400万円の計上となっております。

以上、主立った施策を申し上げさせていただきました。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 3番の質問については、町長と私の意思の疎通が取れていなかったと思うんですけども、私、3の①、まず過去に実現した年次の事業及び事業内容、事業費の実績を伺いますって質問したんですけども、これ要は、第4次総合計画、絵の餅になったかどうか、そのあたりの確認もあったんですよ。ですから、こんなコンポストがどうのこうのとか、廃プラの処理がどうのこうのとか、そういうのは聞いていないんですよ。

要は、10年間の間のどこかの年次で実現したもの、どんなことを実現したか、その内容、それに事業費をどのくらい突っ込んだか、その辺を聞いたんですよ。

よろしくお願い致します。

○議長（古坂勇人君） 若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） 大変申し訳ございません。

議員のご質問の内容につきまして、十分把握しないままこの会議に臨んでおる関係で、資料等も備えてございませんので、大変恐縮ではございますが、改めましてご答弁させていただければと思います。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 通告に、抑制、再利用、再使用の事業、事業内容、事業費及び実績って書いてありますよね。分からなければ連絡すればいいかと思うんですけどもね。その辺しっかりお願い、今後していただきたいと思います。後で調べて教えてください。

それと、3の②も町長の全体の施策云々って、私は明るい町づくりのために、活性化するために、単純にそれだけなんです。いろいろと森林の整備とか町営プールの無償化とか云々じゃなくて、町長がどのぐらい考えたか分かりませんが、単純にそれだけでいいんですよ。明るい町づくりのため、活性化するため、そのためにどんなことを考えて、どんな予算をつけたか。そういうことなんですけれども、3の②については。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） これも答弁が合わないかもしれませんが、本当に明るく元気にということと言いますと、休養村のプールの無償化ですか、ああいうのも子供たちが集って、みんなで元気にあそこでやるというのが一つかと思います。これからの未来を担う子供たちが、俺ら子供のとき、よくあそこ行ってやったよなど、これ大事だというふうに思いますけれども、そういうのが将来のエンジンになってくれればなというふうに思います。

先ほど、ごみの関係ですけれども、答えの一つになっているかどうか分かりませんが、長柄町は人口の割に近隣の睦沢町だとか長南町に比べると、多少ごみの処分に関する負担金は高くなっています。議員も多分ご存じのことだと思います。これは過去から大体ずっと同じような推移をしておりまして、特に目立って再資源化とか、そういうほうに多く長柄町民のベクトルが向いたとか、そういうところができているわけじゃないので、第4次の反省といたしましても、もう少しその辺は周知徹底をしていきながら、ごみの総量を減らすとか、そういうところに意識していくべきだというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 上手なところで、よく分かりました。

それでは、町の活性化について、長柄町は宅地が点在しており、最近では、これ柴田議員さんの質問と似たり寄ったりになっちゃうかもしれないんですけども、自治会内において、コンピラ様とか、何とか様、祭り等もなくなり、町長は12月議会で、私の質問に対して他町村のよいところはまねをして、町をよくしたいと答弁しました。

また、長柄町は、ほかの町村と比べても、町外の人を呼べるイベントが少ないと施政方針でも述べていたと思います。自治会内に何もなく、自治会員の絆を築かなければ、災害のときだけ共助、共助と叫んでも、成果は認められないと思いますけれども、町長はどのように考えておられるか、伺います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 鶴岡議員の質問に答弁いたします。

本当に、今、自治会の中でも、コロナ禍というのもありましたが、なかなか自治会の中の祭事というのも減ってきていると私も思っております。本当に、もし災害が起きたときに、共助だけ口でお願いしていても、そういうところで皆さんのお力添えというのはなかなかいただけないものと思っております。

これからウィズコロナ、アフターコロナ、お祭り等、ほかの市町村のいいところはまねしていこうとは思っておりますが、すぐにはできないと思います。今度、小学校等、また運動会等で、いろんな地域の方々が参加してくれると思います。また、新しい住民の方も、子育てしている方も、そういうところに来ていただけたらと思います。そういうところから、少しずつでもいいから、コミュニティーを取って、いずれ皆さんが、もし何かあったときは協力できる、そのような体制づくりをしていけるようなことを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 私の一つの考えになっちゃうかもしれないんですけども、町の活性化のために、私、町内を歩いたときに、町内に窯を持った陶芸家の方たちや芸術家の方たちが大勢いました。いきなり、益子や笠間のような陶芸祭り、火祭りとはいかななくても、町外から人を呼べるイベント、町長も施政方針で言っていましたけれども、そういう陶芸祭りとか火祭り、益子や笠間のようなものがない。町には、しかし窯を持った陶芸家なんかもいる、そういう人たちと協力して、陶芸祭りとか芸術祭り等、町の活性化のために、ぜひ図ってきたいと思っておりますけれども、町長はいかがでしょう。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 鶴岡議員の答弁にお答えします。

昨年、神崎議員さん、こちらにおられるんですけども、商工会のほうで、そちらの芸術家、アーティストと一緒にして、1月にお祭りを開催しようということで進めておりました。残念ながらコロナのほう広がってしましまして、できませんでした。そのときの関係のデータ等、いろいろ集まっております。私も商工会さんのほうに、もしこれが近々また開催できるようなことがあったら、アートフェスタ開催をしていただきたいということも伝えさせていただきました。そういうところが本当に町おこし、町を元気にする、その一つだと思っております。またこちらのほうも、いずれ開催できるように、町のほうも協力していきたいと思っておりますので、鶴岡議員のほうのお答えとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 残り時間が8分になってしまったので、4番目の町民の知る権利については、6月にさせてもらいたいと思っておりますので、よろしいんでしょうか、こういうの、や

めっちゃって。大丈夫ですか。いいですかやめっちゃって。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○5番（鶴岡喜豊君） じゃ、町民の知る権利については、6月ということで、よろしくお願  
いします。

陶芸家、芸術家云々は別にして、今、商工祭りの後に日吉小学校のバザーなんかやっ  
ていますよね。やっているんですよ。日吉小学校のバザーを。その日吉小のバザーをやれるのな  
ら、フリーマーケット、私、昔やったことがあるんですけども、フリーマーケットができ  
ないか伺います。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えになるかどうか分かりませんが、そういう様々  
な地域からのイベントの盛り上がりというのは、大変いいことだと思います。なかなか町主  
催ということは側面的に応援することは可能ですが、町が主体的になるというのは難しい点  
もございますので、そういう方々がいれば、側面的には支援してまいりたいと思ってお  
りますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 町のほうで援助できないというか、助けられないって話だったん  
ですけども、その昔、長生広域で環境衛生課が駐車場の前、あそこでフリーマーケットを町か  
ら1店舗出すとか、あと集めて、知っていますか、やったんですよ。そういうことを公共  
でもやっていることがあるんですよ。ですから、私は、それこそ人を呼ぶためには、フリー  
マーケットも結構来たんですよ。人を呼ぶイベントがないじゃないですか。だから、フリ  
ーマーケットなんかもいいんじゃないかなと思ったんですけども。あっち側に10店舗なり  
出していただければと思うんですけども。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） 申し訳ございません、後ろ向きな回答をしてしまって申し訳  
ございません。

そういうイベントにつきましては、町に余力があれば、その辺は開催の方向もご提案とし  
て受け止めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） よく分かりました。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

これで、私の質問のほう、終わりにしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） 大変恐縮です。少しお時間ございますので、先ほどご質問のありましたごみの関係について、ご回答させていただければと思います。

内容がそぐわないようでしたら、また改めましてご答弁させていただきますけれども、まず町長が申しあげました実績、内容等でございますけれども、まさしく抑制という点で、可燃ごみを少なくするためにコンポスト事業を行っている。その実績について述べさせていただきます。

それから、農業集落排水の汚泥につきましても、こちらも本来処分すべき、廃棄すべきものでございますけれども、再利用肥料という形で再利用させていただいている。

それから、農業用の廃プラでございますけれども、こちらは燃料だとか、それこそ再資源というような形でやらせていただいております。

それ以外に、予算を要しないものということで町長のほうから答弁させていただきましたけれども、小型家電に含まれる有価物の再利用であったりとか、インクカートリッジを再利用するための回収ボックスを設けさせていただいている。加えまして、乾電池の回収を年3回、広域のほうで行っていただいておりますけれども、これに漏れてしまったり時間を逃してしまったりというようなことがあった場合に、役場であったり公民館のほうで、適宜受けられるような、こういった形で抑制や再利用、減量化、これらにできるだけ寄与するよう、今、努めている。

それで、白井企画財政課長のほうから、予算も含めたことで議員がご承知のところのお話があったところでございますけれども、まさしく白井企画財政課長が申しあげたとおりでございます。負担金的にはあまり変化なく、近隣の町村に比べれば若干、大きいというようなところがございます。

特に、令和元年に、本町大きな災害を受けておりまして、そのところでかなり、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、これらが多く出て、令和2年度まで、それを引きずっているような状況でございます。

あと、ご参考までにというところでございますけれども、近隣の町村では下水とか農集が比較的進んでいるということで、そういった面では、本町は合併浄化槽等による宅内処理になっていますので、そういったところの再利用というものが十分に図られていないところはあろうかと思っております。

いずれにいたしましても、引き続き関係機関と連携しながら、ごみの減量化、再資源化、

再利用、これらについて啓発を図りつつ、新たな技術、これらにも敏感に対応しつつ行ってまいりたいと存じておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 鶴岡議員。何か。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） よろしいですか。

以上で鶴岡喜豊議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は16時20分といたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時20分

○議長（古坂勇人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

---

#### ◇ 神 崎 清 美 君

○議長（古坂勇人君） 2番、神崎清美議員。

○2番（神崎清美君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

毎日毎日寒い日が続いていたんですが、今日すごく暖かくてほわっとして、さっきからすごい眠気が差しているんですが、私の友人の秋田県は猛吹雪で、ホワイトアウトで毎日、雪下ろしが大変だと。北海道の友人も、毎日毎日、雪下ろしで大変な労力を使っていると。そういう中で、私、福岡県生まれですけども、千葉県は何と温暖な、特に長柄町は本当に温暖でそういう労力も使わなくてよくて、日々平和で幸せで温かい毎日送らせていただいて、いいところだなと思っています。

そういう中で、先ほどから4名の先輩がたくさん勉強されて、町民のために質問されて、そのお答えもいただきました。

私は、たった1問だけ、単純な質問で申し訳ございませんけれども、これから町長にお伺



いをいたします。

コロナ禍のあおりを受け、平成12年度、2000年の4月から2001年3月生まれの若者たちが成人式を挙げるできませんでした。

他県、市町村において、前年度も今年度も、第8波が蔓延している中においても、遅ればせながら成人式を挙げていただいていると、若者たちの喜びの姿をニュースで見ました。若者たちが大人の仲間入りをする新たな節目の儀式なだけに、心の喪失感はいかばかりかと思われます。

このような中、新公民館のグランドオープンが二月ほど遅れていると伺っております。挙げてあげることのできなかつた、平成12年度、2000年生まれの若者たちに対する成人式を、公民館のグランドオープンに合わせて、花を添えていただける意味も込めまして、遅れてもやっていただけた私たちの成人式として挙行していただくことはできないでしょうか。

今さらと思われる方もいらっしゃるでしょうが、当事者の若者にLINEを使って、知り合いを通してアンケートを取りました。60名ほどいる同級生の中で、返ってきたのは、まだ3月1日現在で半分くらいですが、返ってきたアンケートの100%の方が、ぜひ成人式を挙げていただきたい、そういう回答でした。

月岡町長の温かいご回答をお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 神崎議員のご質問にお答えします。

ご質問の成人式については、令和2年度に実施予定でしたが、コロナウイルス感染症拡大のため、式典は中止となり、対象の皆様には、記念品、恩師等のメッセージを入れた記念DVD等を送らせていただいたところであります。

これまで中止となった成人式は、令和2年度のみでありますので、対象となった若者たちには大変申し訳なく思っております。

現在、コロナウイルス感染症においては、感染者も減少傾向となっておりますので、議員のご提案される中止となった令和2年度の成人式を開催することは可能と思われます。

まずは対象の方々のご意向を伺い、内容、時期等を含めて検討してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 2番、神崎清美議員。

○2番（神崎清美君） ありがとうございます。

全員の答えを聞いているわけではないんですが、アンケートの戻ってきた方たちの回答は100%お願いを申し上げますということです。

そして、先ほども申し上げましたように、公民館が2か月ほどグラウンドオープンが遅れているということで、公民館のグラウンドオープンに合わせて、先ほども申しました花を添える意味で、その時期に成人式を挙げていただければ、二重の喜び、町としてもグラウンドオープンの公民館のオープンを祝うと同時に、遅れてやれなかった成人の若者たちのお祝いもできるのではないかと考えておりますが、その予定のほうはいかがでしょうか、町長、お願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 松本生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） 担当の生涯学習課でございます。

成人式のほうについては、ただいま町長の回答がございましたように、まずは、成人者の皆さんにご意向の文書を出させていただいて、参加を希望するかしないかとか、時期についても、成人者の皆さんの意向をまずは確認させていただいて、決めさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 2番、神崎清美議員。

○2番（神崎清美君） そうですね、今のところ返ってきているアンケートは100%やっていたきたいということですがけれども、まだ全体に行き渡っていないこともございますし、ちょうどこの3月で大学を卒業される、また、もう既に就職されている方もいらっしゃいますので、大学を卒業しても、もうこれから4月から社会人となります。お休みの予定もございましたでしょうか、一度、役場のほうからアンケートのようなものを取っていただいて、それで参列したいという方が多かったら、ぜひ挙げていただければ、心のぽっかりと空いた自分たちができなかった成人式の思い出を、もう一度つくってあげられるのではないかと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 神崎議員、これでよろしいですか。

〔「はい、大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 分かりました。

以上で神崎清美議員の質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（古坂勇人君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日2日木曜日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時28分

## 令和5年長柄町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和5年3月2日(木曜日)午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第1号 長柄町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 長柄町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 長柄町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 長柄町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 職員の給与に関する条例及び長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第9号 長柄町行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 長柄町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第15 議案第13号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議案第14号 令和4年度長柄町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第17 議案第15号 令和4年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第18 議案第16号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第17号 令和4年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第18号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第19号 令和4年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第20号 令和5年度長柄町一般会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和5年度長柄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和5年度長柄町介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 休会の件

#### 出席議員（11名）

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 佐久間 繁 英 君 | 2番  | 神 崎 清 美 君 |
| 3番  | 高 橋 智恵子 君 | 4番  | 岡 部 弘 安 君 |
| 5番  | 鶴 岡 喜 豊 君 | 6番  | 池 沢 俊 雄 君 |
| 7番  | 三 枝 新 一 君 | 8番  | 本 吉 敏 子 君 |
| 9番  | 星 野 一 成 君 | 10番 | 柴 田 孝 君   |
| 11番 | 古 坂 勇 人 君 |     |           |

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |  |           |        |           |
|--|-----------|--------|-----------|
| 町 長  | 月 岡 清 孝 君 | 総務課長   | 内 藤 文 雄 君 |
| 企画財政課長   | 白 井 浩 君   | 税務住民課長 | 山 越 康 弘 君 |
| 健康福祉課長<br>兼地域包括支<br>援センター長<br>兼 福 祉<br>セ ン タ ー 長 | 森 田 孝 一 君 | 建設環境課長 | 若 菜 聖 史 君 |
| 産業振興課長   | 小 泉 義 彦 君 | 会計管理者  | 石 井 和 子 君 |
| こども園長  | 川 嶋 静 雄 君 | 教 育 長  | 石 川 和 之 君 |

学校教育課長  
兼給食  
センター所長

川田 亨 君

生涯学習課長  
兼公民館長

松本 昌久 君

選挙管理  
委員会書記長

内藤 文雄 君

農業委員会  
事務局局長

小泉 義彦 君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐藤 幹 宏

議会書記

貝塚 匡

議会書記

那須 悠 太

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長（古坂勇人君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（古坂勇人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（古坂勇人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

ここで議長からお願いいたします。

一般質問については、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、通告以外のことは答弁されませんのでご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

---

◇ 佐久間 繁 英 君

○議長（古坂勇人君） 1番、佐久間繁英議員。

○1番（佐久間繁英君） おはようございます。1番、佐久間繁英です。

本日は、傍聴人の皆様には、年度末何かとお忙しい中、足をお運びいただき大変ありがとうございます。

さて、ロシアの侵攻に端を発した諸物価の高騰は、私たちの家計を圧迫し、厳しい生活状況が続いております。一日も早く収束して、安定した生活が戻ってくることを願うところでございます。そのような中、一昨日で地域応援券の利用期限が終了しましたが、多くの方から役立ったという声が聞かれ、大変よかったと思います。改めてお礼を申し上げます。

それでは、ただいま議長より質問のお許しを得ましたので、私からは2点の質問をさせていただきます。

まず1点です。町内における就労の提供と安定した税収の確保について、お伺いいたします。

現在、町では千葉大学と連携するなど、様々なまちおこしに取り組んでいるところでございますが、一方、町内に居住する就労者の多くが、他市町にて就労しているのが現状であると考えます。

私は、今後、町のさらなる発展と、様々な事業を展開していくに当たり、安定した財源の確保が必要と考えます。そのためには、これらまちおこしと並行して、長柄町の自然を守りつつ、優良企業の誘致あるいは起業を考えている方への相談、支援等により、就労場所の提供、特に若い人たちの働ける場所を確保・提供することが重要ではないかと考えますが、町として、現在取り組んでいるあるいは今後取組の予定があれば教えていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） おはようございます。定例会2日目、よろしくお伺いいたします。

それでは、佐久間議員の町内の就労の提供と安定税収の確保についてお答えいたします。

初めに、町内の就労状況につきましては、国勢調査によると、総数では男女ともおよそ4



割の方が町内で、6割の方が町外で働いております。通勤率は、茂原市へ15.2%、千葉市へ13.2%、市原市へ12.3%となっています。働く人を産業別に見ると、製造業、医療・福祉、卸売業・小売業の中となっています。

中夜間人口比率の推移を見ると、夜間人口、町の常住人口は、平成12年以降減少を続けている一方で、昼間人口、町外の人を含め昼間に長柄町で働いている人の人口は上昇を続けています。

町への流入地域は、茂原市が13.48%、市原市5.32%、千葉市4.78%となっており、町内の製造業や医療福祉の従事者について、他市町村からの通勤者も多いということが分かります。また、30代までの若い層は、男女ともに公務の割合が高く、次いで、医療・福祉となっていることから、若い人たちが長柄町に住み続けるためには、職業の選択肢を増やすことが肝要です。また、全国的に65歳以上の就労者数が増加していることから、多様な働く場づくりは今後さらに重要な課題となることが予想されます。

町では、平成28年度から、固定資産税相当額9割分の奨励金を3年間交付する「企業立地促進条例」を設け、これまで製造業2社、生活関連サービス業1社に交付してきました。来年度から、製造業4社への交付も決定しております。このようなことから、町内の既立地企業の応援にも一層注力し、皆さんが安心して働き続けられる、住み続けられるまちづくりを進めてまいります。

一方で、外からの企業の誘致、新規立地に向けた取組も重要です。まず、誘致企業に関する情報関係としては、町では平成28年から、千葉銀行地方創生部と県内外の企業動向などについて定期的に情報交換をさせていただいており、本町の地勢、環境に合った企業とのマッチングなど、調整役を担っていただいております。また、千葉県商工労働部企業立地課とも引き続き情報を共有し、優良企業の誘致に努めてまいりたいと考えております。

次に、企業へのアプローチへございますが、先日、柴田議員への答弁と重なりますが、誘致用のまとまった土地のない現状では、企業から直接の立地に係る相談や情報を取りに来るディベロッパーなどに対し、「来るものは拒まず」ではなく「来るものはなるべく逃さず」という意識で、行政としてできるだけスピード感を持って先方に寄り添うことを心がけて対応に当たっております。

そのような中、先般、待望の圏央道横芝・大栄間の完成が令和6年度末、あと2年余りとの報道発表がありました。神奈川県内の一部ではいまだ不通区間があるものの、ほぼ圏央道の全線開通と言っても過言ではなく、千葉県の、とりわけ房総半島の新しい時代の幕開けで

あり、変化を想像せずにはられません。この開通を契機として、人や物の新たな流れが生じ、若者の働く場所や新たな産業が創出されることを期待します。長柄町といたしましても、茂原長柄S I Cが地域の玄関口となり、まさに全国とつながることとなります。

この絶好の機会を捉え、町内外の企業との動向を逃さぬよう、重要施策としてしっかりと取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（古坂勇人君） 1番、佐久間繁英議員。

○1番（佐久間繁英君） どうもありがとうございました。

今、町長のご答弁いただきました中に、千葉銀行の地方創生部と定期的に情報交換しているということでした。こちらの頻度と具体的な内容について教えてください。

そして、もう一点、同じご答弁の中に、企業立地促進条例による固定資産税の9割負担ということで、この奨励金の交付条件、そして、この条例の告知方法について教えていただきたいと存じます。

よろしく申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ご答弁申し上げます。

初めに、千葉銀行の地方創生部のほうにつきましてですけれども、こちらにつきましては、一番最初は古民家を宿泊研修施設にということで、大多喜のほうで起業された施設がございまして、そちらが築200年ぐらいの立派な古民家で、そちらをリノベーションした「まるがやつ」という施設、これ非常に今、全国でも有名らしいんですけれども、そちらのほうを運営する方をご紹介いただきまして、それを例に、長柄町でも同様の取組をとということでつないでいただきました。最近では、町内にある築150年の古民家の所有者の方から私どものほうにご相談が直接ございまして、そちらを活用した事業について、千葉銀の顧客のほうとのマッチングについての情報交換を始めさせていただいております。今、年4回ほど行っております。

ほかにも、全国でスポーツ合宿を手がける企業さんをご紹介いただきまして、我々のような限られたこういう情報の中、銀行の持つ情報は大変幅も広く、また、ある意味色合いも違うところもございまして、その多様性に期待をしているということでもございます。情報共有といったところでもございまして、まだ成果となるような状況ではないということでもご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、奨励金の交付の条件の関係ですけれども、町内におきまして投下固定資産総額で3,000万円以上の事業所の新設や増設を行った事業者には、固定資産税相当額の9割を3年間交付するものとしております。対象事業者の要件といたしましては、日本標準産業分類というのがございまして、その中の5業種、内容といたしましては、製造業、次に運輸業・小売業、それから卸売業・小売業、次に宿泊業・飲食サービス業、そして最後に生活関連サービス業・娯楽業、この日本標準産業分類の5業種ということとさせていただいております。

あと告知の方法でございまして、大きく4点ございまして、1つ目は、千葉県の立地企業補助金制度というものがございまして、製造業の工場や流通加工施設を整備した際に、県税である不動産取得税の相当額が補助されるものが県のほうでございまして、これ「がんばる市町村連携」という事業、メニューなんですけれども、この県の補助金の交付要件の一つに、市町村が奨励金などの交付をしていること、長柄町がこの奨励金をやっていることがそれを受ける条件になっているというところございまして、企業が県の企業立地課さんのほうに相談に行った際には、長柄町の奨励金の情報提供も自動的にさせていただくと、自動的につながるという形になってございます。

あとは一番大きいのは、建築確認申請が間違いなく上がってきますので、その際には、担当課でございまして町の建設環境課と、あと固定資産税の関係を担当している税務住民課、役場の中で連携をいたしまして情報共有をしております。

3点目は町のホームページへの掲載、そして4点目は、窓口の対応とご紹介ということで対応しております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 1番、佐久間繁英議員。

○1番（佐久間繁英君） 分かりました。

今、ご説明いただきましたけれども、このような条例、革新的な条例が広く町内外に周知されて有効利用されるよう、町当局のご対応を今後ともよろしく願います。

それと、私の確認したところ、昨年11月から1月、直近3か月の間に、町からの転出者が43名いらっしゃいます。こちらについて、世代別にお分かりになりますでしょうか。ちょっと突然の質問で申し訳ないんですけれども。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 手元のほうにあるざっくりとしたデータで恐縮なんですけれ

ども、ここ数か月間、今、言った4か月間だと思いますが、おおむね生産年齢人口であります15歳から65歳の方が8割方出ていってしまっているというのが把握できております。特に20代の若者が多くて、私の手元のものですと全体の37%、4割近くが20代の方が出ていってしまっている。

でも、この直近のデータがこういう形なんですけれども、ちなみにですが、これまで私、ここでもご答弁したかもしれませんが、意外に65歳以上、もっと言うと75歳以上なのかな、高齢者と言われる方たちの転出も、これまでは通年ベースで考えると多くて、本町の場合は。多分これは、施設に出ていってしまうとか、遠くにいるお子さんのところに行ってしまうとか、そういうことがあるかと思いますが、意外に高齢の方たちが町外に出ていくというのも比率としては多かったんですが、直近で言いますと、非常に、たまたまかどうかわかりませんが少ない状況でございまして、冒頭申し上げましたように、生産年齢人口、特に20代の方がこの直近4か月ぐらいでは流出しているという状況でございます。

ということでご答弁させていただきます。

○議長（古坂勇人君） 1番、佐久間繁英議員。

○1番（佐久間繁英君） 分かりました。私の直近で調べたところでは、今、言われたように、20代の方々が非常に多かったので、ちょっとその辺を確認させていただきました。

私の考えとしましては、企業誘致に当たっては、先ほどお話にもありましたけれども、立地、適地の確保等、様々な問題もあろうかと思いますが、本町は千葉県の中央に位置し、先ほどのお話にもありました圏央道も開通され、立地的、また流通的にも好条件の場所にあるというこの優位性を生かして、県あるいは国をはじめ、各種組織体とも情報共有を図っていく中で、若い人たちが住み続けていけるよう、当局の一層のご尽力をよろしくお願ひしたいと思います。そのためには、私たち議員も遠慮なくご指名をいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、2点目の質問のほうに移らせていただきます。

近年、太陽光発電の急激な拡大により、近隣の市町村にも太陽光パネルが多く見られるようになりました。周囲の人にお聞きしたところ、その場にいた全員の方が「おたくの土地を太陽光発電に活用しませんか」との勧誘が、電話あるいは文書であったということをお聞きしました。今後増えていくと思われる耕作放棄地、遊休地について、長柄町としてはどのように対応していくのかを伺いたいと存じます。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 耕作放棄地、遊休地の活用についてお答えします。

農産物価格が低迷する中、後継者不足をはじめ、農業者の高齢化や、中山間地等における耕作条件の悪い農地を中心に、耕作放棄地の増加が全国的に懸念されているところであります。農地の有効活用につきましては、認定農業者、営農組合など、意欲のある農業者へ農地のマッチング、農地中間管理事業の活用により農地利用集積の促進を図っております。

また、有害鳥獣被害防止対策事業を活用し、農地を守るとともに、それぞれの地域住民と農業委員会、関係機関等において、法定化された人・農地プランに基づく地域計画を策定し、土地利用用途の細部化、長期的な地域の土地利用の在り方について考え方を共有し、合意形成を図ることが重要であると考えます。

現在、国では2050年カーボンニュートラルの目標を掲げ、その実現に向け、優良農地の確保を前提に、営農が見込まれない荒廃農地への再生可能エネルギーの導入拡大を推進しており、中でも、発電と営農が両立する営農型太陽光発電、いわゆるソーラーシェアリングの取組が注目されています。

営農型太陽光発電は、農地に支柱を立て、上部空間に太陽光発電を設置し、発電と農業生産を共有することにより、作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や電力の自家利用による農業経営のさらなる改善が期待できる取組と捉えております。

町といたしましては、耕作放棄地の利活用について、各種案件に応じ、農業委員会、県、町で、農地関連法、その他法令に基づき、適切に対応してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 1番、佐久間繁英議員。

○1番（佐久間繁英君） ありがとうございます。今ご答弁にありました再生可能エネルギーの普及につきましては理解できるところでございますけれども、耕作放棄地であっても、農地を使って野立ての太陽光設備に起用することは、そこで土地活用が終了してしまい、活力あるまちづくりに支障が出るのではないかと、また、景観や周辺農地への影響から、個人的には適当ではないのではないかとというふうに考えますが、町の考え方はいかがでございますか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

野立て太陽光につきましては、農業、農村振興の活力の点では相反するものかもしれませ

ん。しかしながら、高齢化、担い手不足、維持管理も困難な中で、農地所有者の方がいろいろ悩んだ末で太陽光発電として転用されていると思っております。

農地法の観点から、いわゆる優良農地とされる第1種農地につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地でございますけれども、野立て太陽光目的とした農地転用はできません。集団性の低い、第2種農地であれば、最終的には許可権者は千葉県知事ではございますけれども、周辺農地への影響など、許可基準を満たしていれば、町の農業委員会では許可相当として対応していくものでございます。

また、農地関連で申しますと、営農型の太陽光発電でございますけれども、町長の答弁でもございましたように、太陽光発電では、売電収入による農業者の所得向上、農業経営のさらなる改善への期待がございまして、近隣自治体においても、自ら発電設置者となり、売電と着実な営農両立に、さらには地域の雇用、災害時の地域の電源としての機能を果たし、地域貢献にも寄与している優良企業もございます。

町といたしましては、こうした持続的な農業生産を第一に考え、地元との良好な関係が保てる農業者、事業者の取組を期待するものであり、荒廃農地の利活用ということの一助になるのではないかと考えてございます。

一方で、課題もございまして、全国的にも不適切な事例というものも報告されております。不適切な事例の多くは、事業者が売電目的を主として考えていまして、農作物に応じた遮光率を考慮した構造や下部での営農が不適切なケース、景観もさることながら、地域との調和が保てないなどがございます。町と農業委員会といたしましては、国・県、有識者、関係者、情報収集を取り、研修会を通じて適正な営農型太陽光事業を見極めて対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 1番、佐久間繁英議員。

○1番（佐久間繁英君） ありがとうございます。

今、担当課長のほうからもお話ございましたけれども、私も、野立て太陽光設備は、個人的にはいかなものかなというふうには考えます。それと、営農両立型の太陽光発電というお話もございました。こちらにつきましては、私も話を聞いた中で千葉市の現地を見てきました。そこは台を高くしてパネルを設置し、下はトラクターで耕し、農作物の栽培が行われておりました。農地の有効利用という点では、太陽光発電設置に対する一つの方策として、両立型は有効な手段ではあると思います。ただ、問題は、この設置は台を高くするため、費

用が割高になってしまう、そしてまた、耕作放棄地、遊休地を、今後誰が耕作していくのかという課題が生じてくるというふうに考えます。

そういった中で、農業委員会、営農組合、それぞれ情報共有を図った中で、懇切丁寧な対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わりにしたいと思ひます。

○議長（古坂勇人君） 以上で、佐久間繁英議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分からといたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（古坂勇人君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 池 沢 俊 雄 君

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 6番、池沢でございます。

傍聴人の皆様にはお忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

世界では、トルコ・シリアの大地震、また一方ではウクライナ、ロシア侵攻によりますウクライナの、今現在起こっております戦争です、こういうような大きなことが起こっております。戦争は人的な災害でございますので、早く終結を私ほしてほしいなということを念願するものでございます。

あと、今日のこの質問の前に、千葉日報の新聞で出生者数の関係が出ておりました。全国で見ますと、初めて80万人を割るような出生者になった。それと、千葉県内ですと戦後最少の出生者数になって、人数としては3万7,995人。

このような出生者数に基づいて、千葉県としても今年度からは健康福祉部内にこども家庭対策監、人事です、人事面を設置したそうでございます。それで、予算規模としては前年度

の3倍以上にするなど、積極的な人口増対策に取り組み始めたということが今日の新聞に載っておりました。

これから、私の質問の1項目めは、人口増対策に起因する質問でございますので、よろしくをお願いします。

それと、先般、やはり千葉日報でございますけれども、本町の船木地先に長生広域の新最終処分場が着工するということが、新聞の記事に載っておりました。

これには、広域の議会で、令和5年度の予算が可決されたということが根本でございますけれども、ご承知のとおり、既存のエコパーク長生がもう埋立て容量がいっぱいになるということで、このことに起因して、船木地先にごみの最終処分場ができるわけでございますけれども、このごみの処分場の総事業費、新聞の記事でございますけれども、約80億円の総事業費になるということが載っていました。80億円というのは、今年度の長柄町の一般会計、町長から昨日提示されましたけれども、約40億円でございます、長柄町の予算の2か年分の事業があそこで発生をするわけでございます。

ごみ処分場というのは、やはり迷惑施設という位置づけになると思いますけれども、なぜ本町の、船木地先に決まったのは、選定委員会となるものを広域のほうで設置しまして、あそこが一番理想じゃないかということになったわけでございますけれども、なぜ長柄町に最終処分場が来たのかというのを、まず経過として、皆さん方にご承知おきいただければと思います。

ご承知のとおり、長生郡市広域市町村圏組合、7市町村で運営をしております。この7市町村がそれぞれ、こういう迷惑施設的なものを、本来であれば回り回って全ての7市町村がそういう受持ちができればいいんでございますけれども、現状としてはまず、ごみ処分場は睦沢町の佐貫というところに、処分場がまずできました。それで、しばらくごみの処分をしておりました。

それと、その後はまた、茂原市の一部地域の中にも埋立てをしておったわけですが、最終的にはエコパーク長生ということで、旧本納町のところ、外房有料道路の入り口です、そこに現状では埋立地が整備されて、今まではまだその分を使っているのが現状でございます。

睦沢町、茂原市、それと今回、長柄町ということで、3市町がごみの処分場用地ということになってはいますが、あと長生村はし尿処理場、茂原市の、皆さん、茂原市だと思いますけれども、あそこは長生村の一部が入ってまして、し尿処理場が長生村の土地の中にご



ざいます。そういったことで、あと隣の長南町ですけれども、皆さんご承知のとおり斎場です、斎場が長南町にございます。

このように、何か広域の首長さんの中では、やはりこういう迷惑施設は持ち回りでやりましょうということで、長柄町はこの事業は断っていた。というのは、長柄町は水道事業、地下水を供給しているのだというようなことで断っていたわけですが、地下水は迷惑施設かというような、いろんな広域のほうの中で恐らくそういう話題が出たということをお私、承知しております、最終的に長柄町の船木、八反目地先に令和5年度から着工をという運びになりました。

新たに、ごみ焼却灰等の埋立て場所を整備するのでございませけれども、本事業の受入れに際しましては、八反目自治会の皆さんや地権者の方々のご理解を賜り、心から感謝を申し上げます。

このように、町民生活に必要な事業は、やはり成し遂げなくてはならないと思ます。町の行政運営におきまして、事業効果が期待できる事業や、町民に役立つ予算を措置することが、予算編成の根本であると私は考えております。

これから、通告書の内容により質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思ます。

まず、1点目の令和5年度予算の主要施策等について、お伺いをさせていただきます。

まず、1の1といたしまして、これは令和3年12月にも一般質問をさせていただきましたけれども、その後の動向もございませるので、今回、また同じような質問でございませけれどもさせていただきます。

まず、1点目の町特産飲料ガラナの試験製造から、令和4年度までの製造実績及び配布、販売先実績をまずお伺いをいたします。

2点目ですけれども、町長の先日の施策方針の中でもございませけれども、子育て支援金支給事業は、町の少子化対策に対しどのように考えておるのか、お伺いをいたします。

あと、3点目でございませけれども、町内在住職員は、災害時の初期対応や人口減少対策及び少子化問題にも、私は貢献していると思ますけれども、町長として、町内在住職員に対する意義をどのようにお考えか、お伺いをさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 答弁願ひます。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 池沢議員の令和5年度予算の主要施策について、お答えいたします。

1点目の、ながらとガラナのこれまでの製造実績と配布・販売実績をお答えします。

ながらとガラナいろはにはほへとは、これまでに3回製造しております。

まず1回目は、令和元年度に6万本を製造いたしました。これは、文部科学省所管の地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）を活用したため、販売することはできず、全て配布をいたしました。

主な配布先といたしましては、リソルの森、産直広場太陽・長生ファーム、道の駅ながら、町内四つのゴルフ場、ジャパンフーズ、町内小中学校、千葉県、千葉大学、その他各種イベントなどとなっております。

2回目は、令和3年度に4万5,000本を製造し、ここで初めて販売開始となります。

町内の直売所、ゴルフ場、また町外ではJR駅構内にあるコンビニNewDays、そごう千葉店や海ほたる、チーバくん物産館、館山道市原サービスエリアなど95店舗で販売をしていただきました。

実績といたしましては、約8割の販売となりました。残りの2割につきましては、小売店舗や卸売業者に販売交渉に行った際に試供品として配布したものや、県内外のイベントでのノベルティとして、町をPRするために配布いたしました。

3回目は、今年度で6万3,000本を製造し、販売先は昨年度の95店舗に加え、市原市にあるはちみつ牧場、大多喜ハーブガーデン、袖ヶ浦市にオープンした直売所、タツソの森の駅など5店舗と、JR千葉駅、蘇我駅、茂原駅など12駅の構内にある自動販売機37台となり、2月10日現在の販売実績が2万3,490本、配布した数が1,740本で、合計で全体の4割となっております。

また、ながらとガラナを販売することが、移住定住施策にどのように結びつくのかのことですが、特産品を活用した町の活性化と町の知名度向上と考えています。

知名度向上施策といたしましては、ながらとガラナの製造と販売、高速ラッピングバスの運行、移住定住パンフレットの製作などが挙げられます。これらの効果を検証するため、昨年秋に首都圏移住希望者のニーズ調査を実施いたしました。結果につきましては、平成28年度に実施した同ニーズ調査と比較して、本町の知名度は僅かではありますが増加しているという結果が得られました。また、移住相談件数が県内で1位となるなど急激な伸びを見せたのも、これら総合的な効果と言えるのではないかと思います。

2点目の子育て支援金支給事業は、町の少子化対策に対してどのように考えておるのかと

の質問についてお答えします。

子育て支援金支給事業は、子育てをする保護者の経済的負担軽減を図るために、出生時5万円、こども園等入園時、小学校入学時、中学校入学時、そして中学校卒業時に各2万円、計13万円を住民登録のある方に支給をするものです。まずは、この事業により子育てをする世帯の保護者に対し経済的支援をすることで、子育てしやすい環境の整備を図りたいと考えています。

3点目の、町職員の町内居住者の意義についてですが、議員ご指摘のとおり、災害時などの緊急時の危機管理の観点や、人口対策、税収の確保などの面から、町への貢献度は高いものと考えます。一方で、町外在住の職員についても町政への貢献度は高いものと、議員もご承知のとおりです。

職員の居住地については、憲法上、住居移転の自由が保障されていることや家庭の状況等を考慮すると、町内居住を強制することは困難であると考えます。本町の職員の町内居住者は、若者人口の減少や専門職の増加からおおむね3割程度であり、減少傾向にある状況です。

町内在住の職員を確保するには、新規職員の採用に期待をするところですが、町内からの応募者が少ない状況ですので、広報紙やSNSを活用するなど応募者の増につなげ、優秀な人材を確保してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもお力添えをお願いしたいと存じます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） それでは、再質問のほうをさせていただきます。

試作品の、まず6万本の配布先でございますけれども、いろんな場所を言っていたかもしれませんが、ちょっと私も記載をするのが大変でございます、町内、町外、どのような割合で配布をまずされたのか、お聞きいたします。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたしますが、ちょっと今すぐ手元に出てきませんけれども、今、町長の答弁にもございましたとおり、リソルの森、産直広場・長生ファーム、道の駅ながら、町内四つのゴルフ場などなどで配布しているということなので、多くが町内だったというふうに承知しております。配布につきましては、まず外に外に持っていくという状況ではなかったもので、そのように思います。

あと、ちょっとはけ切らない部分もありまして、当時コロナでしたか、千葉県の方でも

随分、支援関係で協力してくれたとかそういうこともありまして、町外といたしますか、外のほうにも随分持っていったというところがございます。

ちょっと時間があれば、手元、見つけたらもう少し具体的にお答えできるかと思いますが、一旦そのようなお答えとさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） その割合については、後ほどでよろしいですから、ちょっとお示しをいただければというふうに思います。

ただ、国の助成事業だということですが、これについてもやはり配布先というのは、町として配布場所とか何かの本数、そういうもの全て記録には残っておるんですか、残っていないのか、ちょっとそこだけ先をお願いします。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。すみませんでした。

残っておりまして、全て本数まで、箱数も手元でございます。一応、本数は、ちょっと一旦細かくなってしまうので、配布先だけ、もう一度読ませていただいてよろしいでしょうか。

リソルの森、産直広場太陽・長生ファーム、これ、一緒です、道の駅ながら、ミルフィューユゴルフクラブ、真名カントリークラブ、長南カントリークラブ、ジャパンフーズ、長柄町役場、町内小中学校、千葉県、これは病院局を含みます、千葉大学、長柄町を元気にする会、あとその他ということで100箱ほど計上しております。

ということで、全て本数まで手元に残ってございまして、これを読むと先ほど答弁したように、最初の配布はPRということで、ゴルフ場に置くということはやはり首都圏からの方が非常に多く来ているということもありますので、外に向けてという意味でも効果があるというふうに当時考えたというふうなところもございました。ということで行いました。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） では、その試作といたしますか、無料で配布されたものの本数は後でまた、町内、町外の本数といたしますか、箱数ですか、それをお示しいただきたいと思います。

あと、この試作に基づいて、令和3年度から製品化をしたわけですが、先ほど町長の答弁の中で、令和3年度は8割ほどの販売実績というご答弁でしたけれども、あと2割については試供品ですか、試供品等で消費したということを説明ありましたけれども、

8割ですと、販売方法はまず、私が令和3年度に聞いたときには1本の原価が63円、それと箱代とかPR費を含むと大体99円、1本約100円だということでしたよね。

そうすると、1本の値段をまず抽出するときになぜ、私はその当時も聞いたと思うんですけども、なぜ100円で販売しないんですかと聞いたら、三十何円というものは町の知名度を高めるためのものだからPR費ですよという、その不足分については、というような説明がなされたと思います。

まず、販売方法として町観光協会を経由する理由なんですけれども、もう一度ちょっとご説明をしていただければと思います。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

まず、63円につきましては、もちろん目的はPRですので、そのようなご記憶があるのはよろしいんですけども、63円につきましては通常にジャパンフーズさんにお問い合わせをした際の、ご好意でやってくれている20円を引いてくれた製造原価でございます。

1本当たり63円で作ってくれたものをそのまま納品いただいて、それを観光協会が卸の形を取って、そこに37円の上乗せをして100円で小売店に卸すという形を現在は行っております。

100円で卸された小売店の方たちが、35%ぐらいだと思いますけれども135円ぐらいで、いわゆる消費税抜きで135円、そこに税を加えて146円ということで現在売っているということでございます。議員が以前おっしゃっていた、あのサイズの缶コーヒーとかそういうのは大体100円から120円ぐらいで流通しているから、同様なものというようなことも、私も記憶にございますけれども、146円という数字は今言った掛け合わせの中から出てきたものもでございます。

でもございまして申し上げますのは、市町村が作っている、もちろん作っているのは本町だけかと思いますが、例えば八街市なんかは、ショウガのジュースを350円から400円ぐらいでやっているようですけれども、非常に効率がよくない部分もあるでしょうし、PRということも加えまして、比較的高いお金で売っていると。

いろんな方面にいろいろこのことを、素人なので聞きに行った際に、それこそそういう付加価値をつけて販売すべきだと、逆に。安いと、安かろう悪かろうで、こんなもんでできるものなんだみたいなことになって、手が伸びてこないということもあるというご指摘も様々な方面からいただいた中で、今言ったのは、35%等の小売のもうけも考えた上で146円とい

う数字でお願いをしていると、こういう経緯でございました。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 値段のことは分かりましたけれども、私が先ほど質問したのは、町観光協会を經由して販売しなくちゃいけない理由はどのようなことでしたかということでお伺いしているんです。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします、申し訳ございません。

町への資金の還元といいますか循環といいますか、そういうようなことで観光協会を通してということをやっております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） それでしたら、極端に言えば町観光協会を經由しなくても販売はできるということなんですか。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

実質的にはできると思います。ただ、法的に、別にいけないとかそういうことはないというふうに承知しております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ちょっと私、前に何か観光協会の関係で聞いたのと違うんですけども、その時点だと、観光協会を通さないと販売することは難しいという指導があったので、町としての町観光協会を經由して販売をさせていただくというような、私はそういうニュアンスを持って。

このときは、月岡町長はまだ観光協会の会長でしたよね。だから、月岡町長のその当時の認識はどういうふうになっているんですか。

○議長（古坂勇人君） 月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 池沢議員の質問に答弁いたします。

先ほど説明させていただきましたチーバくん物産館並びに海ほたる、そちらのほうの販売が観光協会を通さないとさせてもらえないということになっておりました。

それで、たまたま私のほうは、池沢議員も知っていると思うんですけども、私、長柄町の観光協会会長をやっております、その当時、長生郡市の観光連盟の会長もやっております。

それで、その充て職として、私、千葉県物産協会、そちらのほうの理事として参加させていただいております、ちょうどこちらのながらとガラナができたとき、何とかPRしたい、県外の方に知ってもらいたい。そのために、どうしてもやはり海ほたるに置きたいなという思いがございまして、こちらの海ほたるのほうとチーバくん物産館、こちらがそちらの観光協会を通さないと金額がかなり高くなってしまふ、そのようなお話をいただきまして、観光協会のほうを通るようにして、販売のほうを進めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ただいまの月岡町長の答弁を聞けば、内容的には理解をするところはございます。

ただ、今の答弁ですと千葉県の観光関係の場所に卸すために、町の観光協会を通さなくちゃいけないという。そうしますと、逆に言えばそれ以外のところであれば、長柄町の観光協会を通さなくてもじかに販売できるということに私は捉えるんですけども、それは間違いありませんか。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、ことはできるかもしれませんが、今回、こういうものを世に出して売っていく中で、あちらの販売価格とこちらの販売価格があるということは非常によろしくないということで、制度設計上、そのような観光物産協会さんほか数社から、いわゆる卸の部分を通す形で小売のほうに出してもらいたいという希望があったのを受けて、この制度設計をしたというところがございますので、あるほうには63円で卸して、あるほうには100円ですというのは、ちょっと我々としては当初から考えていなかったというところございました。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） これについては、いろんな考え方ができると思います。

ただ、町の観光協会を通して販売ということになりますと、先ほど令和3年度で約4万

5,000本の製造をしておるわけですがけれども、その約8割が販売できたという説明でございました。

4万5,000本の、掛ける8、3万6,000本ぐらいですね。3万6,000本の、令和3年度ではガラナの販売ができたということでございますけれども、この3万6,000本のうち、39円ぐらいが観光協会の収入になっているわけですね。そうじゃないですか、観光協会は100円として販売をしているんですから、町は原価で63円ということでございますので、その差額が三十数円ですね、数円の、だから収入になっているわけでございます。

そうしますと、3万6,000円掛ける36円か、129万6,000円というものが観光協会の収入に、数字的にはなるんですけれども、令和3年度の実績ですから、これの数字はこのくらいで間違いはないですか。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 答えいたします。

実際に37円掛ける本数分ということに、利ざやという形で考えられるんですけれども、実際のところは各、県内、遠いところまでございますし、駅なんかですとJR千葉の管轄が東京の錦糸町辺りまでであると、そういうこともありまして、あっちにくれ、こっちにくれということで、ゆうパックとかそういうので郵送しております。

いわゆる配送料とか何かがある中から出まして、残った分が観光協会のほうに残るといような形になっておりまして、その分も結構なお金がかかっているというふうに承知しております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） そうしますと、令和3年度はもう実績が出ておりますので、ちょっと町観光協会のほうに飛び火して恐縮なんですけれども、令和3年度、観光協会の収入、ガラナの販売に起因する金額というのはお幾らでしたか。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） 大変申し訳ございません、今、手持ちに資料がございませんので、後ほど回答させていただきますけれどもよろしいでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） じゃ、後ほどよろしくお願いを申し上げます。

その販売額を説明いただくのと同時に、観光協会の補助金というのは町から出ていますよ



ね。その令和3年度の収入を受けて、令和4年度の予算額というのはどうなったのか、その辺までちょっと説明をお願い申し上げたいと思います。

じゃ、次にまいります。

昨日、三枝議員の質問の中に、ふるさと納税という質問がございましたけれども、ふるさと納税の返礼品の中に、このガラナが含まれておると言うんですけれども、間違いございませんか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

ちょっと確かなところが不安がございますので、一旦調べてご回答いたします。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 調べて早急をお願いを申し上げたいと思います。

あと、ガラナを製造、販売をしているわけでございますけれども、この製造を、普通の公営企業の場合ですと特別会計でやるのが通常だと言うんですけれども、なぜガラナの製造、販売の予算は一般会計の中で行っているのか。ちょっと何か理由があれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

これを始める年に、一般会計、特別会計の関係は県のほうにも私どもで確認をいたしまして、一般的なグッズの販売等の実施主体が地方公共団体である場合、明確に特別会計で予算を組まなければならないという規定はないということでございました。一方で、明確に特別会計で予算を組まなくてよいという法律や規則も規定もないと。

特別会計は、一般会計における単一予算主義の原則に対する例外であるということでございました。あと、しかし特定の歳入、特定の税収、特定の財源をもって特定の事業を行う場合、かえって個々の事業の収支損益や資金管理等が不明となり、好ましくない場合もございますと。

いずれにしても、このとき確認した話としては、法律によりますと、それを特別会計でやらなければならないという規定もなければ、やっていいという規定もないので何とも、県としても明確には答えづらいんですが、ガラナは数千万円から数億円規模の事業ではなく、少額であるため、いわゆる収支損益や資金管理等が不明となるということは考えにくいこと

から、一般会計でも別に問題はないでしょうと、そういう内容でございました。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 分かりました。私としては、一般会計よりも特別会計で収支を明確にしたほうがいいと思うんですけれども、県の指導でそこまでやる必要ないということであれば、それで承知をいたします。

あと、先ほどガラナを製造しているのは、販売よりも町のPR効果を目的としておるということでございますけれども、本当にガラナで定住促進の効果が表れるのか。それを明確に定住促進効果になり得るといふものを、どのようにして効果を明確にするように考えておりますか。

何か来年あたりにそういう調査をするようなことは前にも申しておりましたけれども、ちょっともう一度同じようなことになりますけれども、ちょっとその辺、確認したいと思えます。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

まず、これがすごい決め手の一手だとかそういうことで、これまでも繰り返してご答弁申し上げてまいりましたが、そういう夢のようなきらきらした形でというふうには思っておりません。

本当に、我々がPRとか何かをやるすべはたくさんあるでしょうから、その中の手段の一つということで新たに取り組んでいるというところでまず1点、ご答弁させていただきたいと思えます。

とはいえ、客観的な指標は当然、必要だというふうに思いまして、先ほども町長の答弁にもありましたけれども、来年ではなくて、昨年の秋にその辺の調査を行いました。

これは、平成28年に「生涯活躍のまち」を始めるときに、移住者と思われる、いわゆる都心にお住まいの方、それから神奈川県、あと県北のいわゆる都市部の方たち、主にそのような地域の方たちを対象として、2,000人だったか3,000人ぐらいのアンケートを取りまして、長柄町は知っていますか、長柄町に移住する考えはありますか、長柄町でどういう施設を知っていますかと、そういうような調査を行いました。

総合計画でもそうですけれども、アンケートはやはり同じ項目を聞き続けていかないと、

その動向が分からないということもありまして、昨年の秋に、7年ぶりにですか、インテージという調査ですが行いました。

先ほど答弁にもありましたが、僅かに伸びがありましてというのは、数値的なところでいうと僅かにということでご答弁させていただいたんですが、実際に長柄町をよく知っているという数字が、前回の7年前よりも1.6倍増えておりました。やや知っているというのは、前回よりも4%ぐらい上がっている、ちょっとパーセントで出ませんが、4%ぐらい伸びている。逆に、長柄町のことをあまり知らない、全く知らないというのは、一応、1割ほど減っておりました。ということで、長柄町を知っていますか、東京都心の方と横浜、県北の方に聞いて、知っているという方が増えているということというふうに捉えております、全てがガラナとは捉えておりませんが。

そのときに一緒に聞いている質問の中に、長柄町にある以下の施設をご存じですかということで、リソルの森などから長柄ダムとかいろいろ聞いている中で、やはり一番、長柄町で知っているのは長柄ダムが一番ポイントが高くて、次に千葉国際カントリークラブ、リソルの森、道の駅ながらなどが上位のほうに来ていると。こういうような調査を行ったというところでございまして、客観的指標というのは、今後も取り続けていく中だと思っております。

ただ、繰り返しになりますが、総合的に長柄町のことを知っていただきたいところで、全てがガラナの評価だというふうには捉えておりません。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 時間がだんだんなくなっちゃってきて、次にいくまでに大変になっちゃいますけれども、このガラナについては、私は前からやはりちょっと見直したほうがいいんじゃないかということを申し上げております。

というのは、やはり300万円、400万円、経費をかけてやっておりますけれども、そういうものを、逆に町民が望むものに予算を向けてもいいんじゃないか。それとか現在あるお金、財政調整基金や何かで、町民が望むものに対してもう少し厚くしたほうがいいんじゃないかという根本を私は考えておりますので、無理やりガラナ、効果があるのかなのかというのはちょっと見えないものを、町がそんなに積極的にやる必要はないということで私は考えておりますので、よろしくをお願いします。

それと、時間がなくなってくるので、子育て支援金事業にまいます。

この関係ですけれども、先ほど町長の答弁では保護者の経済負担を軽減するためという、

大きな目的が示されましたけれども、私はこの出生祝給付金5万円、入園入学卒業祝金2万円ですね、これをばらまき施策と言われないうために、これからお伺いをさせていただきます。

まず、それぞれの金額の根拠をお示しいただきたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 算出した金額の根拠でございますけれども、他の自治体であるようにランドセル代だとか制服代だとか、そういう算出根拠というようになるようなものはございません。

ただ、今回、この支援金につきましては、節目の祝い金ということで支給を考えた制度だということでご理解いただければと思います。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 私は、この5万円だとか2万円だとかというものには、ある程度、町のほうとしては根拠を持って出した数字だというふうに考えておったんですけれども、先ほどの答弁ですと、何かその辺はないようなご答弁でしたけれども、それじゃちょっと困るんですよね。出生祝い金が5万円、入園とか入学、そういうのに2万円という。

例えば、先ほど町長がおっしゃった保護者負担を軽減するためということであれば、やはりその根拠、入園や入学するときに何々を必要だから、制服が必要だとかいろんなケースがあると思うんですけれども。それで検討した結果、2万円を祝い金として交付すれば、保護者負担が少しでも軽減できるというようなことにしないと、この金額の根拠があやふやで示されても、ちょっと私としては納得いかないんですけれども、どうなんですか。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今、健康福祉課長のほうからありましたように、大きくは祝い金ということでございますけれども、もともと子育てスタート支援金事業を本町はやっておりまして、生まれたら5万円、1歳になって迎えた次の年にまた5万円、これまで子育て支援という形でやってきたのは計10万円ですというところでございました。

ご意見の中には、1万円ぐらいいいんじゃないのという話も多分あったかと思うんですけれども、プラス4万円をしたとしても、私が今言います4万円というのはこども園、小、中、中学卒業、4回、4万円ということになりますと、いわゆる祝いは支援が落ちることに

なってしまうということもありましたので、1万円じゃなくて、祝いの気持ちの形を出すということで、2万円ということで制度をしようというところになったというのも本当のところでございます。

祝うということと、それから子育ての支援ということは、議員の今回のご質問の趣旨でもあります少子化対策というか、子供を産んでいただくとかそういうような環境にということにも、実際には直結しているわけでございますので、まずはその環境を少しでも緩くしていく、よくしていくということに取り組む施策というところで、2万円という数字を出してきたというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） いろんな考え方でこの2万円というものが出てきたということでございますけれども、やはりこういうものを、祝い金とか何か出すにはやはり根拠というものを明確にしておかないと、何かがあった場合に非常に行政としては困ると思うんですよね。これ、じゃ2万円じゃなくても3万円でもいいじゃないかと。子育ての経済負担を軽減するなら、じゃ3万円ずつのほうが軽減にはなるし。

なぜ、5万円と2万円というものにしたのかという根拠を、ある程度町としては持っておいたほうが私はいいと思っておりますけれども、白井課長、答弁ですか、どのように考えていますか。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。ありがとうございます。

根拠については、確かに議員のおっしゃるようによく理論を持つということは、今、改めてそういうことも考えようと、持つべきだということでは私も今思いましたけれども、よその話はあまりこういう本会議に言うべきじゃないんですけれども、例えば大きな東京都なんかもランドセル代の5万円、制服の10万円と言いますが、ランドセルは今、5万円じゃ買えない、7万円も10万円もするんだと、世間ではそういうふうには言っています。でも、根拠としては、5万円というのはランドセル代としてというふうには言っている。

これは、もうその段階で、本当に厳密に言うと理論は破綻しているんだということも無いわけじゃない。この2万円についても、議員がおっしゃっていただけているようなところについては持ち合わせるべきだとは、今、話を聞いていて思いました。

ただ、先ほども答弁したように、祝いの気持ちと、これから健やかに育てていただく願いを込めて、これまでの子育て支援金を上回る額にしたかった、これが今の我々の制度設計上

の根拠でございますので、そこについては議員のご理解をいただいて、議会のほうのご理解をいただきたいというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 白井課長の言い分は分かりました。町長もそういう考え方だというふうに、私は理解をいたします。

それと、もっと内容をお聞きしたいんですけども、この給付金には給付条件を付されるのか。祝い金ですから恐らく付さないということが答弁で出てくると思いますが、今、国で大騒ぎしている所得制限などというようなこともあります。

それと、あと給付期間といいますか、これを出してすぐ転出、例えば極端に言えば4月1日にいましたから、極端な例ですよ、入園して3日後にほかに転出したとか、例えばそういうケースもないとは言えないと思うんです。そういうときのことはどう考えておりますか。

○議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） この制度につきましては、条件として住民登録がある方ということで制度設計をしております。

来年度から始まる事業ということでございますので、4月にその施設から申請等を配布いただきまして、申請をいただくというようなことで考えております。

それと、こども園等は入退園というのが頻繁に起こりますので、1回限りというところを付け加えたいというふうに考えております。

また、もらってすぐ転出等をされる場合、それは致し方ないと、住民登録があったという判断であれば支給ということで考えております。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 私は、さっきの一つの例で申し上げましたけれども、支給された、すぐ転出したというようなケースが起こるんじゃないかという気がするんですね。

そういうときもそのまんま、もう祝い金として支給したんだから、もう条件なしという考え方でおるのかというのをまずお聞きしたかったんです。

○議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） その件につきましては、条件はないということでございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 分かりました。所得制限も給付制限も、そういうものはないという理解でよろしいですね。

あと、次に、ほかの中学卒業給付金、これ以外はみんな入園、入学の祝い金になっているんですけれども、この中学卒業の給付金、これはどうなんですか。ここはちょっと私も、ここは要らないんじゃないかと。要るなら、何かちょっともっと違うあれで出したほうが、中学だけは卒業も入っているんですよ。なぜ、中学だけ卒業が入ったのか。

○議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 制度としては、本来、高校入学時のお祝い金という形で支給はしたかったんですが、高校というか、中学校を卒業した段階で進路というものが多岐にわたるところで考えまして、卒業時という扱いにさせていただきます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 現実的に申しますと、高学歴社会になっていますので、ほとんどの方が高校に行くということを想定してこれをつくったのかというふうに私は思っていたんですけれども、大体そのようなご答弁で間違いがないですね。

ただ、本当に中学卒業給付金というのが必要なのかなというふうに、義務教育じゃなくなる、高校は義務教育じゃないですよ。その辺、どうなんですかね。

○議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） これは、あくまでも制度上が子育て支援金事業というところでございますので、それを含めましてこれはいかがというところで考えておるところでございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） もうこれ以上やっても、先に出ませんから。

あと、先ほどちょっとご答弁の中でありましたけれども、私がもう一つ気になっていたのは、保育所入所時に2万円、3歳児以降になると今度は幼稚園に、そういうふうに移る方がいらっしゃいますよね。そういうときは、先ほどの説明だと祝い金は1回限りだというような説明だったんですけれども、そこがどうなるのかなというふうに私、思っていたものから、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） こども園の場合でお答えしますと、年齢によってクラス等、幼稚園部に移ったりということが考えられますが、その施設、こども園ならこども園に入った時点で支援金という形で交付するというところで考えております。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ありがとうございます。じゃ、そのようにそこはお願いしたいと思えます。

もう時間がなくなっちゃったものですから、町内在住職員の、確かに私も住所の自由というのを承知はしておりますけれども、だけれどもやはり現実的に、町長、町内に在住している職員と町外からいらっしゃっている職員は、何かあったとき、災害等のあったときにかなり不公平感が生じるような気はするんです。

そういうところに何か手当的なものを、例えば町外在住職員について、民間施設等を借りている場合は住宅手当というものが恐らく条例の中でありますけれども、今、住宅手当の最高額というのは幾らなのか、ちょっとお示しいただきたいと思えます。

○議長（古坂勇人君） 内藤総務課長。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

ちょっと正確な数字は分からないんですが、恐らく2万7,000円だと認識しております。おおむね半額程度ということで承知しているところでございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

町外で民間のアパートとか何かに入っている方は、最高額で2万7,000円ぐらい頂けると。

町内に在住する職員は住民税も払っていますし、固定資産税、大体住宅をお持ちでしょうから、固定資産税も町に納付をしております。

こういったことで、町内在住職員の比率を高めていったり、やはり何か町内在住職員に対するメリッ的なものがないと、人口増対策としてなかなかいいことが出てこないと思えます。皆さん、大体若い人は住みづらいということで、みんな一旦長柄町を離れていきますので。

町長、これはもう答弁という時間はありませんから、ひとつその辺も少し、今後、職員の採用試験などにも考えていただければというふうをお願いをいたしまして、時間になりました。



たので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） すみません、先ほどご答弁漏れて、漏れたというか、後でというふうにお答えした件で恐縮でございます。

ふるさと納税の返礼品、ガラナはということで、現在、道の駅のほうにお願いをしております。ちなみに、令和3年度で4箱程度出ているそうございました。令和4年度では、今のところ2箱ぐらい出ているということで報告を受けております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 以上で池沢俊雄議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わりとします。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時といたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（古坂勇人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

案件に入る前に、小泉産業振興課長の発言を許可します。

○産業振興課長（小泉義彦君） 午前中の池沢議員のご質問の中の観光協会のガラナの販売額、令和4年度の予算額についてお答えいたします。

令和3年度の販売収入でございますが260万2,444円、これが収入でございます。支出が、送料が10万4,250円、印紙等で1万2,300円、町へ仕入れ代として197万3,160円、合計208万9,710円が支出でございます。差引き51万2,734円が差引きと残っておりますが、その中で国税、県民法人税が13万4,300円、町の法人税、町の町民法人税として5万円納めておまして、差引き32万8,434円が観光協会の利益ということになっております。

続きまして、令和4年度の予算でございますが、令和3年度が126万円に対し、令和4年度は116万円と10万円減になっております。こちらは、ガラナの収益等を見まして、10万円の減という結果となっております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

---

◎議案第1号～議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第3、議案第1号 長柄町個人情報保護法施行条例の制定について、日程第4、議案第2号 長柄町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、日程第5、議案第3号 長柄町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも個人情報保護法の改正に関連するものですので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第1号 長柄町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第2号 長柄町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、議案第3号 長柄町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年5月に公布されたデジタル社会形成整備法による個人情報保護法の改正により、従来、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者について、それぞれ分かれていた規律を個人情報保護法に一覧的に規定し、全国一律の共通ルールで運用されることとなりました。この令和3年の法の公布を受け、町においても4月1日より法の規定が適用されることから、関連する条例の整備を行うものです。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

内藤総務課長。

○総務課長（内藤文雄君） それでは、議案第1号 長柄町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第2号 長柄町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、議案第3号 長柄町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 個人情報保護法施行条例でございますが、法の施行に伴い、現行の長柄町個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を定めるものでございます。条例案をご覧ください。

第1条では、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める旨の趣旨を定めています。

第2条第2項では、実施機関の定義を定めておりますが、旧の条例から議会が除かれています。これにつきましては、法が規定する規律の適用対象とされていないため、国会や裁判所と同様に自律的な対応が求められていることから、別に提案するものでございます。

第3条では、個人情報ファイルを保有する場合、事前通知について定められています。法律の定めにより、1,000人を超える個人情報を取り扱う場合、ファイルの作成と通知について定める必要があるためでございます。

第4条では、開示請求に係る手数料は無料といたします。写しの交付につきましては、請求者の負担とするものでございます。

第5条、個人情報の訂正、第6条、個人情報の利用停止、第7条の開示請求についての変更点は、現行では本人または法定代理人しか認められていなかった請求が任意代理人にも認められることになりました。

第8条では、個人情報の適切な取扱いを確保するため、審査委員会へ諮問できる旨の規定でございます。

続いて、議案第2号でございます。現行の審査会に前段の個人情報保護法施行条例第8条による諮問も審議の所掌事務とするため、新たに条例に基づく審査会を設置するものです。条例案の第4条でございますが、審査会の委員につきましては5人以内と定めまして、現行の審査会を引き継ぐ形を考えております。

次に、議案第3号 長柄町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例につきましては、第4条に長柄町情報公開個人情報保護審査会を加え、条例間の調整を図るものでございます。

以上の3議案につきましては、いずれも個人情報保護法の改正に伴い、総務省から示されている指針やガイドラインにより必要な関係条例の整備を行うものでございます。

以上、補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

議案第1号から議案第3号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより、討論と採決を行います。討論と採決は各議案ごとに行います。

それでは、議案第1号 長柄町個人情報保護法施行条例の制定について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町個人情報保護法施行条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 長柄町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 長柄町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 長柄町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

---

◎議案第4号、議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第6、議案第4号 長柄町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7、議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、いずれも地方公務員法の改正に関連するものですので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第4号 長柄町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国において、高度化、複雑化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが求められている中、令和3年に国家公務員法が改正され、令和5年度から国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業・生活設計の支援などを図るための諸制度が設けられました。

地方公務員の定年については、地方公務員法により国家公務員の定年を基準とすることとされているため、国家公務員と同様に令和5年度から令和13年度にかけて2年に1歳ずつ段階的に65歳まで引き上げられることとなります。また、定年の引上げと合わせて、国家公務員と同様の措置を講ずる必要があることから、令和3年6月11日に地方公務員法が改正されたため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、議案第4号 職員の定年年齢の引上げ等に関連して、職員が60歳に達した日の後の最初の4月1日以降、給料月額を7割水準とすることや、管理監督職勤務上限年齢制により降任する職員について、当該降任による給料月額の減額と7割水準とする措置による減額

により二重の減額が行われることを考慮し、当該職員に対して調整額を支給することで、管理職はもとより管理監督職、勤務上限年齢前の給料月額の7割水準となるように措置することとなります。

また、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、従前の再任用短時間勤務職員の勤務時間、休暇等の規定を新設される定年前再任用短時間勤務職員に適用することなど、改正を要する関係条例の整備について提案するものです。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

内藤総務課長。

○総務課長（内藤文雄君） 議案第4号 長柄町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側の欄が改正後の条例になりますが、今回の定年制度に当たり、目次を設けさせていただいております。第2章、定年制度、第3条、職員の定年の年齢につきましては、60歳を65歳に改めさせていただくものです。

次に、3ページの下段をご覧ください。

第3章、管理監督職員勤務上限年齢制、第6条でございますけれども、対象となる管理監督職員とは管理職手当の支給を受ける職員でございます。

次に、4ページをご覧ください。

第7条、管理監督職勤務上限年齢は60歳とするものでございます。

第8条、ほかの職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準では、第1号では人事評価の結果などを考慮して、職務の適性を判断して、降任等を行う旨の規定でございます。

第2号では、人事の計画などを考慮して、管理監督職以外の職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行う規定でございます。

次に、4ページ下段になりますが、第3号では、役職定年により降任等となる職員と上位職員との関係を示してございます。第6条から第8条までのことから、60歳に達した翌年度から管理監督職から降任することになるため、職務の級は7級及び6級の職員の場合は、5級あるいはそれよりも下の級となることとなります。

第9条の管理監督職員勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例では、

第1項といたしまして、職務が高度の知識や技能、経験を必要とし、公務の運営に著しい支障が出る場合などでは、1年を超えない範囲内で管理監督職の勤務ができるという規定でございます。

6ページになりますが、第2項では、引き続き公務の運営に著しい支障が生じる場合は、最長3年までできるという特例を定めたものでございます。

6ページの下段になりますが、第12条、定年前再任用短時間勤務職員の任用では、60歳以降で定年に達する前に退職したものを勤務実績などにより短時間勤務の職に採用ができる規定でございます。この定年前再任用短時間勤務職員の任用では、定年の引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則といたしておりますが、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以降に退職した職員を、本人の意向を聞きながら、短時間勤務の職で再任用することができるという制度でございます。

7ページから8ページにかけては、附則、定年に関する経過措置でございますが、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間については、年でいいますと昭和38年4月2日生まれから39年の4月1日生まれの方は、定年が61歳となります。次の欄から段階的に引き上げられまして、最終的には昭和42年4月2日以降の生まれの者は定年が65歳になるというものでございます。

8ページ中段、第4項、情報の提供及び勤務の意思の確認では、任命権者は当分の間、職員が60歳に達する前年度に任用や給与制度に関する情報提供を行いまして、職員の勤務の意思を確認するようということを決めるようになっております。

条例案のほうの附則にあります。施行期日は令和5年4月1日でございます。

次に、議案第5号でございます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明申し上げます。

条例案をご覧ください。

第1条では、長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございまして、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴いまして、名称を変更するものでございます。

第2条では、長柄町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。公益的法人等へ派遣することができない職員に定年を延長された管理監督職員を追加するものでございます。

第3条では、職員の給与に関する条例の一部改正で、60歳に達した職員の給与月額算出

方法について定めるものでございます。

第4条の長柄町職員の旅費に関する条例から第8条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、引用条文などの整理をするものでございます。

それから、最後になりますが、第9条の長柄町職員の再任用に関する条例の廃止は、議案第4号の定年等に関する条例が定められたことから廃止をするものでございます。

条例の施行期日は、令和5年の4月1日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

議案第4号、議案第5号に関する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、議案第4号 長柄町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 長柄町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕



○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号、議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第8、議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第9、議案第7号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも特別職の報酬及び給与に関するものですので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に係る条例の一部を改正する条例の制定及び議案第7号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告による職員の給与改定に準じ改正を行うもので、期末手当の支給率を0.1月分引き上げ、令和4年度分から実施するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

議案第6号、議案第7号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第10、議案第8号 職員の給与に関する条例及び長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第8号 職員の給与に関する条例及び長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告を受け、所要の改正を行うものです。

1点目に、給料月額の設定で主に若年層の給与引き上げを行うもので、平均改定率は0.36%であります。

2点目に、期末勤勉手当の支給率を一般職員は0.1月分引き上げ4.4月分とし、再任用職員

は0.05月分引き上げ、2.3月分とするものであります。いずれも令和4年度分から実施するものであります。

3点目に、55歳を超える職員について、原則昇給停止を行うこととするものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ちょっと1点だけお聞きします。

今回のこの行政職の給料表なんですけれども、現在長柄町ですと高校卒業の新規採用職員と4年制大学を出た職員の給料表はどこで該当するのか、ちょっとその説明をお願いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

内藤総務課長。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

条例案のほうに給料表がついておりますが、高校卒業でございますと、長柄町では1級9号給からということになっております。大卒ですと、大卒は25号給だと思っております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 了解いたしました。

○議長（古坂勇人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 職員の給与に関する条例及び長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第11、議案第9号 長柄町行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第9号 長柄町行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止、またデジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のため、書面主義、押印原則、対面主義の見直しが喫緊の課題となっています。

令和2年7月、総務省から地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについてという通知が発出されました。これにより、地方公共団体が国の法令等に基づいて実施する行政手続及び独自に実施する行政手続について見直しを行うことが、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のみならず、行政サービスの効率化、効果的な提供にも資するものとして、積極的に取り組むべきと要請が出されました。

国からの要請を踏まえ、町においても行政手続等の簡素化を推進し、押印省略のため、関係する条例について一括して改正する条例を整備するものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 長柄町行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第12、議案第10号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第10号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、こども家庭庁の新設に伴い、複数の省庁に分かれている関係法令の整備、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う安全計画の策定の義務化、懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令の一部を改正に伴う条例の改正を行うものです。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 議案第10号の長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、附属資料9の新旧対照表に基づきまして、改正点につきまして補足説明申し上げます。

左上に記載してございます、第1条でございます。長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正になります。

第6条では、自動車を運行する場合の所在の確認が追加されたことに伴うものと文言の整理になります。

続きまして、新たに追加されます第7条の2は、児童の安全の確保に関する事項が国の定める運営基準として明確に位置づける必要があることから、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明の実施など、安全計画の策定等の義務化に伴う改正になります。

続きまして、2ページをおめくりいただきまして、中段でございます。

第7条の3でございます。送迎に園児が置き去りにされ、死亡した事案を受けまして、国においてこどものバス送迎・安全徹底プランが作成され、府省令等の改正により幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務づけるとされたことを踏まえ、改正するものでございます。

続きまして、3ページの第10条をお願いいたします。インクルーシブ保育、保育所等における保育と児童発達支援における支援の一体化実施を可能とするための設備、人員基準の緩和に関わる改正となります。

第13条は、民法中の親権者の子に対する懲戒権の規定が削除されたことに伴う改正となります。

第14条は、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化に伴う改正になります。

続きまして、左上に記載があります第2条でございます。長柄町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正になります。

ページ飛びまして、5ページ下段の第26条をお願いします。

懲戒に係る権限の濫用禁止の削除に伴う改正と、先ほど町長からもございましたが、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び子ども基本法の整備に伴い、子ども・子育て支援法からの引用条文の改正をするものが主なものでございます。

続きまして、飛びまして左上記載の第3条の改正になります。長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正になります。

今回追加されます第6条の2、第6条の3につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例改正と同様に追加されるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第12条の2は、業務継続計画の策定等を努力義務として位置づけ、周知、必要な研修、訓練を定期的実施することとしたものでございます。

第13条は、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化し、職員に対し研修及び訓練を実施するよう明確にしたものでございます。

続きまして、左上に記載の第4条でございます。長柄町子ども・子育て審議会条例の改正になります。子ども・子育て支援法に関わる改正条文の条例によります改正となります。

今回の改正につきましては、令和5年4月1日から施行となります。ただし、第1条中の条例第13条、第2条の改正規定につきましては公布の日からとなっております。第1条中の条例第7条の3第2項は、令和6年3月31日までの経過措置がございます。第3条中の条例第6条の2の規定についても令和6年3月31日までの経過措置がございます。

以上で補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 今回のこの条例の一部改正によりまして、現在のこども園でどのようなことがどのように変わるのか、もしそれらがあればご説明をいただきたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 昨年事故等から再三にわたりまして、こども園、小学校等は、国からの指導といたしますか、それが示されておりました、それに基づいて安全に対する記録等を行っているところでございますが、今回、条例におきまして業務計画をちゃんと作成し、それをみんなで職員等で共有し合うと、そういうことを位置づけられたものでございますので、それを徹底するということと、あと園バスがございますので、それにつきましては安全装置をつけろということになっております。それについては、1年間の経過措置をもってつけるよというところで条例改正のほうを行いますので、それに基づきまして改正していくということでございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ありがとうございます。子供たちの安全確保は十分気をつけて、今後もお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（古坂勇人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第13、議案第11号 長柄町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第11号 長柄町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

当該基金は、東日本大震災からの復興を目的として平成24年度に設置し、これまで事業の推進を図ってまいりましたが、国の定める計画期限は令和3年度までとしていることから、これに合わせて本基金条例を廃止する条例を提案するものでございます。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議案第11号 長柄町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本基金は東日本大震災の復興事業への資金充当を目的としまして、平成23年度の特別交付税の一部、2,000万円が原資となっております。本町では、本基金の有効活用を図り、震災復興とともに次の災害にどう備えるべきかを念頭に置き、事業の推進を図ってまいりまし



た。平成24年度の井戸水、湧き水の水質調査費42万円を皮切りとし、避難所の標識、看板の設置費195万円、防災備蓄品の整備670万円、ハザードマップの作成693万円などを実施したところでございますが、国は令和3年度末を計画期限に定めているとともに、本基金残高もゼロ円となったことから、このたび条例の廃止を行うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号 長柄町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号、議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第14、議案第12号 町道路線の認定について、日程第15号、議案第13号 町道路線の廃止について、いずれも町道に関するものですので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第12号 町道路線の認定について及び議案第13号 町道路線の廃止について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、船木地先に建設予定である一般廃棄物最終処分場の場内となる町道の認定及び廃

止と、公民館建設に伴う町道の認定及び廃止であり、道路法第8条及び第10条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、建設環境課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） 議案第12号及び議案第13号について、補足説明申し上げます。

議案及び次の認定調書をおめくりいただき、認定廃止路線位置図をご覧ください。

赤色につきましては認定路線、青色は廃止路線となっております。

1点目に、船木地先に建設予定であります一般廃棄物最終処分場の建設に伴い、町道1467号線の起終点を変更し、赤色のとおり認定し、旧路線を青色のとおり廃止するものでございます。また、処分場内となる町道1154号線及び町道1468号線を青色のとおり廃止するものでございます。

次に、2点目といたしまして、裏面をご覧ください。

公民館建設に伴うものでございますが、新公民館と日吉小学校の間に建設します道路について、接続する町道2050号線の起終点を変更し、赤色のとおり新たに認定するとともに、旧路線については青色のとおり廃止するものでございます。また、町道2046号線にあつては公民館敷地内となり、機能もなくなることから、青色のとおり廃止するものでございます。

今回の認定及び廃止により、道路延長は約0.4キロメートル減となり、延長総計は約290キロメートルとなります。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

議案第12号、議案第13号に対する質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、議案第12号 町道路線の認定について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 町道路線の認定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひ

ます。

[賛成者挙手]

○議長（古坂勇人君） よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 町道路線の廃止について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第13号 町道路線の廃止について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（古坂勇人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎議案第14号～議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第16、議案第14号 令和4年度長柄町一般会計補正予算（第7号）、日程第17、議案第15号 令和4年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第18、議案第16号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第19、議案第17号 令和4年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第20、議案第18号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）、日程第21号、議案第19号 令和4年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算ですので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第14号 令和4年度長柄町一般会計補正予算（第7号）、議案第15号 令和4年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第16号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第17号 令和4年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第18号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）、議案第19号 令和4年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計ですが、年度末における実績に伴う各経費の調整を全般にわたって行うものとし、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,242万6,000円を追加し、補正後の予算総額を48億1,640万3,000円とするものです。

次に、国民健康保険特別会計ですが、県負担金の確定により、歳入歳出予算の総額から441万4,000円を減額し、補正後の予算総額を9億6,175万1,000円とするものです。

次に、農業集落排水事業特別会計ですが、令和6年度から開始される公営企業会計の準備に係る業務の執行差金により、歳入歳出予算の総額から331万7,000円を減額し、補正後の予算総額を6,776万4,000円とするものです。

次に、介護保険特別会計ですが、保険給付費の減により、歳入歳出予算の総額から3,776万5,000円を減額し、補正後の予算総額を7億7,700万円とするものです。

次に、浄化槽事業特別会計ですが、令和6年度から開始される公営企業会計の準備に係る業務の執行差金及び浄化槽の設置基数の減により、歳入歳出予算の総額から1,185万6,000円を減額し、補正後の予算総額を6,902万8,000円とするものです。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、広域連合負担金の増により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ324万円を追加し、補正後の予算総額を1億324万円とするものです。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては企画財政課長に補足説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第14号 長柄町一般会計補正予算（第7号）につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、歳出の内容から説明させていただきます。

本補正予算における全般的事項といたしましては、年度末における実績に伴う各経費の精査が主なものでございます。

本年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による減額が多く、本件に該当するもの、補正額の少額なもの、実績に伴って調整したものにつきましては、詳細な説明は割愛させていただきます。

また、人件費につきましても、人事院勧告に伴う給与改定の増や、職員の退職や育児休暇等に伴う減が主なものであることから、こちらの説明も割愛をさせていただきます。

それでは、補正予算書の32ページ、33ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費、01細目一般職人件費20万2,000円の減、02細目議員人件費460万1,000円の減、03細目議会費31万円の減は、実績に伴う減額補正を行うものでございます。

2款1項1目一般管理費、01細目一般職人件費1,393万8,000円の減、02細目特別職人件費677万5,000円の減、03細目会計年度任用職員人件費356万7,000円の減、04細目一般管理費584万5,000円の減につきましても、実績に伴う減でございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。

2目文書広報費50万円の減、3目防災対策費105万円の減につきましても、実績に伴う減でございます。

4目財政管理費400万円の増は、ふるさと納税の年末の寄附が想定を上回るものであったため、これに伴う経費の増額を行うものでございます。

6目財産管理費、01細目財産管理事業126万円の増は、実績に伴う増でございます。特に、10節の光熱水費につきましては、資源価格の高騰から前年同月比2.5倍を基に算出し、以降の光熱水費も同様に計上しております。

04細目庁内ネットワーク管理事業180万円の減は、契約差金をはじめとする実績に伴う減でございます。

7目企画費88万円の減は、本年度に製造した特産飲料ながらとガラナの製造元であるジャパンフーズ株式会社のご厚意により製造費が安価で済んだため、減額補正を行うものでございます。

9目諸費1,000万円の減は、八反目自治会の集会所建築が遅れており、新年度に予算を取り直すこととしたため、減額補正を行うものでございます。

36ページ、37ページをお願いいたします。

11目社会保障・税番号制度事業費250万円の減は、これまで補助金の流れが国から町、町

から J-L I S、J-L I S は地方公共団体情報システム機構でございます、だったものが、国が直接 J-L I S に支払うこととしたことに伴う減額補正でございます。

12目地方創生臨時交付金事業費、02細目防災力向上事業16万4,000円の減、06細目学校施設環境整備事業263万5,000円の減、10細目農業者経営継続支援給付金24万8,000円の減、12細目公共施設トイレ改修事業189万2,000円の減、15細目肥料等物価高騰に伴う農業者支援事業188万円の減、19細目学校給食費無償化事業80万円の減は、契約差金等の実績に伴う減額補正を行うものです。

なお、これらの事業の財源である地方創生臨時交付金は、一般財源を充当する他の事業、地域応援券発行事業に充てることとし、地方創生臨時交付金事業全体における一般財源は109万円となる予定でございます。

2項1目税務総務費413万8,000円の減、2目賦課徴収費529万1,000円の減は、実績に伴う減額補正を行うものです。

38ページ、39ページをお願いいたします。

3項1目戸籍基本台帳費336万2,000円の減は、人件費の減でございます。

4項1目選挙管理委員会費は、国費の確定に伴う財源変更です。

2目参議院議員選挙費、01細目一般職人件費66万3,000円の減、02細目参議院議員選挙費31万7,000円の減は、実績に伴う減でございます。

3目町長選挙費、01細目一般職人件費2万6,000円の減、02細目町長選挙費153万3,000円の減も同様に、実績に伴う減額補正でございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。

4目町議会議員補欠選挙費112万4,000円の減も、実績に伴う減でございます。

5項1目統計調査費6,000円の増は、令和5年度に実施する住宅・土地統計調査の事前調査において、報酬単価及び調査区域が変更となったことに伴う増でございます。

3款1項1目社会福祉総務費、01細目一般職人件費39万1,000円の増は、人件費の増でございます。

02細目社会福祉総務費13万7,000円の減、04細目長柄町社会福祉協議会補助事業339万8,000円の減、07細目非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業312万2,000円の減は、実績に伴う減額補正を行うものでございます。

42ページ、43ページをお願いいたします。

08細目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金294万円の増は、実績に伴う減とと

もに、22節償還金利息及び割引料842万円の増は、事業費の確定により概算払いで受領した国庫補助金の返還金でございます。

2目老人福祉費、01細目老人福祉費150万円の減、04細目敬老祝品贈呈事業15万9,000円の減、05細目在宅生活支援事業20万円の減は、実績に伴う減額補正を行うものです。

3目障害者福祉費、02細目介護給付訓練等給付事業160万8,000円の減、04細目障害者グループホーム等入居者家賃助成事業5万7,000円の増、05細目地域生活支援事業27万円の減、06細目重度心身障害者医療費給付事業40万円の増、07細目在宅重度知的障害者及び寝たきり身体障害者手当事業6万9,000円の増、08細目自立支援医療給付事業407万円の減は、いずれも利用者やサービスの増減に合わせた実績によるものでございます。

44ページ、45ページをお願いいたします。

10細目障害児通所支援事業167万7,000円の減、5目国民健康保険費125万3,000円の減、6目福祉センター費53万7,000円の減、7目介護保険費647万5,000円、8目後期高齢者医療費、01細目後期高齢者医療費585万7,000円の減、02細目後期高齢者健康診査事業20万8,000円の増も、見込みに応じた計上を行うものでございます。

2項1目児童福祉総務費、01細目児童福祉総務費5万1,000円の増、02細目放課後児童健全育成事業53万円の増は、令和3年度の事業費確定に伴う返還金でございます。

46ページ、47ページをお願いいたします。

05細目子育て支援金支給事業150万円の増は、国主導による子育て支援の一環として、妊娠時に5万円、出産時に5万円を交付するもので、実績見込みに応じて計上するものでございます。

なお、財源は国庫補助金が3分の2、県支出金が6分の1、町一般財源は6分の1となります。

06細目養育支援訪問事業24万円の減、2目児童措置費、01細目児童手当支給事業106万5,000円の減、02細目子育て世帯生活支援特別給付金事業78万円の増、4目こども園費、01細目一般職人件費1,229万2,000円の減、02細目こども園費62万7,000円の減は、実績に伴う減額補正を行うものです。

なお、こども園費の12節委託料子ども・子育て支援システム改修業務22万円の増は、給食費無償化に伴うシステム改修を行うものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、01細目一般職人件費373万9,000円の減、02細目保健衛生総務費27万円の増、03細目子ども医療費助成事業147万円の減は、実績に伴い計上するもので

す。

48ページ、49ページをお開きください。

04細目養育医療給付事業10万円の減も、実績に伴う減額補正です。

2目予防費、01細目健康管理システム事業53万円の増は、実績に伴う減とともに、12節委託料出産・子育て応援交付金システム対応業務141万9,000円の増は、交付金の交付に伴うシステム改修費を計上するものです。

02細目がん検診事業152万9,000円の減、04細目予防接種事業33万4,000円の減、05細目母子保健事業117万2,000円の減、08細目不妊治療助成事業28万6,000円の減、09細目健康ポイント事業9万6,000円の減、10細目新型コロナウイルス感染症予防接種事業588万3,000円の増は、いずれも実績に伴い計上するものです。

50ページ、51ページをお願いいたします。

なお、コロナワクチン接種事業の22節償還金利子及び割引料2,465万1,000円の増は、令和2年度、令和3年度の事業費確定に伴う国への返還金でございます。

3目環境衛生費、01細目環境整備事業61万円の減は、実績に伴う減額補正です。

02細目農業集落排水事業61万3,000円の増は光熱水費の高騰に伴うもの、03細目浄化槽整備事業183万7,000円の減は浄化槽設置基数の減によるものとして、特別会計への繰出金でございます。

5款1項1目農業委員会費35万円の減は、農地利用最適化推進委員1名の欠員による報酬の減でございます。

2目農業総務費、01細目一般職人件費7万9,000円の増は、人件費の増でございます。

02細目農業総務費1万1,000円の減は、本年度をもって千葉農林水産統計協会が解散したことによる減額補正を行うものでございます。

3目農業振興費、01細目農業振興費134万2,000円の減、02細目グリーンツーリズム推進事業35万円の減は、実績に伴う減でございます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

03細目水稻病虫害防除事業20万円の減も、実績に伴う減額補正を行うものです。

4目農業基盤整備費、01細目農業基盤整備費14万1,000円の増は、農家から耕作放棄地解消の相談があったことに伴う補助金の増額補正でございます。

05細目鳥獣被害防止対策事業100万5,000円の増は、イノシシ、アライグマの捕獲頭数の増による協議会補助金の増が主な要因です。



5目都市農村交流事業費、01細目都市農村交流事業費15万円の増は、光熱水費の高騰によるものでございます。

02細目都市農村交流センター指定管理者事業48万円の減は、本年度から日本リノ・アグリ株式会社を中心とする長柄わくわくチームと契約したことによる差金分を減額するものでございます。

6款1項1目商工費4万円の増は、人件費の増でございます。

2目商工業振興費132万2,000円の減は、実績に伴う減額です。

3目商工観光費240万円の減は、長柄ダム桜まつり実行委員会の解散に伴う補助金の減額補正を行うものでございます。

7款1項1目土木総務費、01細目一般職人件費4万2,000円の増は、人件費の増でございます。

54ページ、55ページをお願いいたします。

02細目土木総務費3万4,000円の減は、東金・茂原・木更津間圏央道建設促進協議会への負担金が本年度は留保財源で実施することとなったものでございます。

2目地籍調査費47万1,000円の減は、実績に伴う減額補正を行うものです。

2項1目道路維持費、01細目道路排水路維持事業29万8,000円の増は、実績に伴う計上とともに、自治会から要望のあった資材を購入するためのものでございます。

02細目橋梁長寿命化修繕事業70万円の減は、契約差金に伴う減額補正です。

2目道路新設改良費、01細目要望路線改良事業144万8,000円の減は、実績に伴う減でございます。

02細目町道3033号線道路改良事業は、工事の進捗を図るため、電柱移転費の残額を工事請負費へ節替えるものでございます。

03細目町道3004号線交差点改良事業59万円の減は、測量設計業務の契約差金でございます。

56ページ、57ページをお願いいたします。

4項1目住宅管理費、01細目一般職人件費1万7,000円の減は、人件費の減でございます。

02細目住宅管理費70万円の増は、町営住宅において、住民が設置した倉庫の火災により住宅外壁の一部が被災したことに伴う塗装工事費を計上するものでございます。

8款1項2目非常備消防費5,000円の増は、令和3年度の事業費確定に伴う広域市町村圏組合への負担金でございます。

9款1項2目、01細目一般職人件費287万5,000円の減、02細目特別職人件費8万円の増、

03細目事務局費4万円の減、3目教育指導費26万円の減は、いずれも実績に伴う計上を行うものでございます。

2項1目小学校費、01細目一般職人件費104万6,000円の減は、人件費の減でございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。

02細目学校管理費57万3,000円の増、03細目日吉小スクールバス運行事業68万円の減、04細目小学校学校施設等改修事業155万5,000円の減、05細目ICT環境整備事業45万1,000円の減、2目教育振興費、01細目教育振興費26万9,000円の減、03細目小学校就学援助費補助事業70万円の減、04細目小学校遠距離通学費補助事業25万円の減、05細目小学校教材用備品購入事業192万8,000円の減、3項1目学校管理費、01細目学校管理費46万円の増、02細目中学校スクールバス運行事業250万円の減は、いずれも実績に伴う計上を行うものでございます。

60ページ、61ページをお願いいたします。

03細目中学校学校施設等改修事業49万8,000円の減、2目教育振興費、01細目教育振興費17万2,000円の減、05細目中学校就学援助費補助事業50万円の減も同様に、実績に伴う計上でございます。

4項1目社会教育総務費、01細目一般職人件費629万4,000円の減、03細目ながら号運行管理事業80万円の減、05細目子ども育成事業20万6,000円の減、06細目成人式事業10万円の減、2目公民館費、01細目公民館費109万4,000円の減、03細目教室事業16万円の減も同様に、実績に伴い計上するものでございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。

4目文化財保護費4万5,000円の増は、史跡長柄横穴群資料館の電気料高騰に伴う増額補正を行うものです。

5項1目保健体育総務費、04細目体育館維持管理事業16万円の増も、電気料高騰に伴う光熱水費の増でございます。

06細目スポーツ推進員活動事業24万5,000円の減は、新型コロナウイルスに伴う各種イベントの中止による報酬の減でございます。

3目給食施設費、01細目一般職人件費22万円の増は、人件費の増です。

02細目学校給食センター費410万円の増は、資源価格及び物価高騰に伴う経費の増を見込むものでございます。

10款1項1目農林水産施設災害復旧費は、国庫補助金の確定及び起債借入れに伴う財源変

更でございます。

11款1項1目元金47万7,000円の増は、利率見直しに伴う元利均等償還による増額補正を行うものでございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

2目利子91万9,000円の増は、昨今の利子上昇に伴う増額補正を行うものでございます。

12款2項1目基金費5億1,748万3,000円の増は、各基金の利子を積み立てるとともに、令和3年度の決算剰余金や本補正予算の執行差金などを財政調整基金、公共施設整備等基金に積み立てるものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

ページを戻りまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

1款1項1目個人住民税130万円の減、2目法人住民税1,400万円の増、2項1目固定資産税、1節現年課税分6,770万円の増、2節滞納繰越分20万円の減、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金4,000円の減、3項1目環境性能割60万円の減、2目種別割、1節現年課税分90万円の増、2節滞納繰越分30万円の減は、納入見込みに応じた計上を行うものでございます。

なお、固定資産税につきましては、事業者の施設整備及び設備投資が増額の主な要因となっております。

2款1項1目地方揮発油譲与税110万円の増は、実績見込みに基づく計上でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

2項1目自動車重量譲与税320万円の減、3項1目森林環境譲与税23万4,000円の減、3款1項1目利子割交付金20万円の増、4款1項1目配当割交付金600万円の減、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金120万円の増、6款1項1目法人事業税交付金830万円の減も、実績見込みに基づき計上しております。

18ページ、19ページをお願いいたします。

7款1項1目地方消費税交付金1,870万円の増、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金60万円の増、10款1項1目環境性能割交付金490万円の減、11款1項1目地方特例交付金490万円の減、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金209万9,000円の減も、実績見込みに基づき減額補正を行うものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

12款 1項 1目 地方交付税3,680万6,000円の増は、地域活性化や物価高騰対策、子育て支援に資することを目的とした臨時経済対策費が追加交付されたことによるものでございます。

14款 1項 1目 民生費負担金、1節 児童福祉費負担金281万1,000円の増は、3号認定の子ども保育料の実績に伴う増でございます。

2節 老人福祉費負担金4万円の減は、実績に伴う減額補正を行うものです。

2項 1目 農林水産業施設分担金99万円の増は、令和3年度に完了した林地崩壊防止事業の受益者分担金でございます。

15款 1項 3目 土木使用料81万2,000円の増は、管路の布設に伴う道路占用料の増でございます。

4目 教育使用料、1節 幼稚園保育料41万2,000円の増、2節 社会教育施設使用料、2項 1目 総務手数料、4節 徴税手数料10万円の減は、実績に伴い計上を行うものでございます。

22ページ、23ページをご覧ください。

4目 土木手数料5万9,000円の増、16款 1項 1目 民生費国庫負担金、2節 国民健康保険基盤安定負担金43万8,000円の増、3節 障害者福祉費負担金371万2,000円の減、4節 障害児福祉費負担金117万5,000円の減、2目 衛生費国庫負担金、1節 母子保健衛生費国庫負担金5万円の減、2節 感染症予防事業等国庫負担金1,289万7,000円の減は、実績に基づく計上でございます。

3目 公共土木施設災害復旧費負担金407万3,000円の増は、令和元年度の豪雨災害が激甚指定されたことによる増でございます。

2項 1目 民生費国庫補助金、1節 障害者福祉費補助金43万8,000円の減、2節 児童福祉費補助金231万2,000円の増は、実績に基づく計上でございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

3節 非課税世帯等に対する臨時特別給付金568万2,000円の減、5節 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金548万円の減は、事業費確定に伴う補助金の減でございます。

3目 災害復旧費国庫補助金55万円の減は、昨年8月4日の大雨により被災した林道篠網線の国庫補助金確定により、減額補正を行うものでございます。

4目 衛生費国庫補助金247万円の減、5目 土木費国庫補助金119万3,000円の減、6目 総務費国庫補助金、1節 社会保障・番号制度事業補助金250万円の減、3節 デジタル基盤改革支援補助金43万5,000円の増、17款 1項 1目 県移譲事務交付金1万7,000円の増、2目 民生費負担金、2節 国民健康保険基盤安定負担金69万円の増は、実績に応じた計上でございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

3節障害者福祉費負担金185万6,000円の減、4節千葉県後期高齢者医療保険基盤安定負担金10万5,000円の増、5目障害児福祉費負担金58万7,000円の減、7節子育てのための施設等利用給付県費負担金1万3,000円の減、3目衛生費県負担金2万5,000円の減、2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金6万2,000円の増、2節児童福祉費補助金17万円の増、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金103万3,000円の減、2節環境衛生費補助金16万円の減、4目農林水産業費県補助金204万1,000円の増、6目土木費県補助金153万8,000円の減も、見込みに応じて計上を行うものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

3項1目総務費県委託金、3節統計調査費6,000円の増、5節参議院議員選挙委託金59万4,000円も、実績に伴う増額補正を行うものです。

18款1項2目利子及び配当金2万2,000円の増は、保有する各基金の積立利子を計上するものでございます。

2項2目物品売払収入3万6,000円の減は、税務住民課で販売する白図の売払収入を実績に応じて計上するものでございます。

19款1項3目ふるさと応援基金1,200万円の増は、寄附見込みに基づき増額補正を行うものでございます。

20款2項1目介護保険事業特別会計繰入金6万5,000円の増は、令和3年度介護保険特別会計の事業費確定に伴う町負担分の返還金でございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。

21款1項1目繰越金2億7,196万4,000円の増は、財源不足分を充当するものでございます。

22款1項1目延滞金24万円の減は、実績に基づき減額補正を行うものでございます。

3項1目過年度収入580万円の増は、広域市町村圏組合における令和3年度の事業費確定に伴う負担金の精算金でございます。

2目雑入219万5,000円の増は、見込みに基づいて計上するとともに、企画財政課所管の移住定住推進事業において一般社団法人地域活性化センターの助成制度が受けられることとなったための増額補正を行うものでございます。

23款1項3目土木債100万円の減は、建設環境課所管の橋梁長寿命化修繕事業の起債対象外経費の精査による公共事業等債の減でございます。

6目災害復旧事業債250万円の増は、林道篠網線災害復旧事業の財源として、補助災害復

旧事業債の借入れに伴うものでございます。なお、借入額の95%が交付税措置されることとなっております。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、第2表、繰越明許について説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

こちらは、本年3月末日までに事業の完了が見込めない可能性があるものについて、繰越明許費として設定するものでございます。

2款3項戸籍基本台帳費、戸籍・住民票に関する事務事業468万5,000円、7款1項土木管理費、地籍調査事業715万円、2項道路橋梁費、基幹町道整備事業200万円、同じく町道3033号線道路改良事業7,399万8,000円、3項河川費、緊急自然災害防止対策事業2,412万円、4項住宅費、町営住宅管理事業70万円、9款4項社会教育費、公民館建設事業1億663万8,000円、10款1項林道施設災害復旧事業460万円、以上、8事業2億2,389万1,000円の設定を行います。

主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う施工業者の人員不足、また関係者との調整に不測の日数を要したことなどが挙げられます。

最後に、地方債補正を行いますので、8ページ、9ページをご覧ください。

橋梁長寿命化修繕事業の起債対象外経費の精査により、公共事業等債を5,150万円から100万円減額し、5,050万円に変更いたします。起債の方法、利率、償還の方法は、従前のものと変更はございません。

また、林道篠網線災害復旧事業に充当する補助災害復旧事業債250万円を追加します。同じく、起債の方法、利率、償還の方法は、従前のものと変更はございません。

以上、一般会計の補足説明といたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、15時5分といたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時05分

○議長（古坂勇人君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、議案第14号から議案第19号に対する質疑を行います。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ちょっと、1点、ご質問させていただきます。

一般会計の歳出の57ページでございますけれども、住宅関係の補正ですけれども、工事請負費の70万でございますけれども、何か先ほどの説明ですと、やっぱり火災による外壁の補修だというようなことでちょっと聞けたんですけれども、これも公共施設で町営住宅、刑部住宅ですか。火災保険は入っていなかったのか、それとも、入っていてもこの程度の火災ですと該当にならないのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

費用につきましては、議員がおっしゃるとおりでございます。昨年の暮れに刑部団地で火災が発生しております。これに伴う壁の復旧で70万円を要するということになってございます。

この費用につきましては、ご指摘のありました火災保険を充当することとなってございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 分かりました。

○議長（古坂勇人君） ほかに質疑ありませんか。

9番、星野一成議員。

○9番（星野一成君） 9番、星野です。

一般会計の歳出の53ページ、鳥獣被害の防止対策事業でございますけれども、協議会の補助金124万8,000円がアライグマの捕獲増といったような説明でございましたけれども、今年度末、イノシシ、アライグマ等、何頭ぐらい捕獲予想されているものか、お伺いいたします。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

予算は550頭で予算をしたんですが、見込みとして600頭、イノシシのほうは捕獲を見込ん

でおります。ちょっと、今現在それを超えそうな勢いで今申請しておりますけれども、今600頭で申請しています。また、アライグマにつきましては、330頭で予算を取っておりますが、355頭と、約25頭ぐらいの増ということで捕獲のほうを行っております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 9番、星野一成議員。

○9番（星野一成君） 小泉課長、ハクビシンと、キョン、鹿等についてはないでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

すみません、1月31日現在ということで、その他についてはちょっとお答えさせていただきますけれども、アライグマについては、先ほど言ったとおりでございます。ハクビシンについては63頭、鹿については5頭でございます。また、キョンについては、先ほど一般質問であったとおり3頭ということで、今捕獲のほうの実績でございます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 9番、星野一成議員。

○9番（星野一成君） 小泉課長、もう一点よろしいですか。

今年のそれこそ有害獣の捕獲頭数なんですけれども、例年と比べて多いか少ないか、ちょっと教えてください。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

今年はい多いか少ないか、多いということでございます。一時期ちょっと減ったんですが、また増えているというところで、捕獲頭数が増えているということでお答えさせていただきます。

○議長（古坂勇人君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案ごとに討論と採決を行います。

初めに、議案第14号 令和4年度長柄町一般会計補正予算（第7号）に対する討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する者なし]



○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第14号 令和4年度長柄町一般会計補正予算（第7号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和4年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号 令和4年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第16号 令和4年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和4年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号 令和4年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 令和4年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和4年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第19号 令和4年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号～議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古坂勇人君） 日程第22、議案第20号 令和5年度長柄町一般会計予算、日程第23、議案第21号 令和5年度 長柄町国民健康保険特別会計予算、日程第24、議案第22号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、日程第25、議案第23号 令和5年度長柄町介護保険特別会計予算、日程第26、議案第24号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、日程第27、議案第25号 令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも令和5年度予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第20号 令和5年度長柄町一般会計予算及び議案第21号から議案第25号の令和5年度各特別会計の予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、令和5年度当初予算の規模は、一般会計40億1,700万円、特別会計19億9,000万円、合計で60億700万円となり、前年度の当初予算と比較しますと、一般会計1.4%の減、特別会計1.2%の減、合計では1.4%の減となっております。

一般会計では、公民館建設事業における事業費の減が主な要因となっております。

次に、国民健康保険特別会計では、予算総額が1億7,000万円、前年度比0.4%の増となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計では、予算総額が5,360万円、前年度比22.1%の減となっております。

次に、介護保険特別会計では、予算総額が7億8,440万円、前年度比1.8%の減となっております。

次に、浄化槽事業特別会計では、予算総額が7,750万円、前年度比3.4%の減となっております。

最後に、後期高齢者医療特別会計では、予算総額が1億450万円、前年比4.5%の増となっております。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては企画財政課長に補足説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議案第20号 令和5年度長柄町一般会計予算について補足説

明を申し上げます。

初めに、歳出の説明をさせていただきますので、予算書の42ページ、43ページをお願いいたします。

なお、人件費につきましては、歳出の最後に説明することとし、科目内での説明は割愛させていただきます。

また、昨今の資源価格の高騰に伴う光熱水費の増につきましては、昨年度比35%の増で計上しております。こちらも、科目内での説明は割愛させていただきます。

それでは、1款1項議会費7,105万4,000円、前年度比43万3,000円の増。7月の改正に伴う消耗品費の増が主な要因でございます。

2款1項総務管理費7億6,146万4,000円、前年度比1億7,618万1,000円の増、防災行政無線親卓設備の更新工事1億2,386万円、企業誘致や町内事業者育成を目的とした企業立地促進奨励金2,016万円、これらに移住定住推進の新たな取組として、奨学金返還支援事業補助金120万円が増の主な要因となっております。

56ページ、57ページをお願いいたします。

2項徴税費1億807万4,000円、前年度比1,146万6,000円の増。主な事業といたしまして、地域調査事業に伴う地番現況図の更新業務1,810万6,000円などを計上しております。

58ページ、59ページをお願いいたします。

3項戸籍基本台帳費3,696万2,000円、前年度比181万4,000円の増となっております。

60ページ、61ページをお願いいたします。

4項選挙費2,085万3,000円、前年度比60万3,000円の増。令和5年度は、県議会議員選挙、町議会議員選挙が予定されており、これに係る経費を計上しております。

62ページ、63ページをお願いいたします。

5項統計調査費27万4,000円、前年度比15万6,000円の増。5年度は住宅土地統計調査が予定されております。

64ページ、65ページをお願いいたします。

6項監査員費48万9,000円、前年度比1万1,000円の減となっております。

3款1項社会福祉費、予算額7億3,277万5,000円、前年度比5,113万2,000円の増。主な事業といたしましては、社会福祉協議会への補助金4,088万4,000円、障害者の介護給付費1億4,936万2,000円、国民健康保険特別会計への繰出金7,823万9,000円、介護保険特別会計への繰出金1億2,838万8,000円、後期高齢者の医療給付費をはじめとする負担金1億639万2,000

円、後期高齢者医療特別会計への繰出金2,469万5,000円などに、新たな取組といたしまして、町民の皆様が介護職員初任者資格を取得するための補助金162万円を計上しております。

74ページ、75ページをお願いいたします。

2項児童福祉費2億7,725万6,000円、前年度比876万7,000円の減。放課後児童健全育成事業1,326万7,000円、児童手当5,603万円、こども園の給食調理業務1,861万2,000円などが挙げられます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

3項の災害救助費は、存目の1,000円を計上してございます。

4款1項保健衛生費3億9,582万3,000円、前年度比1,020万1,000円の減。主な事業といたしましては、長生病院への負担金3,427万8,000円、子ども医療費の扶助費1,584万円、がん検診業務1,381万円をはじめとした各種検診や予防接種にかかる経費、広域市町村圏組合への負担金1億5,468万4,000円、農業集落排水事業特別会計への繰出金3,868万5,000円、浄化槽事業特別会計への繰出金3,737万1,000円などが挙げられます。

86ページ、87ページをお願いいたします。

5款1項農業費1億6,265万7,000円、前年度比2,199万2,000円の増。主な事業といたしましては、農林業等振興事業補助金1,534万4,000円、町植物防疫協会への補助金464万3,000円、多面的機能支払交付金788万2,000円、有害鳥獣対策に対する経費1,625万5,000円、都市農村交流センターにおける指定管理業務2,402万円などが挙げられます。

94ページ、95ページをお願いいたします。

2項林業費588万4,000円、前年度比333万1,000円の増。新たな取組といたしまして、令和元年度災害での町道の分断や電力供給の停止を経て、町道に接道する荒廃した山林の整備事業補助金として300万円を計上しております。

6款1項商工費、1,967万4,000円、前年度比199万2,000円の減。さくら祭り実行委員会の解散に伴う補助金の減が主な要因でございます。

96ページ、97ページをお願いいたします。

7款1項土木管理費1億2,747万円、前年度比2億5,599万3,000円の減。地籍調査事業の進捗による事業費の減が要因に挙げられます。

98ページ、99ページをお願いいたします。

2目道路橋梁費1億7,612万円、前年度比2,647万4,000円の増。主な事業といたしましては、橋梁長寿命化修繕計画の更新業務700万円、町道の舗装補修事業2,050万円、町道3033号

線道路改良事業 1 億円、広域最終処分場の整備に伴う町道の測量設計業務920万円などが挙げられます。

3 目河川費6,850万円、前年度比3,230万円の増。県道を刑部バイパス事業に伴う普通河川刑部川の河川改良工事6,380万円が要因と挙げられます。

102ページ、103ページをお願いいたします。

4 項住宅費1,364万円、前年度比5,872万2,000円の減。昨年度で完了の日吉団地ユニットバス設置工事の減が要因に挙げられます。新年度は日吉団地鶉谷住宅のトイレ改修工事に係る設計業務200万円が加わります。

8 款 1 項消防費 1 億6,592万5,000円、前年度比2,103万9,000円の増。広域市町村圏組合の負担金 1 億5,502万4,000円が主なものとなっております。

104ページ、105ページをお願いいたします。

9 款 1 教育総務費5,362万2,000円、前年度比259万7,000円の減。広域負担金153万4,000円、外国語指導助手の派遣業務1,026万5,000円、プール監視員の派遣業務125万4,000円を主な事業としております。

106ページ、107ページをお願いいたします。

2 項小学校費 1 億6,336万8,000円、前年度比8,770万9,000円の増。日吉小学校 1 年生の教室の床張り替え工事250万円、同じく日吉小学校の体育館天井の改修工事 1 億81万5,000円などが挙げられます。

110ページ、111ページをお願いいたします。

3 項中学校費6,307万1,000円、前年度比585万8,000円の減。

スクールバス運行事業1,817万1,000円や、国際交流研修事業994万円をはじめとした経常的なものに、新年度は、普通教室のLED化に300万円、体育館の防火カーテンの交換に120万円などを計上しております。

114ページ、115ページをお願いいたします。

4 項社会教育費6,071万円、前年度比 2 億98万3,000円の減。公民館建設に係る経費の減が要因ですが、これまでと同様に経常的な事業費に、5 年度はグランドオープン記念式典に係る経費や文化祭講演業務200万円を追加してございます。

120ページ、121ページをご覧ください。

5 項保健体育費 1 億513万3,000円、前年度比866万1,000円の増。新年度は、第60回の記念大会となる長柄町一周駅伝大会に410万2,000円、町民体育館 1 号館の非常扉改修工事に400

万円、桜谷多目的広場の中継施設建築工事に1,000万円、学校給食センターの運営に係る経費7,306万2,000円などが挙げられます。

124ページ、125ページをお願いいたします。

10款1項農林水産施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費につきましては存目の1,000円を計上してございます。

11款1項公債費4億869万4,000円、前年度比4,115万7,000円の増は、元利償還金の積み上げとなっております。

126、127ページをお願いいたします。

12款2項基金費1,250万2,000円、167万6,000円の増。財政調整基金への条例積立て1,000万円をはじめとした各基金への積立金となっております。

13款1項予備費500万円は、例年と同様の計上でございます。

最後の人件費につきましては9億4,515万7,000円、前年度比1,080万2,000円の増。給与改定及び会計年度任用職員の市町村共済組合への加入の増が要因となっております。

歳出につきましては以上です。

続きまして歳入の説明をさせていただきますので、14ページ、15ページ、お願いいたします。

1款1項町民税3億5,391万円、前年度比300万円の減、2項固定資産税7億9,164万7,000円、前年度比4,963万7,000円の増、事業所の整備や設備投資などが要因に挙げられます。

3項軽自動車税3,085万円、前年度比100万円の増、4項町たばこ税4,100万円、増減なし、5項入湯税180万円、前年度比20万円。町税務住民課の試算を基に計上してございます。

16ページ、17ページをご覧ください。

2款1項地方揮発油譲与税1,430万円、前年度比90万円の減、2項自動車重量譲与税4,580万円、前年度比30万円の減、3項森林環境譲与税230万円、前年度比30万円の減につきましては、国の推計値を基に計上してございます。

3款1項利子割交付金10万円、前年度比10万円の減、4款1項配当割交付金510万円、前年度比30万円の減、5款1項株式等譲渡所得割交付金160万円、前年度比100万円の減、こちらは県の見込みを参考に計上してございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

6款1項法人事業税交付金3,160万円、前年度比390万円の増、7款1項町消費税交付金1億8,090万円、前年度比770万円の増、8款1項ゴルフ場利用税交付金5,180万円、前年度比

40万円の減、増につきましても同様の計上でございます。

9款1項自動車取得税交付金につきましては、過年度分を想定した存目でございます。

10款1項環境性能割交付金1,770万円、前年度比310万円の増につきましても、県の試算に基づく計上でございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

11款1項地方特例交付金200万円、前年度比500万円の減。2項新型コロナウイルス感染症対策町税減収補填特別交付金1,000円、前年度比209万9,000円の減につきましては、県及び町税務住民課の試算に基づく計上としてございます。

12款1項地方交付税11億600万円、前年度比5,300万円の減は、地方財政計画の数値を基に算出し、地籍調査事業の進捗による特別交付税の減が要因と挙げられます。

13款1項交通安全対策特別交付金150万円、前年度比30万円の減につきましては、昨年度の実績額を参考とした計上でございます。

22、23ページをお願いいたします。

14款1項負担金1,700万4,000円、前年度比935万1,000円の増は、広域による排水管理設に伴う道路維持費負担金と、最終処分場関連の負担金の増が要因と挙げられます。2項分担金につきましては存目です。

15款1項使用料4,381万1,000円、前年度比53万3,000円の増は、道路や町営住宅の使用料が主なものとなっております。

24ページ、25ページをお願いいたします。

2項手数料366万円、前年度比53万8,000円の減は、戸籍謄本や住民票などの交付手数料の積み上げとなっております。

16款1項国庫負担金1億4,981万2,000円、前年度比5万7,000円の減は、児童手当国庫負担金3,883万円、障害者自立支援給付費等負担金7,542万8,000円、障害児入所給付費等負担金1,203万6,000円などが主なものとなっております。

26ページ、27ページをお願いいたします。

2項国庫補助金1億1,301万4,000円、前年度比360万7,000円の減は、日吉小体育館天井改修工事に充当する学校施設環境改善交付金3,360万円、町道3033号線道路改良事業に充当する交通安全対策補助金5,500万円などが主なものと挙げられます。

28ページ、29ページをご覧ください。

3項委託金196万1,000円、前年度比8万2,000円の減、基礎年金等事務費委託金176万



9,000円が主なものとなっております。

30ページ、31ページをお願いいたします。

17款1項県負担金1億401万2,000円、前年度比819万1,000円の増は、国民健康保険基盤安定負担金2,640万5,000円、障害者自立支援給付費等負担金3,771万4,000円、県後期高齢者医療保険基盤安定負担金1,753万5,000円などを計上しております。

32ページ、33ページをご覧ください。

2項県補助金1億185万4,000円、前年度比1億8,869万5,000円の減は、地籍調査事業の進捗に伴う事業費の減を要因とし、重度心身障害者医療給付改善事業補助金815万円、鳥獣被害防止総合対策交付金848万円、地籍調査費補助金4,418万7,000円などが挙げられます。

34ページ、35ページをご覧ください。

3項委託金1,413万5,000円、前年度比475万2,000円の減。昨年度は、参議院選挙があったことに伴う委託金の減を要因といたしまして、個人県民税徴収取扱費委託金1,080万円、県議会議員選挙委託金233万6,000円などが挙げられます。

18款1項財産運用収入829万2,000円、増減なし。令和4年度の実績に基づく計上としております。

36、37ページをお願いいたします。

2項財産受払収入1万1,000円、前年度比4万円の減、こちらも令和4年度の実績に基づく計上でございます。

19款1項寄附金8,000万2,000円、前年度比1,500万円の増。令和4年度のふるさと納税実績額を参考に計上しております。

20款1項基金繰入金2億2,980万円、前年度比1億7,800万円の増は、財源不足に充当する財政調整基金、小中学校の施設改修工事や、桜谷多目的広場の休憩場建築工事に充当する公共施設整備等基金、来年度から本格実施の給食費無償化事業に充当するふるさと応援基金などの繰入金の積み上げとなっております。

2項特別会計繰入金は、介護保険事業特別会計からの繰入金として存目での計上でございます。

21款1項繰越金5,000万円、前年度比7,000万円の減。本年度は剰余金の大半を基金に積み立て、例年と同様の計上に戻した形としております。

22款1項延滞金加算金及び過料30万2,000円、増減なし。こちらは令和5年度の見込額を計上しております。

2 項町預金利子は存目の計上でございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。

3 項雑入5,311万8,000円、前年度比734万2,000円の減は、給食費無償化事業の実施に伴う負担金の減を要因とし、宝くじの売上金を原資とする県市町村振興協会市町村交付金1,120万円、学童クラブの利用料435万3,000円、中学生海外交流事業の個人負担金530万円などを積み上げて計上してございます。

23款 1 項町債 3 億6,630万円、前年度比660万円の増は、地方交付税の不足分を補填する臨時財政対策債や、防災行政無線親卓設備更新工事に充当する緊急防災減災事業債、普通河川刑部川の河川改良工事に充当する緊急自然災害防止対策事業債、日吉小学校体育館天井改修工事に充当する学校教育施設等整備事業債などの積み上げとなっております。

以上、一般会計の補足説明といたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は15時50分といたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時50分

○議長（古坂勇人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで質疑を行います。

ここでの質疑は、議員自身の所属していない常任委員会の予算項目の詳細に限り認められます。

なお、議会運営委員会での申合せのとおり、1 件の質問に対し3 回まで発言を認めます。質問の件数については、議会運営委員会での申合せのとおり、この後、総括質疑もありますので、会議時間などを考慮し、議会運営上、常識的な範疇において実施していただけるようお願いいたします。

6 番、池沢議員。

○6 番（池沢俊雄君） じゃ、私は所管外の質問をさせていただきます。

まず、予算書101ページの広域最終処分場関連事業の町道1153号線の設計業務、詳細設計業務で延長145メートルの、予備設計業務が延長340メートルの、合わせて260万円、まずこ

の場所を詳細に説明いただきたいんですけども。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

まず、場所でございますけれども、八反目のタガヒロシ宅から味庄のほうに向かいまして、ちょうど上味庄の交差点がございますけれども、そこまでの区間が今回の場所となります。

まず、145メートル分につきましては、基本的には広域が主体となった予算配分、それから残りの340メートル、これ、味庄側になりますけれども、こちら側については町のほうの主体となっておりますのでございます。

この分けなんです、八反目の県道日吉菅田線から入ってまいりますと、八反目集落に入る1つ目の交差点がございます。たしかミソノさんというお宅だったと思いますけれども、そこまでが、一応広域が関連した工区、それ以降の味庄側が、町が主体となって、やる工区というふうに分けてございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） そうしましたら、歳入の23ページにもありますけれども、土木費の負担金で道路改良費負担金広域云々とありますけれども、144万円というのが広域から歳入で受けて、今回145メートルを詳細設計するための経費ということで、歳入で受けることでよろしいですかね。

○議長（古坂勇人君） 若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

お見込みのとおりでございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） じゃ、それに、その道路に対します幅員ですけれども、私の知るところですと車道幅員が5メートルかな、それと歩道幅員が2.5メートルという、私、そういうような説明で聞いていますけれども、これは間違いございませんか。

○議長（古坂勇人君） 若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） そのとおりでございます。

○議長（古坂勇人君） 池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） それは分かりました。

じゃ、次に、やはり広域の最終処分場の関連事業の船木の河川なんですけれども、河川の370万円という、今年、予算がございますけれども、これについては、先ほど歳入で申し上げましたとおり、土木費負担金で広域のほうから185万円という歳入見込みがありますけれども、これに対しての歳入だと思えますけれども、この場所ですね、排水管河川整備の排水整備、場所がどこからどこまでなのか説明いただけますか。

○議長（古坂勇人君） 若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

先ほど申し上げました日吉誉田線から入りまして1つ目の交差点、たしかミソノさんだっただと思いますが、お宅の脇の交差点に集落のほうから川が出てきておりますけれども、その交差点から下流部分約200メートルを予定してございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） そうしますと、200メートルを、今回測量が370万円、予算額になっておりますけれども、収入のほうは185万円ということですのでけれども、この差額分、一般財源の負担になると思うんですけれども、これの意味合いはどんなことなんですか。

○議長（古坂勇人君） 若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

基本的には、本来この河川については直接的に広域市町村圏組合では、場内ではございませんので、本来であれば広域のほうの負担というものはどうなのかというところの議論の中で、本町といたしましてもこの地域からの強い要望で、最終処分場の調整池の流末が絡むということで、2分の1の負担を広域のほうにお願いし、本町が残りの2分の1を負担し、整備を図るといようなこととなったためでございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 内容的には分かりましたけれども、私は、じゃ八反目のほうの自治会要望ということであれば、これは、この辺までは広域さんのほうにやってもらえたらなというような気がするんですけれども、その辺はこれからの、また話になるんですか、これは確定ということで考えてよろしいんですか。

○議長（古坂勇人君） 若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） 私どもといたしましては、これまでもそういうお願いを含め

てしてきたわけでございますけれども、それが決まったところとして2分の1ずつと、先ほど申し上げましたように広域とすれば場外ということもありまして、要望ではあるんですけども、それは管理すべき主体が町であるということから、このような予算分配というような形になったところでございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） じゃ、中身は分かりました。

ただ、これからも、じゃこれは測量ですから、現実的には工事とかいろいろなものが入ってきますけれども、それについてもフィフティ・フィフティということによろしいですか。

○議長（古坂勇人君） 若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） 私どもといたしましては、そのように考えてございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ありがとうございます。じゃ、その件は結構です。

次、予算書の25ページの森林整備事業補助金、森林環境税を300万円充当するという事ですけれども、私、補助金のやり方がどういうふうなやり方でやるのかちょっと分からないんですけれども、要は町長の説明等でありますと、電線がある町道に対する立木を伐採して、低木を今後植えるというような、恐らく内容ですけれども、ここの現場を決めるのは、誰が決めるんですか。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

令和元年度災害の際に停電に及ぼした箇所ということで、東京電力から最重要路線ということで指定を受けた権現森線を今のところ予定しております。

そこで、県とも今年度協議、東電とも協議しながら、その箇所を来年度整備する予定でございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） じゃ、場所については決まっているんですね。

それと、林業事業体に対し、事業費の10%を補助するというようなことを書いてありますけれども、この林業事業体というのは、どのような組織を指しているんですか。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

本事業につきましては、国の特定再生事業、あと県の災害に強い森づくり事業を活用し行うものでございまして、事業実施主体ということで森林組合を今のところ考えております。

事業体としては10事業所ぐらいあるんですが、やはり事業所の大きさとか、長柄町に近いというところで森林組合を今のところ予定しており、そこに対して間接補助方式ということで、事業主体に対して10%の補助が採択要件となっておりますので、森林組合に対して10%補助するものでございます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ちょっとまだ全て理解できないんですけども、というのは事業費の10%で実際にできるのかどうか、10%程度の補助率で。それと、あと土地そのものが公道じゃないですよ。恐らく、ほとんど民地だと思うんですけども、そういうようなところ、だから要は地主の了解を得てやらなくちゃいけないんでしょうけれども、10%で、本当にこの事業は完結できるのかどうか。

私、考えてみると、10%ぐらいじゃやる人が、例えば森林組合でもやらないような気がするんですけども、経費が、90%は自分らの経費ということになりますから、その辺どうなんでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） すみません、説明不足で申し訳ございません。

事業主体に県・国で40%、町で10%、50%です。そうすると、森林組合のほうは50%負担ということになりますが、これに関しては、地権者の了承を得たものとして伐採した木を売って、その財源にするということで、今、事業のほうの計画を進めております。また、ですので、所有者に関しては所有者の負担はなしということであります。

また、この事業については民有地、最重要インフラの整備ということで、民有地の活用をしていいということになっておりますので、このような事業となっております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） じゃ、結局は50%の助成があるということですよ、合わせて。

ただ、民有地、50%の補助があつて、あとは、いい木であれば、いい木ってちょっと表現悪いかもしれないけれども、用材としてなるような立木であれば売れますけれども、ほとんどそんな木はないような気がするんですけども、どうなんですか。まず、杉なんか溝腐れ

とかすごい入っちゃっていて、用材になるような立木は、私、ほとんどないような気がするんですけども、その辺、本当に森林組合が木を売って、残り分を回収できるかどうかというのはどうなんですか。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えします。

池沢議員のおっしゃるとおり、私どもも当初、本当に大丈夫かなということで、逆に民地の所有者、森林所有者の方に負担が応じると非常にご迷惑かかるかなと思っておりましたが、再度その辺は確認したんですが、森林組合のほうは大丈夫だと、今のところそういう回答を得ております。

○議長（古坂勇人君） 池沢議員。

○6番（池沢俊雄君） 質問じゃないです。

結構です。ありがとうございます。この事業、反対するわけじゃありませんので、頑張ってこういうふうな事業を進行していってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（古坂勇人君） ほかに質疑ありませんか。

10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） 10番、柴田です。

教育費の中の109ページの学校管理費の中で、日吉小学校1年生教室床張り改修工事ということで250万円計上していますけれども、子供の安全性の面から確認させていただきたいんですけども、床がかなり腐っているということですが、いつ頃から腐り始めて、確認できているのか。湿気ということであるんですけども、これまで改修、応急的な改修ですよ、その辺を含めて、どんな状況であったのか。それと、今現在どの程度の危険性というか、腐食というか、腐れている部分がどの程度あるのか。もう一点は、施工時期がまたいつ頃になるか、その辺を含めて、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

日吉小学校の1年生の教室の床は、ほかの教室と違って、ビニールというんですかね、木材ではなく、ビニールシートのようなものを張ってあります。ふかふかの感じなんですけれども、自分の記憶によりますと7年か8年前に床が、木がけば立つというんですかね、ささ

くれ立ってしまっていて、子供が雑巾かけるときとかに、また小さい子ですから、座ったりするときに危ないからということで、表面を剥がしてマットを張ったという、ゴムマットを、記憶があります。

現在どうなっているかという、本年度、床が、子供が乗るとぶかぶかになっている状態が2か所発生しております。そこについては、一度、床を剥がして、中の様子を見て、現在はモルタルを張って、子供が乗っても落ちないような状態にはしてあります。

原因、なぜ床が、穴が空いてしまったわけじゃないんですけれども、ぶかぶかになっているかというのがはっきり分からない状態でありまして、一つは通風の問題があると思います。1年生の教室の床から校舎側に向かって、下に通風口が開いているんですけれども、そこが通風の力が足りないのか、その辺も併せて1年生の教室のほうの工事を実施したいと考えております。

実施時期につきましては、子供がいる授業日等についてはできませんので、夏休みに集中して行えればと考えております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） ありがとうございます。

かなり前にビニールシート張りをして、足はずぼっと入らない状況なんでしょうけれども、要因として湿気ということですので、この250万円で根本的な解決にはならないと思うんですけれども、今後これを総体的に改修というか、予定はあるんでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） 今ご指摘ありましたとおりで、1年生の教室の隣の2年生の教室は、実は下が、床が木なんですね。そこについては腐食がない状態で、同じ通風口がある状態なんですけれども、床に異常はないという状況でございます。

夏休みに関しましては、一度全部剥がしまして、土台から張り替えて、今度はビニールシートではなく、きちんとした木材のほうを設置し、さらに床に通風口、脇に換気のできるような通風口も設置をしていきたいと考えております。

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） ありがとうございます。

3回目ということなので、緊急性というか、多分あるんじゃないかなと、私、思うんですけれども、さっき補正の中で残額があるんですよ。減額しているんですけれども、この冬



休みというか、学年末ですか、こういう休みじゃ工期足りないのかどうか分からないんですけども、それで補正で早めにやったほうがいいんじゃないかなと私は考えるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。その辺の検討したんでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） ご指摘のとおり、検討はさせていただきました。できることであれば、冬休み期間等を利用して実施も考えたんですけども、期間が短いためにちょっと厳しいという結論になりましたので、夏休みに行う計画にさせていただきました。

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） ありがとうございます。

日常的に子供たちが使っているものですから、日常的な日々の点検を十分お願いして、事故の起こらないようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（古坂勇人君） ほかに質疑ありませんか。

8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 8番、本吉です。

すみません、79ページの園バスの運行業務についてお伺いしたいと思います。

これは長期契約で、今回が契約の更新になると思いますけれども、入札方法を教えていただきたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） 園バスの運行業務につきましては、令和4年から3年ということで契約を結んでおりますので、来年度は今年度の単価と同じということで、あと2年後にまた新たに選定作業に入るという形になります。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 分かりました。じゃ、そのときまた、しっかりと入札方法を考えていただきたいと思います。

あともう一点、81ページなんですけど、病児病後保育費ということで、病後児保育なんです

ようけれども、病後保育費ということなのですが、現在どちらを利用されている方がいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） この施設については白子町の酒井医院が該当するということで、やはり地域が遠いということで、なかなか利用者が今はいないということで伺っています。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 今回の予算に関しまして、病後児、酒井医院が今度閉めるような形を聞いていますけれども、その辺はどういう形になっているのでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（森田孝一君） すみません、その情報、私のほうが承知してございませんので、それ、改めて内部で検討させていただきたいというふうに考えます。

○議長（古坂勇人君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ検討していただきまして、茂原にもありましたけれども、そこももうやっていないということですので、利用者さんがいらっしゃると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（古坂勇人君） ほかに質疑ございませんか。

9番、星野一成議員。

○9番（星野一成君） 9番、星野です。

2点質問をさせていただきます。

1点目ですが、予算書の53ページ、企画費の中の12節委託料、特産品開発業務の100万円でございますが、知名度向上及び経済活性化を目的として新たな特産品を開発するとありますけれども、新たな特産品とはどのようなものをイメージしているものかお伺いいたします。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今年からまた新たなということで、町内の農産品とか竹だとか、そういう資源関係を活用したもの、もっと言ってしまうとガラナは独自化にちょっと難しいということで、今、農産物という点ではちょっとつまずきぎみでございますので、今年から町内の農産品を使ったもう一つのということで、取組を行っております。

今年からその辺をやっている中で、こういう事業というのは、どこの町村もそうなんですけれども、継続して、そういうことを繰り返しやっていく中で、本当に真の特産品のようなものがまた出てくるのかなというところもあります。

来年度予算につきましては、新たな特産品PRとかということを読み取ったのかもしれませんが、一旦これにつきましては、そういうものも、千葉大学の学生さんのほうの活動としては予算のかからない範囲でやっていっていただく形になるのかもしれませんが、今回開発の関係が、そろそろ成果が上がってくると思いますので、その辺の販路の開拓だとか、また新たな、ガラナのとくと同じようにPRですとか、そういうようなソフトな部分に対して様々取組を行っていく、そのような予算立ての考え方で用意させていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 9番、星野一成議員。

○9番（星野一成君） それで、この件については委託料ということで、委託先があると思うんですが、その辺は決定されているんでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） これにつきましては、これまでも行っております包括連携協定を結んでおります千葉大学さんのほうにまた継続してお願いをしながら、新たなものを開発し、また販路を開拓しという、そういう形で考えております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 9番、星野一成議員。

○9番（星野一成君） それこそ長柄町にふさわしい特産品を作っていただければと思います。

それと、もう一点ですが、予算書の91ページ、農業振興費の中の18節負担金補助及び交付金でございますが、新規就農者支援事業補助金115万2,000円についてお伺いいたします。

2つの事業があるようでございますが、具体的にどのようなことなのかお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） 遅くなりまして、すみません。お答えいたします。

まず、新規就農者支援事業費として、研修生を受け入れていただける町内の認定農業者とかその組織、農業体とかいうところに対して補助をするものでございます。

実はいろいろ考えた中でこれを出したわけでございますけれども、町は町のものという農業に新規に就農者をやっていただきたいという願いもございまして、その中で、一番地元に通じている方が一番受入先としてふさわしいのではないかとということで、こちらの事業を新しく事業を立ち上げたものでございます。

やっぱり地域での人付き合いとか、これからの新規就農に向かっていくには、やっぱり地元にはたほうが、地元の知っている方がいたほうが、やっぱり信頼性とか担保等もありますので、受入れしていただける事業体がありましたら、そちらに補助をしたいということで、この事業を立ち上げたものでございます。

あと、2つ目としましては、そこに入ってきた方に対しまして、例えば農業事務所で開催している研修とか、農業大学校の研修とかございます。こちら、テキスト代とか研修費用がかかりますので、その方に対して、その研修費用に対しての補助、この二本立てで新規就農として、取りあえず段階的に、来年はそれで事業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 9番、星野一成議員。

○9番（星野一成君） 小泉課長、新規就農者なんですけれども、この事業については年齢制限を設けるんですか。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） 現在、制度設計、詳しいところまでまだ、今月中にまとめる予定でございますけれども、できるだけ若い方ということで考えておりまして、ただ、県の基準とか国の基準より若干上、例えば国とか50歳なんですけれども、55歳ぐらいまでとかいうふうに、町はちょっと緩和した感じで今考えております。

○議長（古坂勇人君） 9番、星野一成議員。

○9番（星野一成君） 課長、ありがとうございます。

私、何で、今、年齢制限聞いたかといいますと、今、課長のほうから緩和するというような、そのお言葉を待っていました。

最近の農業、新規就農者、本当にいけませんので、やはりできることであれば55歳よりもっ

と年齢を上げてもらった中で、会社定年後とか、定年後でも新規就農したいって方いらっしゃると思うんですよ。その辺でもう少し、今、今月中に協議するということであれば、もう少し年齢のところ上げていただければありがたいなと思います。

私のほうは以上です。

○議長（古坂勇人君） ほかに質疑ありませんか。

5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） すみません、105ページなんですけれども、言葉なんですけれども、防火水槽更新工事とあるんですけれども、防火水槽の設置工事じゃなくて更新工事って、更新って、どんな更新するのか教えていただきたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

内藤総務課長。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

防火水槽の更新工事ということで表記されておりますけれども、場所は、上野に今現在ある防火水槽が老朽化しているということで、同じ位置にもう少し容量の大きなものを設置する工事となっておりますことから、一応、更新工事ということで表記をさせていただきました。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 容量を大きくするって、何トンから何トンに、容量って勝手に動かせないかと思うんですけれども、それで今質問、何トンから何トンと聞いたんですけれどもね。

○議長（古坂勇人君） 内藤総務課長。

○総務課長（内藤文雄君） 分かりづらい答弁で申し訳ありません。

実質同じ場所に造りますが、老朽化していることから、新しく15立米ぐらいから40立米ぐらいだと思うんですけれども、新規に造るものでございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 今の浄化槽については、本会議が終わってから見に行きたいと思いません。

〔「防火水槽」と呼ぶ者あり〕

○5番（鶴岡喜豊君） 失礼しました、防火水槽。

あと、次、消火栓についてお聞きしたいんですけども、令和5年、消火栓について、長柄町、1基要望しているということで認識しているんですけども、その消火栓1基、どこを要望しているか。予算書見て、要するに負担金、消火栓の場合、ないんでしょうかね、消防署に申し込めばやってくれる。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

内藤総務課長。

○総務課長（内藤文雄君） お答えいたします。

恐らく、大庭で工事やっていることから、大庭の道路が対象になっていると思われます。

お金のことにつきましては、実施になる工事の進捗状況もありますので、特別負担金ということで払うことになると思います。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） その消化栓について、負担金払う予算、どこに載っていますかね。千何百万円だから、その中に全部、中に入っているということですか、内訳を見ると。消火栓1基当たり、どのくらいの負担金になりますか。

○議長（古坂勇人君） 内藤総務課長。

○総務課長（内藤文雄君） 手元に資料がございませんので、後で資料を提示させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 三枝でございます。

私のほうから2点ばかり、大した質問でないかもしれませんが、まず1点目は9款の教育費の中から、ページでいいますと113ページ、この中に説明のところ、14というところの室内運動場防火カーテン、これ、体育館のことですよ、簡単に言うと。

それで、その中でカーテンの交換工事で120万円という金額出ているんですけども、窓側にカーテンについていると思うんですけども、このカーテン、私、記憶で申し訳ないんですけども、普通のカーテンと、そうじゃなくてレースみたいなカーテンとかあると思うんですけども、両方、もしあったら、両方、その中に入っているんですかね。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

中学校の体育館のカーテン工事ということで、レースのカーテンは、白いカーテンというのは入っていないです。例えば、真っ暗にするための暗幕を含めて、暗幕と同時に防火になっているような、遮光カーテンというんですか、そういう形のを設置する考えであります。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 分かりました。

私、勘違いしていたかもしれませんが、ちょっと頭の中でひらめいたものですから聞きました。

カーテンですから、当然窓を覆ってあるカーテンなんですけれども、舞台には幕があると思うんですよ。そちらのほうは考えてなかったんですか、結構年数がたったと思うんですけれども。

○議長（古坂勇人君） 川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） ステージの上のどんちょうという形でしょうか。

今回は、どんちょうのほうは考えておりません。非常に、どんちょうというのは額が高いものでして、なかなか予算も高くなりますので、今回は体育館の遮光カーテン、防火カーテンと考えております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 認識不足で申し訳ありません。すみません。

じゃ、最後にもう一点。

それでは、同じ教育費の中から、ページでいいますと123ページ、これは上段のほうに工事の請負費で桜谷多目的広場の休憩施設建設工事という形で出ていまして、1,000万円、結構高額出ているんですけれども、どういう工事するのか、内容をお聞かせください。

○議長（古坂勇人君） 松本生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） こちらにつきましては、現在、トイレ、仮設トイレぐらいしかありませんので、利用者の高齢者の方とかから、洋式トイレ等が欲しいという要望がありました。山之郷の多目的広場はご存じかと思うんですけれども、あそこにあるあずまや的な建物ありますが、あれと同じようなものを想定しております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 桜谷にそういう設備がなかったの、私も確認しておるんですけども、お年寄りなんか来て、ここで遊んだ場合、トイレとか非常に困る問題だと思いますけれども、私、思ったんですけども、桜谷、芝は張っていませんよね、地べたに。

〔「芝、張ってあります」と呼ぶ者あり〕

○7番（三枝新一君） ありますか。ごめんなさい、あったか、勘違いして申し訳ないですけども。

お年寄りが集まって、そういうゲートボールとかやるんだと思うんですけども、そういう形になっていると思いますけれども、それはいいと思いますけれども、老人について、こういうふうな設備をいろいろ造っていただけるということはありがたいことですので、ほかにも造って、長柄地区のもっと、山之郷だけじゃなくてほかにも造っていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（古坂勇人君） ほかに質疑ありませんか。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 総括的なものでもよろしいんですね。よろしいですね、総括。

〔「まだ総括」と呼ぶ者あり〕

○6番（池沢俊雄君） 総括、まだですか。

〔「質疑がないで、次に移りますので」と呼ぶ者あり〕

○6番（池沢俊雄君） 分かりました、じゃ総括で。

○議長（古坂勇人君） じゃ、質疑ありませんね。

〔発言する者なし〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。

これで、所属外常任委員会に係る予算項目について質疑を終わります。

続いて、総括質疑を行います。

総括質疑は、従来の取扱いのとおり、予算項目の款項に限って行います。

質疑ございますか。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 私、簡単な質問させていただきます。

先ほど、一般会計の補正予算で基金のほうに相当積み増しがありましたけれども、この補



正予算の積み増しした後の財政調整基金と公共施設整備基金の残高を教えてくださいませんか。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

財政調整基金につきましては、令和4年末の残高で9億1,100万円余でございます。9億1,100万円から、公共施設整備等基金につきましてもご質問でしたよね、そちらは9億3,600万円余となります。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） すごくいっぱい基金がありますね。それだけで結構です。今度、予算のほうのときにまた質問させていただきます。

○議長（古坂勇人君） ほかにありますか。

[発言する者なし]

○議長（古坂勇人君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これで総括質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案第20号から議案第25号までの6議案は、議会運営委員会で決定のとおり、各所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

総務事業常任委員会、3月6日月曜日午前9時から、住民教育常任委員会、3月7日火曜日午前9時からで行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第25号までの6議案は、それぞれの所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

---

### ◎休会の件

○議長（古坂勇人君） 日程第28、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査及び予算審査常任委員会開催のため、明日3日から15日まで休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

よって、明日3日から15日まで休会とすることを決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（古坂勇人君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

再開は3月16日午後3時といたします。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時34分

## 令和5年長柄町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和5年3月16日(木曜日)午後3時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 議案第20号 令和5年度長柄町一般会計予算  
議案第21号 令和5年度長柄町国民健康保険特別会計予算  
議案第22号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算  
議案第23号 令和5年度長柄町介護保険特別会計予算  
議案第24号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計予算  
議案第25号 令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算  
(委員長報告)
- 日程第 3 議案第26号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第27号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第28号 令和4年度長柄町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 6 発議案第1号 長柄町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 

### 出席議員(11名)

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 佐久間 繁 英 君 | 2番  | 神 崎 清 美 君 |
| 3番  | 高 橋 智恵子 君 | 4番  | 岡 部 弘 安 君 |
| 5番  | 鶴 岡 喜 豊 君 | 6番  | 池 沢 俊 雄 君 |
| 7番  | 三 枝 新 一 君 | 8番  | 本 吉 敏 子 君 |
| 9番  | 星 野 一 成 君 | 10番 | 柴 田 孝 君   |
| 11番 | 古 坂 勇 人 君 |     |           |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 月 岡 清 孝 君 総務課長 内 藤 文 雄 君

企画財政課長	白井 浩 君	税務住民課長	山越 康弘 君
健康福祉課長 兼地域包括支 援センター長 兼福祉社 センター長	森田 孝一 君	建設環境課長	若菜 聖史 君
産業振興課長	小泉 義彦 君	会計管理者	石井 和子 君
こども園長	川嶋 静雄 君	教 育 長	石川 和之 君
学校教育課長 兼給食社 センター所長	川田 亨 君	生涯学習課長 兼公民館長	松本 昌久 君
選挙管理 委員会書記長	内藤 文雄 君	農業委員会 農事務局長	小泉 義彦 君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 幹 宏	議 会 書 記	貝 塚 匡
議 会 書 記	那 須 悠 太		

---

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（古坂勇人君） 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中お集まりいただきご苦労さまです。

傍聴の皆様方にはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（古坂勇人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第20号～議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第2、議案第20号 令和5年度長柄町一般会計予算、議案第21号

令和5年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第22号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第23号 令和5年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第24号

令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第25号 令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも令和5年度の予算で関連ありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案件につきましては、既に上程され、予算審議常任委員会に付託して審査していました

ので、審査の経過及び結果につきまして委員長に報告を求めます。

総務事業常任委員会委員長、本吉敏子議員。

○総務事業常任委員長（本吉敏子君） 令和5年度予算審査、総務事業常任委員会委員長報告をさせていただきます。

3月2日の第1回議会定例会において、本常任委員会に付託されました案件は議案3件でございます。この審査のために、去る3月6日、委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は、議案第20号 令和5年度長柄町一般会計予算、議案第22号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計予算についてであります。

本議案については、原案のとおり可決することと決定いたしました。

なお、審査の過程において、町当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたが、その主なものを要約して申し上げます。

まず、総務課の審査では、防災備蓄品等整備事業について、入替え物資は何かと、また入れ替えた備蓄品はどのように処分しているのかとの質問に対し、計画的に入替えを行っており、今年度はアルファ化米、粉ミルク、トイレトペーパー等を予定している。入替え時期については、台風シーズンの後を予定しており、賞味期限内に小中学校やフードバンクへ配布し有効活用したいと答弁がありました。

次に、防災行政無線親卓更新工事の発注に当たっては、導入後の経費等を含め慎重に実施されたいとの要望に対し、今回予定の工事は親卓の入替えを行うもので、現在設置されている機器が耐用年数を大幅に超えているため、関連する中継局や子局との互換性を担保しつつ、導入方法について検討したいとの答弁がありました。

次に、公用車管理事業について、公用車をリース方式により調達する考えはないかとの質問に対し、購入時の負担軽減に資することから、入替え時には比較検討したいとの答弁がありました。

企画財政課の審査では、特産飲料製造業務に関し、特産飲料の売行きと今後の見込みについて伺いたいとの質問に対し、販売当初と比較して若干落ちてきているものの、冬季においては都市部での売上げが伸びており、今年の夏が終わる頃には在庫がなくなる見通しであることから、新年度予算にて追加生産する予定であるとの答弁がありました。

次に、タウンアドバイザーについて、引き続き千葉大学田島助教へ依頼するつもりなのかとの質問に対し、千葉大学との包括連携協定もあり、国や企業とのパイプ役として、またその他町政策等にも協力いただいている。変更する予定はないとの答弁がありました。

次に、奨学金返還支援事業について、現在返済中の方も対象になるのかとの質問に対し、本年3月以降に大学や専門学校を卒業し4月以降に返済が始まる方を対象としているとの答弁がありました。

続いて、産業振興課の審査では、多面的機能支払交付金の推進状況について伺いたいとの質問に対し、組織内における事務負担の軽減を図り、制度周知にも積極的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、都市農村交流センターの指定管理に関わる委託費について、昨今の物価高騰を受け委託費を見直す予定があるか伺いたいとの質問に対し、受託者からの要望もあり、新年度中に協議する予定であるとの答弁がありました。

次に、町営プール屋根改修工事の予算額について適切であるかとの質問に対し、屋根全体の改修を考えた参考見積りをいただき予算計上している。しかし、昨今の物価高騰により、予算の範囲で完了できるかは確約できないとの答弁がありました。

続いて、建設環境課の審査では、町道1161号線と町道2112号線の工事価格の差異について伺いたいとの質問に対し、町道2112号については、現状、砕石が敷かれており、一部路肩を除き路面の舗装のみとなっている。対して、町道1161号線については、盛土及び掘削が含まれるためであるとの答弁がありました。

次に、地籍調査事業について、境界の未確定箇所や所有者不明の土地について、どのように解消していくつもりなのかとの質問に対し、所有者不明の土地について境界資料があるものは、法務局と協議の上、公告し確定する事業実施中に所有者情報が得られた場合については、情報を活用しながら解消していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、農業集落排水に関し、現状の課題について伺いたいとの質問に対し、中継ポンプについて、以前は通報装置の維持経費が高額なことから、安価なものに交換を行うという課題があったが現在は解消している。今年度、国庫補助を利用して大規模改修をするための修繕計画を作成しており、次年度以降、計画に沿って進めていく予定であるとの答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席の下に総括質疑を行いました。

総括質疑では、森林・山村多面的機能発揮対策等交付金について、有害鳥獣対策や里山保全による雨水保水能力向上に資する活動であることから、制度活用に向けた積極的な情報発信していただきたいとの要望がありました。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました議案第20号 令和5年度長柄町一般会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきもの、議案第22号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして総務事業常任委員会の委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） ご苦労さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、星野一成議員。

○住民教育常任委員長（星野一成君） 9番、星野です。

それでは、令和5年度予算審査、住民教育常任委員会委員長報告を行います。

3月2日の第1回議会定例会において、本常任委員会に付託されました案件は議案4件です。この審査のために、去る3月7日、委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案のうち、議案第20号 令和5年度長柄町一般会計予算については、可否同数となりましたので、委員長裁決により否決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 令和5年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 令和5年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第25号 令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決することを決定いたしました。

それでは、審査の状況につきましてご報告いたします。

生涯学習課の審査では、町スポーツ協会について、団体数と活動の内容を伺いたいとの質問に対し、団体数は11団体で、各団体から事業報告と会計報告が提出されているとの答弁がありました。

続いて、学校教育課の審査では、子育て支援金は申請する必要があるのか、支給額はどうなるのかとの質問に対し、支給先の口座情報等を確認する必要があるため申請していただく。支給額は、出産時に5万円、こども園等の入園時、小中学校入学時、中学校卒業時に各2万



円を支給するとの答弁がありました。

続いて、税務住民課の審査では、説明に対し、内容については理解しているとの意見で質疑等はありませんでした。

続いて、健康福祉課の審査では、敬老祝い品はどのようなものとするのかとの質問に対し、令和4年度と同様にカタログギフトで継続したいとの答弁がありました。

次に、介護職員初任者研修事業は新規事業なのか、研修終了後はどのような場所で勤めるのかとの質問に対し、新規事業である。事業所の介護職の資格が取得できるので、そういった事業所に勤めることができる。また、家族の在宅介護のスキルアップ、社会福祉協議会への人材登録など、活躍してほしいとの答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席の下に総括質疑を行いました。

令和5年度長柄町一般会計予算のうち、子育て支援金について、子育て支援金については、町の子育て対策として力を入れていることを示すのであれば、出生時には予算どおり5万円、小学校入学時に5万円、中学校入学時に8万円とし、また幼稚園等の入園時と中学校卒業時には必要ないのではないかなどの反対意見と、18歳までの子育てのいろいろな段階で支給されるのは保護者としてはありがたいことであり支給額は多いにこしたことはないが、お祝い金ということであればよいと思われるとの賛成意見がありました。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました議案第20号 令和5年度長柄町一般会計予算については否決すべきもの、議案第21号 令和5年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 令和5年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第25号

令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その後、昭和52年自治省行政課長通達に基づき、否決すべきものとした住民教育常任委員会所管分の令和5年度一般会計予算のうち、子育て支援金事業について、本委員会としては、出生時に5万円、ランドセルや制服など、より多くの出費がかかる小学校入学時に5万円、中学校入学時に8万円を支援するべきとの考え方を示し、町執行部と協議したところ、本委員会の示した内容に改め、不足する予算については補正予算にて対応する方針で、町執行部と住民教育常任委員会で合意しました。

以上、併せて委員長報告とさせていただきます。

○議長（古坂勇人君） ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査経過と結果に対する質疑にとどめ、付託された議案に対し、町執行部に質疑することはできませんので、ご了承を願います。

議案第20号から議案第25号に係る委員長報告に対する質疑を行います。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 6番、池沢でございます。

総務事業常任委員会委員長報告につきまして、質問を委員長にさせていただきます。

ただいまの委員長報告で、議案第20号 令和5年度長柄町一般会計予算の委員会等審査において、賛成多数で可決されたとの報告でありましたが、委員会での審査経過において、予算のどの内容に対し、どのような意見があったのかをお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

本吉敏子委員長。

○総務事業常任委員長（本吉敏子君） ただいま、池沢議員の質問にお答えさせていただきます。

ある委員より、総務課から建設環境課まで協議させてもらったが、賛成しなかった一番の理由としては、企画財政課で実施しているガラナに関する件である。

ガラナについて、政策開始から現在3年目である。この中身について、私なりに考えさせていただいたことは、白井課長からも思ったより売れていないとの答弁をいただいていた。これは一般質問での答弁の内容であり記録にも残っている。この500万円という事業費用について、私はコロナがまだ終わっていないという状況下において、事業を続けていくというのも一つの方法なのかもしれないが、生活困窮者とひとり親等にある程度の補助を与えてみてはどうかという思いを踏まえて、挙手を拒ませていただきたい。

私は悪いとは言わないが、予算の配分をもう少し、生活困窮者のほうへ回していただけなにかという意見がありました。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ただいま、ご答弁ありがとうございました。

本吉委員長の答弁で、2款1項総務管理費、7目の企画費、12節委託料の特産飲料製造業

務のガラナ事業予算に対する意見としてありましたが、私も町の特産飲料のガラナの製造販売につきましては、何年も前から、ご意見としては申し上げているつもりでございます。

令和5年度で3年度目の事業となりますが、本事業は町の知名度の向上や本町の産業振興に寄与する事業としての効果に私は疑問を抱いております。

その理由としては、1点目は、飲料の卸売価格が製造原価を大きく下回って販売していることや、販売割合が年々、3年度からですけれども販売割合が減少していること。

2点目としては、一般質問にも回答でございましたけれども、県の観光施設以外の小売店舗におきましても、全て町観光協会を経由しながら販売し、町に、本来で入る歳入、入る歳入を減少させている販売システムや、本事業により町観光協会に新たに法人税負担を発生させていること。

3点目といたしましては、私の耳に入ったところでございますけれども、小売店に販売する際に押売的な要素があると思われること。

以上のような観点から、7目の企画費のガラナ製造の委託費500万円の予算につきましては、再検討していただきたいとの意見を申し上げ質問を終わりといたします。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 池沢議員、答弁のほうは。

○6番（池沢俊雄君） 結構です。

○議長（古坂勇人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案ごとに討論と採決を行います。

まず、議案第20号 令和5年度長柄町一般会計予算に対する討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第20号 令和5年度長柄町一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手多数。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和5年度長柄町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号 令和5年度長柄町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第22号 令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 令和5年度長柄町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第23号 令和5年度長柄町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計予算に対する討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第24号 令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第25号 令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第26号、議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第3、議案第26号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第27号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

日程第3、議案第26号、日程第4、議案第27号、双方とも国民健康保険制度に関連するものですので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第26号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号は、健康保険法施行例の改正に準じ、本条例に規定する出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に改めるもので、産科医療補償制度の加算対象となる出産には、1万2,000円を加算し一時金の支給総額を50万円とするものです。

次に、議案第27号は、国民健康保険法施行令の改正に準じ、国民健康保険税の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引上げとともに、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改めるものです。

詳細につきましては、税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

山越税務住民課長。

○税務住民課長（山越康弘君） それでは、議案第27号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

附属資料の11を御覧ください。

新旧対照表1 ページ目上段の課税額、第2条第3項の3行目の終わりから4行目の初めにかけてと4行目の終わりに記載の国民健康保険税後期高齢者支援金など分の賦課限度額を20万円、こちらを、このたびの改正により22万円に引き上げるものです。

また、この金額を反映しております同じページの中ほど、国民健康保険税の減額、第21条の下から4行目の終わりから3行目の中ほどに記載の金額も改めております。

ページをおめくりいただき、2 ページ目ですが、5割軽減に関する所得要件が記載されている同条第1項第2号は、6行目に記載の28万5,000円を29万円に、下の3 ページ目になります。

2割軽減に関する所得要件が記載されている同条3号の5行目中ほど、52万円を53万5,000円に改めることにより、5割軽減、2割軽減、それぞれの軽減判定が緩和されることとなります。

以上、補足説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

これより、議案第26号、議案第27号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論と採決を行います。

まず、議案第26号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第26号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第27号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第5、議案第28号 令和4年度長柄町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡清孝町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第28号 令和4年度長柄町一般会計補正予算（第8号）の提案理由をご説明申し上げます。

一般会計につきまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ131万7,000円を追加し、補正後の予算総額を48億1,772万円とするものです。

本件は、令和3年度繰越明許費における公民館建設業事業の本体工事及び監理業務の完了に伴う起債の利子を計上するものです。

詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第28号 長柄町一般会計補正予算（第8号）につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、歳出の内容から説明をさせていただきます。

補正予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。

11款1項2目利子131万7,000円の増、これまで償還金の利子につきましては、借り入れた翌月から発生することを理由といたしまして、年度末にまとめて借入れを行っておりましたが、公民館建設事業に係る支払いがあまりに多額であるため、現金不足による年末の他の支払いに支障を来すおそれがございまして、時期を早めて12月の借入れを行いました。

このことに伴いまして、1月から3月までの3か月間の利子が発生することとなりますが、過不足が生じてはならないため、例年3月上旬に届く償還表を確認の上、計上することとしたものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

ページ戻りまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

21款1項1目繰越金131万7,000円の増は、利子の財源を繰越金とするものでございます。

以上、一般会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

9番、星野一成議員。

○9番（星野一成君） 9番、星野です。



白井課長に今、借入れが12月というようなことで、この、何ていうんですかね、利息が3月に発生する、当初借入れ時期に、借り入れしたときには分からなかったものですか。お願いします。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今回率は1.1%で借入れを行っておりますけれども、これは12月の末の借入れの段階で、率としては分かっておりました。

ご質問の趣旨としては、その段階でということだと思っておりますけれども、実際には日割りの計算などもございまして、正確な数値としては償還表が来ないと分からないということになります。

今回の対象の額が大変大きいので、確定値を見てから出させていただいたもので、ざっくりと行って150万円程度を、3月の、この間の補正予算で計上しておいても、ありといえはありだったんでしょうけれども、今回3月上旬に確定値が届くことが通知されておりましたので、結果的には3月2日に来たわけなんですけれども、議会の2日目の日ですね、その日に来たわけですが、そのような対応をさせていただいたということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（古坂勇人君） 9番、星野一成議員。

○9番（星野一成君） 白井課長、レートのほうが今1.1%ということで、非常にちょっと高いような気がするんですが、借入れ先はどこですか。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

地方公共団体金融機構でございます。

○議長（古坂勇人君） 9番、星野一成議員。

○9番（星野一成君） この1.1%、償還年数と、これ固定か変動か、ちょっとその辺も教えてください。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 償還年数は35年、それから固定か変動かですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） 固定でございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 9番、星野一成議員。

○9番（星野一成君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（古坂勇人君） ほかに質疑ありませんか。

5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） ちょっと、利息についてお聞きしたいんですけども、借りる相手というのは今、白井課長が言った相手しかなかったんでしょうか。私、知ってのとおり広域のほうに出ています、利息が4%以内という言葉が気に入らないで、現在の利息何パーセントだ、借入れの利息何パーセントだって質問したら、0.7%だっている答弁だったんですよ。

今、白井課長が言った1.1と0.7では0.4%も違いますし、何億も借りてて0.4というのと2,000万とか違っちゃうと思うんですけども、その辺借りる相手というのは、今、公共何とか、それしかないんですかね。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） この公共施設の適正管理推進事業債につきましては、これまでご説明してまいりましたが、国のスキームによって行っているものでございまして、こちらの借入れにつきましては、最も公共団体が、公の機構でございますので、こちらのほうを借りているということになります。もちろん民間の金融機関もございしますが、これについては、この機構からの借入れということになります。

また、0.7%のお話もございましたけれども、実際には、ご存じのとおり、昨年から大変急な利率の上昇がありまして、実際にもう月ごとに0.1%ずつぐらい上がってきていると。今回、12月で1.0、1.1%で借入れできたんですけども、実際この3月の17日時点ですが最新がきておりまして、この3月で借りると1.4%になってしまうということで、0.3%の上昇で、それだけでも多分30何年償還で、2,000、2,007、数百万の、損失ではありませんが、そういうことになってしまうと。

今まさにそのような状況で、金利が上がってきているというところでもございまして、その点についてご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第28号 令和4年度長柄町一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第6、発議案第1号 長柄町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案件は、総務事業常任委員会委員により発議され、総務事業常任委員会委員長の本吉敏子議員を代表者、三枝新一議員、柴田孝議員、岡部弘安議員、神崎清美議員が賛成議員として提出されました。

提案理由の説明を求めます。

本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） それでは、発議案第1号 長柄町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。

令和3年5月の個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、本年4月1日から、国の取扱いに準じ、議会は町から個人情報保護法上の適用が切り離されることとなり、町では既に条例制定や所要の改正を行っております。

議会における個人情報の適正な取扱い、保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止のルールを明確にするほか、地方自治法第14条第1項の規定により、個人情報の保護に関する法律に準じて、個人情報の漏えい等に対して罰則規定を設けるなど、議会の保有する個人情報に関わる当該個人の権利や利益を保護し、併せて議会事務の適正な運営を図るため、長柄町議会の個人情報の保護に関する条例の制定を提案いたします。よろしくご審議のほどお願い

いたします。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

これより、発議案第1号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしといたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

発議案第1号 長柄町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（古坂勇人君） 以上で、本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これもちまして、令和5年度長柄町議会第1回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時45分